

平成28年 第4回定例会

# 美深町議会議録

平成28年12月13日 開会

平成28年12月16日 閉会

美深町議会

平成28年第4回定例会  
美深町議会会議録

第1号（平成28年12月13日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 8 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正について
- 第10 議案第48号 美深町税条例等の一部改正について
- 第11 議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第12 議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定について
- 第13 議案第51号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定  
の締結について
- 第14 議案第52号乃至議案第58号
- 第15 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名、全員出席です。

定足数に達しておりますので、只今から平成28年第4回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において5番荒川君、6番藤原君の両君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの4日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

はじめに、閉会中の議会の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国保負担金の調整（減額廃止を求める意見書）採択を求める要望書。1つ、高額療養費後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書。1つ、アイヌ政策に関する取り組みのお願いについての要請書。1つ、現行の介護保険サービスの継続と介護

従事者の処遇改善を求める意見書の提出を求める請願。1つ、商工会に対する平成29年度市町村補助金についての要望。1つ、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。1つ、大雨災害に関する意見書。1つ、JR北海道への経営支援を求める意見書。1つ、所得税法第56条の廃止を求める意見書、提出についての要望書の9件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第7号 美深町防災会議条例の一部改正についての専決処分。専決第8号 美深町災害対策本部条例の一部改正についての専決処分。代表監査委員から平成28年10月、11月実施の例月出納検査報告、平成28年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告。これら5件はお手元に写しを配布しておりますので、ご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、条例の制定1件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定1件、協定の締結1件、補正予算7件の計16件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありました者の職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は、小口議員ほか3名です。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 諸般の報告を終わらせます。

---

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は、通告の順序といたします。発言の時間は、再質問を含めて30分といたします。それでは、これから通告の順に従って発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは、一般質問を始めたいと思います。項目、社会福祉。件名、厚生病院運営補助について。質問の要旨を申し上げます。平成11年から始まった建設補助が、平成22年に終了になりましたが、医療機器整備にかかる補助金、運営支援補助金等、年々増加の現状になっております。厚生病院と当町が、運営のための協定書を交わしておりますが、更に信頼される運営が求められております。補助のあり方等、従前にも増した取り組みが必要と考えますが、町長の所見をお伺いするものです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から、厚生病院の運営補助についてご質疑がございました。答弁を申し上げたいと思います。只今のご質問の通り、厚生病院に対する補助は、平成11年、12年度の改築に係る建物や医療機器への補助があったわけであります。平成13年度からの10年間は、これらの改築に係る借入金の償還相当の補助であります。損失補填につきましては、運営支援補助を継続しているわけでありますけれども、近年は、整備から相当な年数が経過しておりますので、医療機器の更新の補助も行っているところであります。また平成19年に、現行の厚生病院の運営に係る協定を締結しておりまして、その内容は、美深町における地域医療の確立を目的とするものとなっており、町、更に厚生連が互いに協定内容を真摯に遂行していくことを目的として、協定を結んでいるものであります。補助のあり方について触れられておりますけれども、先ほどの運営に係る協定が厚生病院所在市町との共通のものであることから、幅広い議論が必要になるかと。いずれにしても従前にも増した考え方で、厚生連との協議、信頼ということでありましたけれども、協議をして行かなければならぬと考えております。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） この問題は、私が初めて議員になった平成19年にも質問をした記憶がありますけれども、その当時の補助は、運営支援として5,400万円程度だったものが、現在、27年度では1億8,000万円。その時に救急車2台体制等の質問等もさせてもらいましたけれども、あれから10年近い年月が経っております。5,400万円から27年度、1億8,000万円近い支援金になっておりますので、そこら辺の町長の考え方をまず、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 確かに、今、小口議員がおっしゃられる通り、平成19年、5,400万円程度の損失で、そして、これが損失補助として出しているわけであります。その他に4,100万円ほどの建設費があったわけであります。したがって、9,500万円ほどの補助があるわけであります。平成20年については、1億1,000万円ほどの赤字。4,100万円の建設補助、更には21年については、1億1,800万円。こういう経過をたどってきて、27年、今回、1億8,000万円程度となっているわけであります。これについては、何回か説明をして、ご理解をいただいていると思いますけれども、初めの段階では特別交付税という国の補助制度と言いますか、手当が実は1,000万円、2,000万円程度しかなかったわけであります。しかしながら、制度として特別交付税が認められた経過として、20年では交付税が4,300万円。しかし、21年では7,800万円。22年になって、建設補助等々も認められたということで、1億5,000万

円程度に特別交付税というものがあがって来ているわけであります。その間、国の特別交付税の制度改革等々もありまして、現在では1億1,700万円程度に、救急の部分も含めて、特別交付税が措置されているわけであります。したがって、実質的な持ち出しという部分については、当初よりも下がっているのではないかと。当時の議会答弁として、私が1億5,000万円程度はご理解をしてほしいというお願いをしたわけでありますけれども、それから先ほど申し上げました特別交付税が、そういう形で制度化されたということもありますし、町の負担が落ちてきていて1億円ぐらいになってきたと、そのような状況であります。まだまだとは申しませんけれども、だいたい1億円ぐらいには、なってきているそういうことでありますので、それほど大きく増えていると、確かに増えているのですけれども、手当てがあるということで、理解をいただけるのかなと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 厚生連の事務報告によりますと、ちょっと読ませていただきますけれども、地域医療構想を進める上で、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年を見据え、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の区分前の病床を再編する目的で、診療報酬改定による7対1、入院基本要件の減額化などで、医療機能の分化と再編が迫られていると報告をなされていますけれども、交付税の算定方法が病床数による定額制から病床稼動に応じた算定方法になるということになりますと、大体、交付税で事務局の説明では3,000万円程度減少するのではないかというようなこともありますので、その問題をまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 特別交付税の取り扱いが、今年度からだと思いますけれども、病床の稼働率と言いますか、そういうものが反映されるということで、交付税、特別交付税が下がるという、これは確かにその通りの話であります。しかし、今、議員がおっしゃる3,000万円下がるというのは、下がりすぎかと。できることならば半分くらいに、1,500万円その程度で、当面いけるのではないかと。ただ、将来はどうしても少し稼働率が下がるのではないかと思ったりするわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 厚生病院ですが、外来の延べ人数、入院利用延べ人数が資料としてありますので、そこを見ますと、平成22年当時、外来の利用が延べ人数で2万95人。平成27年度は1万5,820人、4,200人の減少です。入院の方を見ますと、22年が1万9,488人、平成27年で1万4,160人。これも5,328人の減少になって

います。この減少になっている原因、人口減はもちろんありますけれども、この主たる原因はどのように分析していますか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今時点の数字を少し、申し上げたいと思っております。27年度の実績と言いますか、カウントでありますけれども、外来で大体1万5,000人程度、これは延べ人数でありますけれども、入院で1万4,000人程度、更に健康管理と言いますかドックですとか、学校ですとか、学校の診療ですとか、色々あるわけでありますけれども、1,700人程度、予防接種ですとか、子供ですとか高齢者等々の分では1,400人程度。更に補足でありますけれども訪問看護ステーション、きたいっしょ等々もやっておりまして、これは特別会計の部分でありますけれども、1,600人程度。更にデイサービスやすらぎ、こういうものも運営していただいているわけであります。これらも1,700人程度あるわけであります。現在の実績でありますけれども、当初から見ると、相当下がっているというお話をいただいたところでございますけれども、確かに下がっております。しかしながら、それは人口減少がやはり主な原因であるとこういうことが言えるかと。ただ、それだけではありませんけれども、主なものは、やはりそこにあるのだということをご理解いただきたいと思います。これらはどこから持ってくるのだということでありますけれども、国保の推移ですとか、そういうものを見ているとそういうことが言えるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 10月に、自治会連合会主催の議員との懇談会があったのですが、その町民の意見の中に内科医配置の強化を進めてほしいというのが1つ。2つ目には、町民の高齢化が進んでおり障害を持った方も多くなってきているので、病院は絶対に必要。万が一撤退すると、現状の負担額の数倍の負担も考えられる。3つ目に、厚生病院がなくても良いと思う町民は1人もいません。しかし、病院の信頼度は極めて低いのが現状です。毎年、1億5,000万円強の運営資金の補填で現状を維持することが良いのか、大いに疑問です。思い切って病院のあり方を変えてみてはいかがでしょうか。病院を診療所程度の規模にし、空きスペースを高齢者の介護、ケアハウス、特養等に活用して、総合的に運営することも考える必要があると思います、という意見をいただいております。この意見に対して、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町民のご意見でありますから、それはそれとして承りたいと思っております。しかしながら、思い切って病院を変える、ですか、そういうことには、現

実的にはならないし、そうなった場合に、我が町の医療体制がどうなるのか、そういうことを深く考えて行かなければならぬのではないかと。町民の声は声として、承っていかなければならない。そして、それについて、色々、厚生連と協議をしながら努力をしていかなければならない、これは、その通りであると思います。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 今日の新聞にも、奈井江の町立病院の記事が載っていましたけれども、厚生連の話をしますと、遠軽厚生病院では、27年度9月、非常勤の産科医が0になつたが、月に1・2回程度の外来診療、並びに妊婦健診や産婦人科検診を実施していると。網走厚生病院に至つては整形外科、泌尿器科が常勤1名体制、もしくは短期出張体制へと変更された影響で、収益単価の対策として、地域包括ケア病棟の運用対象、診療科の拡大に向けて検討を進めていると。俱知安厚生病院においては、これまで苦しい経営状況が続いたが、総合診療科や外科の増員が図られたことから、医師体制の再構築や地域包括ケア病棟の運用など、地域住民に答えられる診療体制に戻りつつあると。もう1つは、沼田厚生病院ですが、これは26年度より無床診療所として、新たな事業運営を開始した。地元自治体からの申し入れを受け、28年度より公設民営化による指定管理者としての運営を開始し、29年度は沼田町が掲げるコンパクトエコタウン構想に伴う新クリニックのオープンと共に、地域住民からの医療ニーズに応えるべく、取り進めている、とありますけれども、先ほどの町民の意見等も垣間見、そこら辺の踏み込んだ考えもこれからしていかないと、ただ、人口減少、後からまた質問しますけれども、人口減少だけが原因だというような考えでは、心もとないと思いますので、改めてお聞きしたいと思います。今、他の例を出しましたので。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員から厚生病院の諸々についてお話をいただいた、特に総合病院と一般厚生病院があるわけで、混ぜて言われてきた部分があるのですけれども、混ぜられると、我々も把握できていない部分があるのですけれども、確かに人口減少が主たる原因だとは言っておりますけれども、その他に医師の体制ですとか、色々あるのだと思っております。残念ながら厚生連だけではなくて、過疎地域にあるそれぞれの病院が医師不足、医療従事者不足、こういうことが呼ばれておりまして、それも一因になっている。そういう面も確かにあると思っています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） それでは、北北海道中央圏域の定住自立圏共生ビジョンからお話をしたいと思いますけれども、これは24年3月策定、25年3月第一回変更ということ

でありますけれども、これは名寄市、士別市の医療の取り組みに関する項目ですけれども、この中に、甲、この甲は名寄・士別ですけれども、圏域医療における役割分担のもと、甲、すなわち美深町とここで言うのは西興部村ですけれども、地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。乙、これは美深町、西興部村ですけれども、この役割としては圏域医療体制、医療における役割分担のもと、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し、医療情報の共有を促進すると。これはビジョンに示されていますけれども、この中に医師等の派遣、これは私も過去にセンタービジョンにはそういうこともあるのですよというような事はお話したと思いますけれども、この定住自立圏のビジョンの中にも、こうやって唱われているわけです。厚生病院は民間だから難しいような話をされた事も記憶にありますけれども、交付税措置も、民間も甲の病院も同じような扱いになってきているわけですから、当然ここに踏み込まないと、医師の不在、美深の厚生病院はどんどん変わってしまって、なかなか固定では居ないと。町民にすれば安心して医療を受ける状態では無いと。そういう意見もよく聞きますので、自立圏構想に関しての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 医療圏の話は、確かにそういうことが書かれていると思っております。しかし、医師の融通と言いますか、それはなかなか簡単な話ではなくて、構想は構想としてあるわけでありますけれども、なかなか現実的に医師の回し、そういうものについてはなかなかその通りにはいっていない。また、そう簡単にその通りになるということではありません。特に、それぞれの専門に分かれておりますので、大きな中核病院といえども、医師が不足している。そういう状況があるものですから、なかなか我が町のようなところまではケアするということにはなっていないのが現実でありますので、ご理解をいただきたいと。医師の確保というのは、大変なことだということをまずもってご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 大変なのは私も同じ認識ではありますけれども、唱われている以上、そこに美深町も甲乙の契約ですから、一生懸命やってもらわないと駄目だと思っております。それと、これは北海道医療計画上川北部地域推進方針という本ですけれども、これは北海道名寄保健所が発行しているのか、病院関係のことなのですけれども、入院患者の医療動向としては、上川北部の圏域内の自給率は8.2%というような表記がされています。どこへ行くのかと見ますと、上川中部といいますから、おそらく旭川方面へ行くのが数字として現れているのではないかと思うのですが、これが1.2%、札幌市が3%。後は

その他とありますけれども、美深町の場合ですと上川中部、旭川はもちろんですけれども、やはり名寄市立病院へ行かれている方が相当多いのではないかと想像するのですけれども、何と言ったら良いのでしょうか、名寄へ行っても1日がかりで大変だったという声をよく町民の方から聞きます。受付から帰ってくるまで、朝早く行っても、なかなか帰れない。私も血圧の薬で厚生病院を利用させていただいているけれども、昼から行ってもすぐ早いのですね。患者が少ないからだと思いますけれども。ここら辺で、その協定書も19年から22年に更新して結ばれていますけれども、私は、お客様という言い方はどうなのか、患者と言いましょうか、来てもらわない方が良いけれども、運営している以上は、やはり金銭が伴いますので、そこら辺はありますけれども、私は、過去に、今も消防議員ですけれども、院長とざっくばらんにお話をさせていただいた機会が一度だけあったのですけれども、ともかく高齢者に優しくしていただきたいと。それと、入院している病室に、やはり定期的に回っていただけないものかというお願いを個別にしたことが思い出されますけれども、町民はそういうことを望んでいるのですよね。今、果たして、そういう状況なのかどうかというのはやはり協定書なり、そういうところにちゃんと町民の意思を交えた協定書であるべきだと私は思いますが、町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 高齢者と言いますか、診療患者と言いますか、優しく接してほしいという事は、声として時々、聴かせていただいております。私もそう感じる部分もないわけではありません。それはそれで理解はするのですが、他の病院、旭川、名寄、更には色々あるわけで、かなり専門的に、専門の受診、病院、例えば旭川へ行ったら、肺はどこだ、とか色々な形があります。脳は何処だとか。そこで、名寄市立病院へ通うウエイトがかなり高いわけであります。旭川でも厚生連系統の厚生病院があるわけであります。厚生連のウエイトもかなりあると。その他、医大ですか、日赤ですか、昔で言う道北病院ですか市立病院、色々あるわけでありまして、専門それぞれあるわけでありまして、患者さんはそれぞれのルートで、それぞれの組織の中で、選んでいただいているのかなと思っております。確かに我が町の病院へ行くと名寄市立病院へ行くよりも早く済むと、そういう傾向があるわけでありますから、何とかみんなで、我が町の厚生病院を盛り上げて、お互いの努力の中で少しずつでも受診率と言いますか、患者さんが増えるようにお願いしたいと。その辺の意思疎通等々を図るために、厚生病院が運営委員会も作っているわけであります。運営委員会の人数は11人ですか、今。議会側からも3名だと思いますけれども、参加していただいている。こういう計画もあるわけでありますので、色々、ご意見を反映していただいていると聞いております。そして、私も地元の運営委員の委員長という

立場もあるわけでありますので、そういう意見も反映しながら、やっているわけであります。我が町の地域医療をどう守っていくか。赤字だから心配は無いわけではありませんけれども、その辺の努力を更にしていく必要がある。それは小口議員が心配されている通りではないかと。努力して参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 最後の質問になろうかと思いますけれども、先ほどから年々、補填額が増えていると。そこで、町の財政的な観点から、これ以上は出せないのだというような考えがあるのなら、まずお聞きしたい事と、協定書の中に、やはり努力義務というのも、病院側の努力義務も合わせた協定書でないと、ただ補助金を受けます、出します、だけの協定書では病院の努力がなかなか私は見られないですよね。ですから、その協定書のあり方も住民要望を踏まえた協定書じゃないと駄目なのではないかと思っているのですけれども、そこの町長の考えを聞いて、終わりにしたいと思いますけれども、それによつてはもう一回するかもしれないですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 損失の上限額ですか、更に、協定書云々の話がありました。平成22年に協定を結んでいるわけでありますけれども、更新をしているものですから、失礼しました19年に結んでいるわけでありますけれども、当時の協定は初めからの協定と変わっていないのですけれども、その時に、赤字は自治体が全部補填をすると。こういう協定を結んでおります。それは、先程、言いましたように、特別交付税の措置がベッド数によるということで、してきたような経過もあって、これは厚生連も努力したし、我々も一生懸命、当時の増田総務大臣に泣きついて、陳情をして、こういう形になった経過もあるわけでありますけれども、全額、赤字については町村が補填しようと。こういう形を当時の一般の厚生病院を持っている全道の市、町の連盟を持って、こういう協定を作ったと。当時は9箇所の市町でありますけれども、今は1つ抜けておりますから、8つになっておりますけれども、その協定を直すと、こういうところまでは至らない。しかし、協定は協定としてあるのですけれども厚生病院としての努力も見せて欲しいと。今、言われるよう、全額という形になっているから、なかなか厚生病院も腰が上がらないのではないかということも申し上げているわけでありますけれども、厚生病院としては、本部としては、そして我々としても、なかなかこれに関係町村、協議の中では、まだまだそういう段階になっていない、こういう状況であります。したがって、上限等々についても、今、押さえるとか、いくらにするとかこういう考えは出てこないわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 私は納得できないのですけれども、やはり住民要望をきちんと聞いた中身、良くなっていただきたい旨の協定書であるべきだと、これは、やはり当然だと思うのですね。ですから甲乙どちらかが言えば、協定書の見直しもあるわけですから、まず町は町民要望をしっかりと聞いて、その協定書に盛り込むと、それが私は必要ではないかと言っているのですが、なかなかそれはできないことですか。今の町長答弁では、なかなかそこは踏み込んでいないように私は受けたのですが、再度聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 協定書の本文と言いますか、それはなかなか今の段階では変えることにはならないだろうと。しかしながら、厚生連等々については、努力する姿を見せて欲しいという事をこの協定書を結んでいる町村で、みんなで支援等々をやっている段階でありますので、その辺はご理解をいただきたい。具体的には、いくらだとかという事までは申し上げていないのですけれども、厚生連としても、そういう努力する姿を見せてもらわないと我々は町民の声も色々あるので大変です、ということを申し上げて、厚生連は厚生連でそれぞれの考え方、言い分もあるわけでありますので、その辺を参照して行かなければならぬということになります。

○1番（小口英治君） 終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で1番小口君の質問を終わります。

次、7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは、一般質問を始めます。危惧する医療を取り巻く現状への認識と安心の医療体制をどのように築き上げるのか。美深町の医療を取り巻く現状と安心の医療体制構築をどのように進めるのか、町長の現状認識と将来に向けた考え方、更には具体的な対応について、伺うものです。美深町の現在の主な医療機関は、美深厚生病院と瀬尾医院です。瀬尾医院が奮闘を続ける一方で、公的病院としての大きな役割を担っている美深厚生病院の現状は、外来患者の減少数、あるいは名寄市内の医療機関への増加数などから分析しますと、病院離れという現象がすでに始まっているのではないかと危惧する1人であります。医者と患者の信頼関係に大きな揺らぎが生じている事への根本的な解決が求められております。現状の認識をどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと存じます。2つ目は、安心できる医師の配属、常勤医2名体制の早急な実現を厚生連や関係機関に要請し、1日も早い実現を進めることができ、まずもって必要ではないか、そのように考えるところですが、見解をお聞きしたいと存じます。3つ目は現状の結果として、

赤字補填のための美深町の負担金が急増していることについて、一定の上限を設定することも必要な環境になってきたのではないかと思うところですが、改めて見解をお聞きしたいと思います。4つ目には、町民が安心して利用できる医療体制づくりのために、今後、町民を含めたプロジェクトチーム等を作る必要があると思うところですが、その辺についての見解もお聞きしたいと存じます。5つ目には、現在進めておられます広域医療圏での美深町の公的病院の役割、その分担を明確にしながら、美深町の将来的な医療機関のあり方をどう描いておられるのか、その構想についてもお聞きしたいと存じます。最後になりますが、将来像の具体的な内容として、例えば、救命救急医療体制の見直し、あるいは病院間の移動に現在使っています救急車、転院するための専用車両を用意すること、あるいは救急車を呼ぶ以前の医療体制として、救急電話相談ダイヤルの運用なども今後、必要になってくるのではないかと思うところですが、これらのことについてもお聞きしたいと存じます。美深町の医療を取り巻く現状、先ほども議員からご質問がありました。同じような内容になりますが、極力かぶらないような形で質疑を進めていきたいと思いますので、町長の現状認識と将来に向けた考え方、忌憚のない町長の考え方を聞きたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から医療を取り巻く現状の認識、そして医療体制をどのように作るかというお話をいただきたところでございます。最初のご質問に有りましたように、当町の町内の診療所であります瀬尾医院については、たくさんの外来が利用されていると、これらについては承知しているところでございます。ただ、近隣の医療機関の利用状況については、今、多くの診療科目があるわけでありますけれども、それぞれの受診と言いますか、患者の専門性がありまして、受療動向と言いますか、それから見て、役割分担がされているかと思っております。そういうことで町内の病院等についても、それぞれ利用されているわけでありますけれども、これらは町内できちんと整っているかという部分については、瀬尾医院についても、厚生病院についても、同じことが言えるかと思っております。次に、常勤医師についての質問でありますけれども、病院の運営にあたっては、医師の確保と言いますか、配属が大事でありまして、とりわけ常勤医と言われる部分、非常に大事であります。しかし、残念ながら厚生連は一生懸命、努力していると聞かされておりますけれども、医師の確保が充分ではないと。只今のところ、院長1名体制の常勤医体制、あと出張医等々となっているという組み合わせになっております。しかしながら、常勤医確保に向けて一生懸命しているという話を聞かされているわけでありますし、私もそう考えております。次に、赤字補填の考え方でありますけれども、先ほどの1番議員との議論も少し被るわけでありますけれども、色々な意味の幅広い議論が必要かと思っ

ております。厚生連のある、一般厚生病院のある関連の市町村長と色々、協定等々の中で努力しているということありますので、上限を設けるとか色々な話があるわけありますけれども、先ほど申し上げたようなことでご理解をいただきたいと思っております。それと、医療体制について、町民を含めたプロジェクトチームというようなことも質問であったわけでありますけれども、実は、先ほども申し上げたのですけれども、美深にはそれぞれ、どこの厚生病院所在もそうでありますけれども、それぞれのところに、美深であれば美深厚生病院運営委員会が設置されておりますので、民間の委員がほとんどでありますから、11人の方々で参加していただいて色々な議論をしております。厚生連に言わせると、我が町の、と言いますか、美深町の運営委員会、色々な議論が出ますねと。それなりに他の所よりも活発に動いていると。ご意見が出ているという感じを持っているようでございまして、一定の反映をされているのではないかと。従って、従ってというよりも、これに重ねるような事は出来ないし、しないとこういう考えでありますので、ご理解をいただきたい。それと、医療機関の将来像でありますけれども、それぞれ国の医療制度、北海道にも地域医療構想の策定が今、進められておりまし、上川北部においても、それぞれ医療機関のあり方等々について検討が行われているわけであります。事務段階で担当課長等も会議に出席をしながら進めておりますので、医療圏の話、更には、その中でベッド数をどうするかと、こういうことも、かなり協議をされておりますので、保健所単位の部分がありますけれども、北海道でそれをまとめるという作業になっておりますので、ご理解をしてほしいと思っております。それと、最後に言われました広域医療圏の中での救急医療体制の協議があるわけでありますけれども、広域の中に、医療圏の中には高度急性期と言いますか、そういうものもある。それと急性期と回復期、更には慢性期、このような病床機能の区別といいますか、あるわけがありまして、それらについても検討を加えられている。例えば、美深厚生病院であれば、これぐらいのベッド数でどうでしょうかという協議が今後、整ってくるのではないかと思っておりますので、進展の度合いと言いますか、具合を見ながら、色々我々も参画しながら、意見反映をしていきたいと思っております。いずれにしても、町内の体制だけではなくて、圏域の近隣の市町村との協議、医療機関としての協議等々もあるわけでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。それと、救命医療体制の中で、車のまわし等々のお話がありました。厚生病院に聞くと、厚生病院が転院、転院と言うのですか、これらについては、厚生病院に車が用意されていると。その時の必要によって、相談されれば出せるような状況であるようありますので、その辺の事は病院間の移動といいますか、転院できる車両は、病院としては用意してあるということありますので、ご理解をいただきたい。それと、救急電話の相談ダイヤル等につい

ては適正に動いていると思っておりますけれども、現行で、わが町の場合は、救急車の配備ですとか、そういうことがケアされていると考えておりますし、現時点では、今、議員が言われる部分については、わが町的には良いのかなと。大きく、全国ですとか、道展開で見れば将来の課題はあるのかもしれませんけれども、わが町的にはカバーされているのかと、このように考えているわけであります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず最初に、5番目と6番目の広域医療圏内の役割分担の問題、それから、将来像の具体的な考え方について。ここからお聞きしていきたいと思いますが、1つは、今、わが町が抱えている病棟は、一般病棟と療養病棟に分かれるわけです。療養病棟については、一定の期限があって、今後は、そこを閉じなければいけないという方向性にあると考えておりますが、その中で、広域圏の名寄を中心とした医療体制の中で、新たにケアのための病棟も今後は必要になってくると思います。そういう意味で、先ほど来、広域圏での話し合いも当然あるということですけれども、そういう受け皿に1つはなって、しっかりとそこに病院間の消防議会の時にも一般質問させていただいたのですけれども、広域で今、救急車を病院間の転院に使っている件数が年間200件以上、相当な数があるのですね。これらを広域の中でそれぞれ負担しながら、救急業務とは別に、別立ての車両をしっかりと用意して、病院間の行き来ができるような、ましてや病棟の行き来もできるような、そういう仕組みを今後、作ったらどうなのかという考えにあるのですが、その辺のところの考えは、どの様に考えていますか。病棟の再編も含めて。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 保健所が中心になりながら、これらの医療の色々な相談をされております。その中で増幅の病棟ですか、それらは一般病棟と言いますか、介護ですか、療養ですか、そういうやつは整理をかけて行かなければならないという方向には進んでいるのは間違いない。そこで中核病院全体が多いという発想があるものですから、どうしても減っていくのですけれども、その中で、今、議員は言い切りませんでしたけれども、病院間でやり取りができるような、こういう発想があるのかもしれないけれども、なかなか地方の病院というのは、私どもが抱えている厚生病院的で、そういうやり取りができるというのは、行くのは良いのですけれども、もらってくるというのは、それは、医者の問題ですか施設の問題ですか色々なことがあって、それは不可能ではないかと。そういう議論は我々としてはなかなか出せないということになるのかと思います。ただ、その中核病院の中でそういうことも含めて、ケアできるように体制を取るという1つの手段と言いますか、方向、それは議論の価値があるのかなと思いますけれども、病院間でやり取り

をして名寄市立病院が中核だとすれば、そちらからも回してもらうという、そういう発想にはならない。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 実際、そういう形で取組んでいる広域のところも、すでに道内では始めているのです。しっかり、病気の度合いによって、本当に重篤な人というのは全体の10%前後だろうと、数字的な統計も出ていますから、それ以降、とにかく下りと言いますか、よくなってきて、家に帰るまでの間のケアをする施設というのも必要になってくるので、そのところをしっかり自治体間で協議をしながら、しっかりベッド数の再建の問題も含めて、それは今後、やれるような環境にあるだろうと思います。実際に、十勝圏管内でも、すでに始めているところもありますし、そういうところも是非研究されていただきたいと思うところでありますけれども、広域の問題も色々と難しい問題がたくさんありますから、なかなか大変ですが、今日の質問の1つは、本論に入りたいと思いますが、縷々、今、お話の中では、病院離れの実態というものについては、先ほどの答弁の中では、町長は人口の減少というのが1番大きな要因だとお話をされました。外来者数の推移等も、実は、議会と市民の懇談会の席でも資料としてお渡ししたのですけれども、その数字から追っていきますと、外来者数は平成19年、97名おりました。それが平成27年には64名という数字です。単純に減少率を考えてみると、40%ほど減っているのです、外来者数の数が。正確な数としてはつかめないですが、平成18年の国勢調査の人口と平成27年の国勢調査の人口の減少率を見ますと20%なのですね。単純に人口減少によるもの以上に、その倍ぐらいの人たちが減っているという、外来数が減っているという、数字が実は示しているのですね。それは単純に人口減少だからとは言いがたい、なにか別の、大きな病院離れをする理由があるのではないかと推測をするところであります。同じく、お渡しました資料の中にも国保の対象者、75歳以下の1ヶ月の外来の市町村別のグラフも添付しました。その中には、美深町内で31.9%約3割、名寄市内が53.9%、約54%。旭川市近郊、その他で14%弱という数字です。この数字も、美深町内で本来受けるべき人たちも、先ほど町長は専門的な病棟云々というお話もされていましたけれども、しかし、それだけではないような気がします。これは75歳以下の数字ですから、高齢者になると、もっと数字は如実に現れるのかなと。現在、私は数字を持っていないですから、それは推測の域を出ませんけれども、それと先程も市民との懇談会の中でのお話もありましたけれども、いただいた発言の中には、毎日仕事上、毎日のように厚生病院へ行っていると。しかしながら、この頃、外来の患者数が減ったことを如実に感じるというご意見をいただいた市民の方もおります。それから、つい最近の郷土研究会の例会の席でも、当日

は議会広報の読み方というようなことで、議会のPRもしたのですけれども、その時に、郷土研究会の会員の方から、その厚生病院の問題、早急な改善と解決をしてほしいのだという話も、本当に切実な声として上がってきてます。また、厚生病院の決算書、第68期の決算書の中身を見ても、前年度実績5億3,348万円、これは医業収益ですね。それが4億9,886万円と、3,462万円の減収になっている。6.5%の減収という数字からも、外来患者の方々が病院離れと思われるような現象がここ数年ずっと続いているのではないかと危惧するところですけれども、先ほど、町長は、とにかく人口が減っていることが、大きな要因だと言っていたけれども、もっと別な要因が重なってきているのではないかと思うところですが、原因がどこにあるのか、改めて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 原因がどこにあるかと言われれば、先ほどと同じように、主たる原因是人口減少、こういうところに主たる原因はあると言い切れるのではないかと。ただ、その他の要因として今、心配されるような諸々、先ほどの議論もそうでありましたけれども諸々の関係があると。特に、常勤医が今、1人体制であると。こういうことについては経営の中身も含めて、非常に課題があると思っています。それは、まさにそうでありますけれども、主たる原因はやはり人口減少、これは間違いないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは、美深厚生病院の内容について踏み込んでみたいと思うのですが、美深厚生病院のホームページ、町長、ご覧になっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 見ておりません。

○7番（岩崎泰好君） それでは議長、ホームページの資料を町長にお渡ししたいのですが、よろしいですか。

質問を続けますが、ホームページのトップページです。最初のページですが、美深厚生病院は地域住民から信頼される医療提供と保健福祉活動の推進を図り、最も信頼される、選ばれる病院となるよう努めます、とトップに書いてあります。そして、更には、その経営理念あるいは病院の基本方針の中にも、地域住民から信頼される病院づくり、そして安定した経営基盤の確立というようなことが唱われています。現状は、このホームページで唱われていることと非常に大きく解離していると言わざるを得ないと思います。このような状況を本当に安心して町民が通うことができる病院、医療機関として町はやはり物を申さなければならないと思うのですが、その辺の所については町長、どうお考えですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、ホームページを見せていただいているわけですが、鏡となる部分、頭の部分で、最も信頼され、選ばれる病院となるよう務めます、これは1つのスローガン的な話かと思いますけれども、これはこれで、その通りだと思っております。これは、美深厚生病院ではなくて、全道の厚生病院が信頼され、選ばれる病院になろうということで、それぞれ、私は旭川の病院の運営委員も務めておりますけれども、こういう書き方をしているわけで、それはそれとして、努力をして、ここに向かっているのだということをご理解をいただければ良いかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 町長、あまり厚生病院側に立って言うこともないと思うのですね。町民側に立って、物事というのはしっかり言わなければ、厚生病院の弁護をするような形では、物事は解決しないと思うところですが、特に、もう一つは、今、町長からお話をありました常勤医の問題、これについては、厚生連、現在11ある病院の中で、大きなものは別として、一般病院と言われる中で、美深だけが常勤医1名なのですね。摩周が3名、鶴川2名、丸瀬布2名、常呂3名、クリニックにあっても沼田は2名配属になっています。これらの現状と本来、美深厚生病院が常勤医2名という事だったと記憶しておりますが、それらについて厚生病院側と話すことも大事ですが、しっかり厚生連と、厚生連本体としっかり交渉する必要があるのではないかと、早急に。というのは昨年来、2人体制によょうやくなりましたよね。それが1年も経たないうちに1人体制に戻ってしまった。2人体制のときには、その医師の方も非常に努力をされて、町民といかに、ここで厚生病院が唱っている病院に近づけていこうかということで努力をされたと思っています。その結果が、やはり色々な形で講演会ったり、町の広報に色々な形で載せたり、そういう努力があって、町民も安心のあの字まで、良かったと。たくさん的人が病院を信頼に値する病院として、これから利用していこうと思った矢先に、また1人体制になってしまった。それがまた1年続いている。そこで、しっかり、それは厚生連に物申す、しっかりとお金も出しているのですから、物を申すということをしなかったら、事は進まないと思うのですが、どうお考えになりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今のご質問の冒頭で、どうも、町長は病院側の厚生連側に立っていて、町民側に立っていないのではないかという印象があるとすれば、それは、そうではありませんので、ご理解を頂いておく必要があると思います。もちろん病院側に立って、少し話さなければならぬ部分もあるし、町民のご意見を参照しながら病院に言わなければ

ばならないこともあるし、それはそれで色々な立場があるのだということも理解をいただきたいと思っています。常勤医、昨年までは2人だったのに、1人になってしまったと。そういうことで厚生病院の評判から、更には、経営から、何もかも少し崩れてきていると、これはその通りであるかと。そこで、厚生病院の常勤医2名というお話をありますけれども、この頃、たまには厚生病院の本部も2名という表現をする時もあるのですけれども、正しくは3名だと私は思うのです。この厚生病院の64のベッドを持って、厚生連のうちの病院の規模から行くと3名だという感じで、そこで2名確保してもらって、院長とざっくばらんに相談をする時もあるのですけれども、なんとか2人でやり切れるのではないかと。常勤医が常に2人いて、出張医の応援もあれば、という話もありますから、これは厚生連本部にも、そうであれば3名と唱わず、2名で良いのではないかと。常に常勤医2名確保して欲しいと。3名など言うと、3名が1名になったら非常に聞こえが悪いと、そういうことも含めて申し上げているところであります。ただ、他のクリニックですか、他の病院、厚生病院との比較で行くと、非常に我が町の厚生病院の医師の体制と言いますか、入院ベッドは持っている、地域は広い等々を言うと、やはり医師の数が非常に少ないとと思っております。そして、この辺のことについては、いかがなものかということについて、せっかく来た内科医もいなくなつた。どういうことかと。これはもちろん、こここの厚生病院にも申し上げていますけれども、本部の中でも、きちんと申し上げているわけありますし、この間、運営委員会等々がありまして運営委員会の話題になったことが道北の新聞と言いますか、地域の新聞に少し、ごつい見出しがついて出たものですから、本部も厚生連本部もびっくりするような状態で、厚生連の役員が飛んてきて、美深町はどうなっているのかと。町長どうなのですかと、非常に心配されて来られたと。それだけ町民は敏感な部分があるのでよと、そこで色々な事申し上げたのも事実であるし、将来のことについても検討していくなければならない項目等についても、お話を申し上げたところありますので、ご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 現状は非常に惨憺たる状況だと思いますが、先ほど来、同僚議員の話の中にも協定書の問題、見直しの問題と上限の考え方の問題、町長の方にお聞きしたと思いますが、上限設定の考え方については、協定書がありますから、その辺のところは、なかなか難しいのかなと思ったりもします。が、しかし、協定書ですから、この協定書の中身を先ほどいただいたのですが、協定書の中身を少し見る限りにおいては、この協定書はこれが絶対的なものではなくて、お互いに甲と乙が、疑義が生じた場合あるいは経営に関わる重大な事態が生じた場合、これについて、その都度、甲と乙が協議して決定すると

いうように、これは第9条に唱っています。やはり、この協定書を結んだ当時から比べて、先ほどの話も出てきましたけれども、相当数、大きな金額が動いていると。協定書を作った当時から見ると、本当に何倍ものお金が実際、町の税金の中から支払わなければならぬという事態になっている。そのことを勘案すると、1つは、こちら側からどうなですかと。この協定書の中身について疑義がありますという形で、できるかどうかは別です。別ですけれども、そういう働きかけというのは必要なのではないかと思うところです。その辺のところはどうですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどから答弁しているわけでありますけれども、上限という話は別に置いて、厚生連としても10割補助だと。10割補填するということになると、どうも厚生連の努力的なものが見えないのではないかというようなことを我々が指摘をしながら、その辺の考え方、厚生連は今、そういう考え方にはまだ至っておりませんので、我々が指摘をしている段階で、そこで先ほど、今もそうありますけれども、この協定を結んだ当時と今は、非常に大きく赤字になってきている、その通りであります。しかし、財源補填というものが、国からの特別交付税という財源補填の制度ができまして、今、少しまだ稼働率で少し変わろうとしている、変わってきている、変わろうとしているのですけれどね、当時言っていた、私が当時、この場で言ったのだと思うのですけれども、1億5,000万円程度ということを申し上げた当時は、財源補填が2,000万円程度の話でありましたから、当時1億いくらかを負担していたのですね。1億4?5,000万円だけれども。今、これから稼働率も参酌していって、1億程度は交付税を確保できるだろうということになると、1億5,000万円というのは全然クリアできる話でありますし、それほど確かに赤字は膨らんでいるのですけれども、持ち出し財源としては、それほど増えてはいないということを1時は逆にプラスになるくらいに貰った時期も、実は、あるわけでありますので、今、状況が厳しくなってきているということは事実でありますけれども、当分、色々なことを考えながら凌いでいかなければならないのではないかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 上限云々のその議論というのは私もありしたくはないのです。というのは医療にかかるお金というのは、本当に安心の医療を続ける中においては、当然負担しなければいけないお金です。ただ、その安心の医療の部分が、どうも今、みんなが安心して、この厚生病院に町民の多くが外来で駆けつけるという状況ではなくなってきてるところに問題がある。私はそう思うものですから、だからこの協定書にあっても、特

に協定書の甲と乙、2つで結んだ前提となる、負担行為をする前提となる履行義務というものがしっかりと果たされていないのではないかと。先ほど厚生連のホームページに、こう書かれていますという話をしたのも、実はそこなのですね。病院が目指すものが、しっかりと目標としたものが、実現されていない。ましてや、医者の問題にしてもそうですし、小さく言えば接遇の問題もそうです。町民から色々な声がある。それらひとつひとつを解決して、本当に町民から信頼されて、この病院に来てよかった、この病院があることが安心だと言えるような病院体制ができて、初めて、この協定書にある、お金が負担するということが初めて町として履行するべきだと思うのですね。その辺のところが、前提となるものが、もうすでに皆さん病院離れの現象がどんどん起こっている現状を見ると、やはりその辺のところは、しっかりと物申して、付帯をつけるなりして進まなければ、この状況は、毎年、毎年、増加の傾向にあるという方向は否めない事実だと。町長が今、1億5,000万円までは充分、余裕を持って出せるというお話をされましたけれども、それとでも、本当に安心して行ける医療機関として、唯一の医療機関として利用できる、そういう病院になってもらうことが第一の目的ですから。そのところをしっかりと物を申して、次につなげていく方策をとるべきだと思いますが、町長、改めて考えを聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 協定のことをだいぶ言われるわけでありますけれども、それはうち単独で作っている協定ではなくて、みんなで作っている協定でありますので、その辺のところもご理解をいただいて、もちろん今、議員から言われるようなことも含めて、意見反映と言いますか、色々な議論をしているのだということも、先ほどの議論でご理解いただけるかと思っております。それと、医療離れが進んでいると、医療離れというより厚生病院離れと言った方が良いのかも知れませんけれども、そんな感じで、僕は高齢者がかなりウエイト、ますます病院に通う、病院離れと言う、いってみれば具体的に言えば厚生病院離れのことを言わんとしているのかと思って聞いていたのですけれども、諸々、ご意見があると言いますか、私も課題がないとか、問題がないとか、そういう立場は取っておりません。それぞれ課題を持って取り組んでいかなければならないと、そう思って、認識は議員と私で、それほど変わりは無いと思っていますけれども、そういう中で、一生懸命努力をしたいと。ただ、わが町の病院の事、総体のこと、そして広域の中のこと、色々な事、それと先ほど申し上げましたけれども、この病院の機能というのは、ただ外来ですとか、そういうだけではなくて、今、院長は産業医という資格も持っておりますし、色々なことに関わっております。学校の学校医の話から色々あるわけでありまして、人間ドックですか、諸々あるのですけれども、そういう中で、医療体制そのものを色々相談する立場に

もあるわけであります。そういう中では地域の医療体制の中で、地域として、わが町だけではなくて、中核の中でも、わが町の川合先生の発言というのは、非常に高いものがあるのかなと思ったりもするわけでありますので諸々考えて厚生病院と共に地域に愛される病院になっていく努力をしなければならないと、これはその通りであります。努力をしていきたい、そのためには議員さんも色々課題があるという1つの指摘は承りますけれども、一緒の方向の中になって病院側に立てとは言いません。町民の声は声として上手に届けながら、やはり、良い方向に向くように、あまり町民に心配だと、心配を更に増幅するようなことではなくて、一緒に頑張ろうと。そういう方向で医者も気安く外へ出たり、常勤の医者でも美深町を大事にしてくれるから良いと、そういう雰囲気作りもやってほしいものだと、私の希望であります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それではあと2点だけ、今、住民の不安を煽るような事はしてくれるなということでありましたけれども、私はそういうつもりで言ってはおりません。本当に信頼され、愛される病院づくりが大事だと思っています。心配しているのは、町民の多くの方々です。町民の多くの方が本当に心配していることを付け加えておきたいと思います。誤解されたとしたら、申し訳ございませんが。私の言葉足らずで申し訳ございません。その医師の配置の関係、先ほど、本来3名なのが2名なのだ、という話を町長の方からお聞きしたのですが、前にも一度、一般質問で取り上げたことがございますが、医療間の連携という形で、どうしても内科医がない時に、奈井江の病院がやっているのですが、民間の医者の机を1つ、奈井江病院の中に置いて、そこで診療体制をとる。クリニックですから、クリニックの医療はそこで受ける。その人の枠として一定程度のベッドは用意するという形で民間と町の公立病院との連携という形も、何年も前から奈井江は取り組んでやっているのですね。そういうことも、医者の不足ということに関して、早急に解決するのであれば、そういう体制を構築することも1つの手法だと思いますが、その辺の考え方はどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 奈井江病院の実態は、よくわからないのですけれども、おそらく厚生連ではない事は間違いないと思います。うちの病院は、あくまでも、経営は厚生病院であるということだけは理解をして、公的病院としての使命を果たしてほしいということが我々のお願いでありますので、その経営内部をどうする、こうする、そこまでは、なかなか我々も簡単には言えない話であります。色々なことがあるのかも知れませんけれども、本当に難しいことだと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 美深厚生病院の運営にかかる協定書のなかの第5条に乙、いわゆる厚生病院側、運営に向けて医師の確保並びに配置について最大限の努力を行い、甲も、甲というのは美深町ですね。甲も医師確保に協力するとなっています。今、言われたのは組織の違いがあるということは当然、私も知っています。でも、その協力する中でこういうことも可能ではないかと提案することも、1つの手法ではないかと思うのですね。瀬尾医院にしても、非常に町内の中では人気のあるお医者さんです。ただ、今、1つは高齢化の問題と、それから施設の老朽化の問題を抱えながらいるという、色々課題がたくさんあるクリニックです。ただ、医者としては、非常に町民から信頼されているお医者さんですから、そのような方を迎えるような体制はできないかという、これは相談事ですから、そんなことも縦割り厚生連の云々ということも確かに分かりますが、充分、知った上でそういうことも今後、検討する価値があるのではないか、厚生連とも。鵠川にあっては、町に移管しましたよね。町に移管して、そして今、現在は指定管理という形で鵠川厚生病院が運営していますよね。その辺の色々やり方というのは、お互いの協力関係ですから。こういう時にこういう医者がいるけれども、そういう運営体制ができないかという相談をすることで、それならやっても良いと言うかもしれない。そういう努力というのも大事だと思いますが、改めてその辺の考え方を聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員の言われる事は、非常に、先ほど申しましたように、経営は厚生連でありますから。うちが経営者になるという考え方にして言うのだとすれば、そういう発想も出てくるかもしれません。なかなかそういうことには現在ではならないと思っております。ここで言う第5条で、医師の確保に関する協力、医師対策について必要な都度、協議すると、こういう条文をとらえて言われたのですけれども、我々としては、実はこの頃ではありませんけれども、何年か昔になりますけれども、なぜ医師が来ないのだろうと。厚生連全体に、医師の給与ですとか他の病院から比べたら落ちるのではないかと、そういうことを申し上げて、実はそうなのだと、それもあると。したがって、赤字はまた少し増えるかもしれないけれども、少しそういうことも加味してくれるなら、と言う、そういう色んな意味の協力というか、相談というか、そういうこと諸々のことでやっておりますので、今、言われる観点は僕らとしては、そういう観点には、立っていないということを申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 最後になります。先ほどお渡しました病院のホームページの中

に、院長の挨拶があります。私は、前もって断っておきますが、個々人を批判するものでも何者でもありません。ひとつの病院のトップとしての考え方が載っておりますので、それを紹介します。住民の皆さんとは。もちろん、福祉介護保険関係のスタッフとの共同作業を通して、美深厚生病院が心豊かな生活空間の1つとなれるよう、頼ってもらえるよう、職員一同笑顔で仕事に励んで参ります。皆さんから、温かい心と優しい辛口で、ご指導いただきたいというように病院長は挨拶で書いています。やはり、その温かい心と優しい辛口で、もの言えるのは町長以外にないと思います。病院長とひざを交えて、今後、町民がこう思っている、こういう声がある、それに対してどのようにしていこうかと。そんな、膝詰めの話を今後、回を重ねてほしいと思うところですが、その辺の考えをお聞きして、私の質問の最後といたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員から、ホームページと言いますか、病院長の挨拶と言いますか、コメント等がありましたら、これに私は、ああだ、こうだと言うコメントは一切出しません。ただ、後段、言われましたコミュニケーションを病院と取れと、努力しなさいと、これについては、昨年もやったのですけれども、今年も1月2月は行事が立て込んでおりますから、できないのでありますけれども、年が明けて、厚生連の本部は呼ぶつもりは無いのですけれども、事務長を入れて、院長と少し膝詰めで、懇談をしたいと。非常に院長もそういう懇談の場になると、非常に雄弁になって、色々なご意見を聞かせていただけるので、本当にそういう機会をたくさん作ればよいのですけれども、たくさん作るとお金がないものですから、懇談するのにお金がかかるのかと言われたら弱いのでありますけれども、多少のお金はかかるものですから、そういうことも含めて、努力して参りたいと思っております。

○7番（岩崎泰好君） 以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で7番、岩崎君の一般質問を閉じます。

次、3番 和田君。

○3番（和田 健君） それでは私の一般質問を始めさせていただきます。項目は産業です。件名は、チョウザメ産業の将来的な展望と雇用の確保についてです。質問の要旨です。美深町におけるチョウザメ飼育の歴史は30年以上が経過し、チョウザメといえば美深という認識は、道内外に及び、わが町の知名度向上や、観光PRと切り離せない役割を担っています。今年度は、役場内にチョウザメ産業振興室を立ち上げ、平成29年度からは、辺渓地区に大規模な養殖施設の建設に着工と、本格的な産業化に向けて大きな進展が見られ、期待を寄せるところでもあります。しかし、チョウザメの養殖や製品化は、美深町の

みならず、道内外の自治体で、既に産業化に着手し、発展を続けている事例もあり、町民感情としては、なぜ美深はと、30年の歴史を持つチョウザメ老舗の町にしては後発の各市町村との違いに、もどかしさと、諦めの声を多く聞いております。また、チョウザメ産業の育成に伴う雇用創出にも効果が期待されますが、町内の生産年齢人口は減少の一途をたどり、町内各事業所においても、その確保が困難な状況にあります。中でも、若い世代の労働力確保においては、売り手市場と言われる現状において、都市部への集中と、ワーカーライフバランスという働き方の意識、そして情報収集のインターネット化によって競争力が求められ、そのマッチングは極めて難しいと考えられますが、以下について町長の所見をお伺いします。1つ目に、チョウザメの本格的な産業化について、一通りの説明は受けておりますが、今一度、我が町のチョウザメ事業にかける思いをお聞きします。2つ目に、今後の事業展開は町主導で、と方針の説明を受けており、事業としての収支計画上、平成29年度は242万6,000円の収益が見込まれておりますが、魚体単価などの根拠をお示し頂きたいと思います。3つ目に、町内飲食店や団体によるチョウザメ料理のメニュー開発に協力を得ておりますが、いつになったら食べられるのかと、そのスピード感がありません。飲食店や商業者との連携について、今後の展開をどのように考えているのかお伺いいたします。4つ目に、チョウザメ事業に取り組んでいる他の自治体との差や違いが目立ち、長い歴史の中で、町民の期待意識が低下していると感じておりますが、町民との温度差をどのように解消していくのかをお伺いいたします。5つ目に、雇用創出や拡大の面で大きな成果を期待するところではございますが、経費上、当面は人件費をかけられる状況ではないと考えられます。雇用計画はあるのかどうかをお伺いいたします。また、町内各分野にわたって、人材の確保は喫緊の課題となっております。労働力の確保は、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも課題とされておりますが、その具体的な方策について、情勢を踏まえた考えをお聞きいたします。以上の5点について、町長にお伺いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、和田議員から、本町の新たな産業の創設に向けて取り組んでいるチョウザメ事業について、大きく5点にわたって質問を頂きましたので、順を追って説明を申し上げたいと思います。まず、チョウザメの産業化について思いということではありますけれども、チョウザメだけに特化して進めているわけではありませんけれども、総合計画に関わる5つの大項目、住民の生活、産業振興、教育の推進、福祉の充実、更に行政経営、どれをとっても欠かすことのできないものばかりでありますけれども、そういう中にあって、チョウザメの事業については、私としては職員時代から自分も関わって参

りましたし、将来の夢を描きながら取り組んできた事は事実であります。まちづくりを進めるための施策の1つとして、町内にある資源を活用しながら、新たな事業の展開に可能性を見出しながら、取り組みを進めて参りたいと思っております。ただ、チョウザメの事業化、これは非常に即効性に乏しいと思っております。商品化にするまでは非常に長い期間といいますか、時間をかけて育てていかなければならない。したがって、じっくり腰を据えて産業の創設につなげて参りたいと思っているわけであります。このような思いを持って取り組んで参りたいと思っております。2つ目の方針と言いますか、収益ですとか魚体の単価、こういうことについてお話しがありましたけれども、5月の議員協議会において説明をした、事業展開方針の中で収支について少し触れております。美深町全体のチョウザメ事業の収支を試算したものではありませんで、魚体の単価等の根拠についてお示しされたいということでありますけれども、試算では、1つとしてはキャビアの瓶詰めですとか、美深温泉での料理ですとか、販売用途によってそれぞれ区分があるわけでありますけれども、魚肉ですとか、そのままの状態で3枚におろして処理をして、これを分けて試算をした。そのようなところから算定内容について作り上げたものでありますけれども、平成29年度の収支については、まだ、町が直接的にやっているわけではありませんので、株式会社美深振興公社が手がけている部分でありますので、ご理解を頂いておきたいと思っております。次に、チョウザメにおいて、美深町で食べられないのかというご質問でありますけれども、今、美深温泉等において、だいたい恒常に、たくさんの量は急に言っても、ということにはなかなかならないかもしれませんけれども、だいたい恒常に食べられるような状況になって、対応していただいているのではないかと思っております。ご承知ないかも知れませんけれども、だいたいそのような状況になっております。昨年までは、どちらかと言うと、予約を受け付けての料理提供でありますましたが、だいぶ大きくなっていますので、成長もしておりますので、フィレ加工と言いますか、冷凍加工等をしながら、提供できる体制が整ってきたと思っております。ただ、個体数が限られておりますので、町内の飲食店への販売は、まだ出来ていないという段階であります。これらの解消に向けて、育成数の増加ですか、施設の拡大も必要となるため、もう少し時間が必要と、このような状況があります。スピード感を持ってやれということですが、孵化して成長したものを、その年に商品化する、そんなところへは行かないわけでありまして、その辺はご理解をいただけなければならない。魚肉にするにしても、最低でも3年はかかると。3年乃至4年はかかると。キャビアに至っては、8年も10年以上、場合によっては12年以上の歳月が必要であります。サメの種類にもよるかもしれませんけれども、そのような状況であります。しかし、現在、試作と言いますか、料理の種類、どんなものができる

のか、好まれる料理にしていくためには、色々研究を重ねておりますので、ご理解をいただきたいと思います。美深振興公社では、国や町からの補助もそうありますけれども、施設の整備を進めておりますので、これがちょうど3年目に入るところでありますので、チョウザメの育成を始め、商品化に向けて、今、提供といいますか、その部分については、とりあえず順調に推移している状況にあるということだけは、申し上げてよいかと思っております。それと、チョウザメ事業、他の市町村、自治体と比較されて、遅れているのではないかというご指摘というか心配をされていたわけでありますけれども、他の自治体も事業展開に入ってきたということも知っているわけであります。ただ、それぞれ、本州でやっている気象条件ですとか、そういう所も違いますし、道内でも始まったところもあるわけでありますし、更には、そのチョウザメでも色んなチョウザメがいるのですね。その種類ですとか、生育環境あるいは、孵化までやらず、稚魚を購入してきて取り組んでいる、製品化している、様々なやり方があるわけでありまして、我が町としては、チョウザメの町として長年やっておりますので、少し時間がかかっているという感じがあるかもしれません、本格的な事業化という部分について、今までほどちらかと言うと見せる部分でやってきましたので、ご理解をいただきたいと。今まででは、積雪寒冷地域での飼育試験として導入し、鑑賞用としての飼育が長い間続いてきている。特に観光資源としてチョウザメ館の施設ですとか、そういうものを作っていただいたということであります。この間、孵化事業等にも挑戦をしてきておりますし、何度か成功と言いますか、持続して、ただ、これからは何とか製品化と言いますか、商品化、事業化、食として進めたいと、こう考えていて、これには北海道大学水産学部をはじめとした関係機関のご指導はもちろんのこと、それぞれの関係機関にご支援をいただくということで、大きく前進をしておりますし、これから孵化、育成、成魚そして商品化と、こういうことに向かっていきたいと。そういうことによって、町直営の事業もそうありますけれども、本格的な事業化に結びつけていきたいと考えているわけであります。町民と温度差があるのではないかと、こういうご質問をいただいているわけでありますけれども、我われのPR不足が、下手なのかもしれませんけれども、その辺のPR不足等に時間がかかるっているものですから、ピンとこないのかもしれませんけれども、努力をしていかなければならぬと思っています。もちろん、町内の飲食店等々についても、これから食べることについて、もうすでに始まっている部分もありますけれども、いっそう活発にしながら取り組んで参りたいと思っております。それと、最後のほうに言われたわけでありますけれども、雇用の関係であります。これは、議員から時々言われるわけでありますけれども、当面、人件費を大きくかけられないのではないかという心配をいただいているのかなと。その通りでありますけれども、先ほどか

ら申し上げておりますように育成機関が長いものですから、この間の人事費と言いますか投資が必要になります。どうしても専門的な知識を持った人材の確保ですとか、そういうことをしていかなければならない。したがって、北海道大学であるとか、水産学部であるとか、道の総合研究機関などの関係機関との連携等を強めながら、それらの人材確保、こういうことも考えていかなければならぬと思っております。したがって、簡単な事業ではありませんけれども、夢を持って、これらを取り組んでいかなければならぬ。ただ、大きな投資が必要になってくるということあります。その他の産業等についても担い手対策ですとかの人の確保、これが言されました。継続的に本町の条例を制定しながら、商工業の担い手条例ですとか、農業の担い手条例ですとか、色々なものがあるわけあります。なんとか、都市部から新たな人材等々も入れていかなければならぬと考えております。ただ、現在の経済動向と言いますか、そういうものがあって、人材の確保というには、非常にそういう経済動向と言いますか、そういうものに左右されるものですから、そういうことも踏まえながら考えていかなければならぬと思っております。チョウザメのことはもちろんあるわけでありますけれども、産業全般の努力もそういう意味では、していきたいと思っておりますので、少しほけた答弁になったかもしれませんけれども、以上、申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。最後に町長の方が夢を持ってということで、それが聞けたのがとても良かったかなと思っております。このチョウザメ産業に関して、私自身がこれはあまり言いたくは無いのですけれども、町外から移住してきた者にとって、やはり美深町はどんなところかとインターネットなどで調べたりしたとして、出てくるのはチョウザメなのですね。美深に来てからも、あちこちへ出向いたときには美深と言うとチョウザメやっているよねと。やはり、そこで言われる事はキャビアってもう食べられるの、と。でも、そちらはまだ時間がかかるので、今は肉の方へいっていますと一応答えるのですけれども、そういうことがやはり、町民の皆さんの中でも、多分そうだと思うのです。親戚関係や旅行先でそういった話になりますと。それが今、町長が言うように温泉でやっと恒常に食べられるようになったと。そして、各飲食店、団体さんの方で色々な創作メニューがだいぶ作られてきているというような報道は目にしているのですが、一向に口に入らないというのが町民の方の、それが本当の感情だと思っております。ですから、この料理の開発研究というところに時間をかけて、そこもやっていかなければいけないとおっしゃっておりますけれども、魚体が少ないのでわかりますけれども、少しでも、限定的にでも、ものを出して、新しく展開する事業と同じく、そちらの方にも手をつけて

いくべきではないかと私は思うのですけれども、町長の考え方をお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一言で言うと、魚の数がたくさんいれば出したい部分もあるのですけれども、まだまだ充分になっていないと。そういうことでご理解をいただくしかないのかなと。ただ、そうは言っても、新しく、町が辺渓地区で水源を求めて大々的にやる前に、恩根内のSAF恩根内ですとか、町が補助して、久の家さんの池ですとか、そういうところでやっていきますので、そういう部分もかなり大きく育ってきていますので、孵化も1年で、今年、孵化して、こんなもんです。今、この間、地方創生に何とか、こちらの事業ではなくて新しい方でありますけれども、のせたいというものもあるものですから、知事も関心を示して、道北へ来たときに寄ってくれたのですけれども、地元のキャビアを含めて、こういうもので恩根内SAFでも見せながら、食べてもらった経過があるのですけれども、正直言って、まだ、わずかな、ふんだんにいつでも食べてもらうということには、なっていない。ただ、そういうことに向かって、徐々に、遅いと言われれば遅いかもしれませんけれども、体制づくりに勤めていると。温泉もそういう方向で、努力しているということありますのでご理解を頂けたらと思います。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） そのチョウザメの養殖産業、私も議員になってから、政務調査活動であったり、議会の視察であったりと、色々なところでそのチョウザメ産業というものを学んで、見てきたところではございますけれども、確かに気候が違う、ものが違うと言われれば、時間がどれだけ違うかというのは、推し量ができるかなと思っておりますけれども、今回、その新しく始まる事業に関して言うと、当面のうちは研究施設ということで説明があったかと思いますが、北大の水産学部の連携の面で言うと、最終的にどういうところに落ち着くのかというところが、僕の中では疑問なところがあります。そこを少しお答え頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私も確固たることを、こうだとは、なかなか申し上げにくいのでありますけれども、北大がチョウザメの今、日本国内では第一人者、それと国リーダー的に進んでいるのは間違いないわけであります。その教授が、魚を飼うこと、それと別な教授は、それをコラーゲンですか、そういう部分で研究すること。そういうことを進めているわけであります。そういう先生方が居られる関係もあって、学生を連れて、美深の方へすでに何回も入ってきている。学生には、授業の一環として単位も与えたいと。そういうことまで学内で進めているような経過もあるものですから、そういうことも含めて、

そういうキャパ的なものも考えて行かなければならないのかなと思っております。ただ、それと事業と言いますか、新しく展開する、そういう一面もありますけれども、チョウザメの事業展開という部分については、うちはそれとは直接的には、そういう応援なり、一部そういう事もやってもらうけれども、事業は事業として展開していくと。こういう形になろうかと。そういう応援ですとか研究ですとか、言ってみれば大学だけではなくて、他の研究機関もそうでありますけれども、応援はする。それと道の総合研究機構、これは、昔は、例えば昔で言うと、水産試験場は水産試験場、農業試験場は農業試験場、たくさんあるわけでありますけれども、そういうものが全て1本になっているのですね。そういう所ではあるけれども、美深のチョウザメを取り上げてもらって、応援をする、そして研究もすると。販路ですとか、採算ですとかそういうものも研究するという約束が、今年来ていただいて、先生方に来ていただいて、取り付けておりますので、物事は常に、コミュニケーションしながら、連携しながら進んでいくのでありますけれども、そういうことにも向かっていると、進めているということあります。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。この地方創生の加速化交付金と、いわゆる新型交付金を活用してという事業で、その面で1番大きなところは、私的に、その官民の共同であったり、このチョウザメに関して言うと北大も絡んで産・官・学になるかなと思うのですけれども、そういった面で、北大とそういうお話があるということで、安心はするところであります。それに絡めてになるかと思いますが、そういった実習の受け入れであったり、その新しく施設の中で作業と言いますか、携わる方たちに、どれくらいの人数が必要になってくるのか。そういった雇用が、人件費が掛けられないのは確かだとおっしゃいましたので、そんなに人数はいないかと思うのですけれども、当面の間、その実習生も含め、どういった計画になっているのかを再度お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） その事業が開始されれば、それなりの専門職員を抱えなければならないと思っておりますけれども、その北大ですとか、そういうところは受け入れとして、例えば宿舎ですか、何日泊まるか、どうするかと。こういうことは、少し考えて行かなければならぬと思いますけれども、その人材を抱えるということには、なかなかならないのかなと。それだけの我々としての構想というか、体力と言いますか、そういうものはつけられないのではないかと思っております。たまたま北大が、今の例で言うと2回なり3回、学生、大学院生を連れて先生2人ぐらいで5?6人の規模で来るのでありますけれども、北大は水産学部が函館であります。遠いのですね。そういう経費ですとかも、北大

は北大で研究費は持っているようありますけれども、少し、美深を拠点としたいという考え方もあるようありますし、そういう経費も少し相談になるのかなというのは正直なところあります。ただ、今の段階で、そういう事は、具体的にこうするという検討にはなっていない。ただ、今、温泉の方で、振興公社でやっている部分については、そういう学生を含めて、相当、応援に入っていたいしている。大学ですか、研究機関と経費でまかなくて貰う、こういう状態であります。それと、この地方創生の事業に手を挙げて、今、なんとかしたいという努力をしている最中でありますし、まだ水利権も、正直言って、北電等に努力をして、北電と言うより実質はエコエナジーと言う子会社でありますけれども、努力をしていただいて、道の申請への一時審査、内部審査でありますけれども、そういう段階を終えて、これから本格申請という段階と。本格申請というと、普通で考えると1年もかかる話です。本格申請をして許認可がおりるということになれば。だけど、そんなことまで待ってはいられないような状況もありますので、もちろん事業の認可、地方創生の事業の認可、認可と言えば財源も含めての話でありますけれども、それもきちんとまだ整っているわけではありません。あくまでも申し込みをしながら、努力をしながら、そういう形です。そういう中で、色々な視察が来たりして、ただ、我々は当然これは地方創生にのせると、そういう構えで、努力をしている最中なのだということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） その地方創生に、このチョウザメ事業をのせると。そこは地方創生の交付金の内容、要項と言いますか、そういうものを照らし合わせると、理解するところではございます。ただ、やはりその地方創生、交付金が事業に活用できて、地方に対して良い面と悪い面があるのだと思います。お金だけもらえて、認定されれば、やる。後は、その後がどうなるかというのは、その地域の力の差によるのかなと思うのですけれども、それをやはりこのチョウザメ産業で地方創生に値するものにするのだということであれば、この地域を磨くということが、かなり大きなものになるのではないかと思うのですけれども、そういった意味で、町民の声ですとか、または、色々なアイディア、そういったものを集めていかなければいけないのではないかと。これは地方創生を別にしても、このチョウザメをこの町でどうするかというところから始めて、町民の方と、または、そういった商業者飲食店の方と詰めた話をしなければいけないのではないかと私は思うのですけれども、そこら辺、最後、お答えをいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常にチョウザメ産業化に向けて、地方創生といえども、心配な

点がたくさんあるわけであります。それだけに、役場の内部に色々な検討室というか研究室を作りながら努力していかなければならないし、外に向けては、美深でこういうことをやっている、それは町民のためになるのだと。そして、美深のまちづくりの1つの目玉になるのだということも含めて、色々努力して行かなければならない。おかげさまで今、学校であるとか、例えば小学校で子供たちが小さなチョウザメを飼っていただくとか、色々な形で高校生がチョウザメの研究をされるとか、色々な形がある。そして、大学は大学で、学生が先生を連れて、ここで発表会をやってくれたり、色々なことがありますので、なかなか町民には見える形にはなっていないかもしませんけれども、諸々を発信できるように、もっともっと発信できるようにしていかなければならないと思っております。努力したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） それでは最後に、今、町長の方からもそういった美深小学校での取り組みですとか、美深高校のそういった取り組みのことをお聞きしました。そういうのをもっと活用した方が良いのではないかと思うのですね。例えば、美深高校もインターンシップをやっていきますよね。名寄の大学や高校でもそういったインターンシップは取り入れているわけでして、そういった人材を育てるという意味でも、活用ができるのではないかと私は考えているところであります。最後に、雇用の確保という面で、若い世代の町内の流入、流出を防いで連れてこなければいけないというところに関して、町長的には今後どのような方向で考えているのか。私は、やはり一般的な名寄のハローワークですか、そういうところは若者にはあまり使われていないのではないかと感じているわけです。やはり、何を見て募集を探しているかといえば、インターネットだと思うのです。そういうところを踏まえて、今後の対策をどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど申し上げたのですけれども、チョウザメを飼育する、研究する、といいますか、そういうことを含めて専門的な職員と、作業をする職員と、色々ランクがあるのだろうと思います。できることならば、地元の人間が、それも、できれば若い衆が良いわけでありますけれども、なかなかそういう時代の情勢といいますか、経済動向含めてなかなかそういう人がいないとすれば、インターネットを含めて色々募集をかけなければならない。そういう方向でたまたま今、協力隊で色々な方がサメの飼育等で、温泉の方に1人、ああいう形で残っておりますけれども、ああいう方を何人か育てる必要があるのかなと。彼自身がサメの専門家かと言ったら、正直言って、専門家にはまだまだなれていないし、なれないのだと。もっともっとレベルの高い専門家も必要であるし、作業

する人間も必要である。日常の管理と言いますか、餌やりと言いますか、そういうことも必要になる。ただ、たくさんの人件費をかけて雇用を起こせばよいのですけれども、なかなか、儲かる段階に行けば、何十年か経てば良いのかもしれませんけれども、今の段階でそこまではなかなか行かないという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 和田君。

○3番（和田 健君） 色々とお聞きしましたけれども、私自身は、やはりチョウザメといえど美深だと我が町が言えるように、私自身も応援しますし、頑張らなければいけないと思っているところでございますので、とりあえず最後にこの美深でチョウザメを何とか盛り上げていくという面では、色々な難しさがあることがわかりました。そういったところで、町民の声を反映しながら、みんなで頑張っていかなければいけないということだと私は思います。以上で終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で和田くんの一般質問を閉じます。

これから暫時休憩を致します。再開は13時30分といたします。

---

午後 12時15分 休憩

午後 1時30分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 10番、南でございます。今回、項目は2件、行政と産業、それぞれ1件、件名も1件ずつで、町長に対しての質問といたしたいと思います。まず1項目、行政、件名については公共施設、町有施設の改修改築計画と今後の都市計画のグランドデザインの考え方について伺いたいと思います。質問の要旨は、当町における多くの課題の中で、老朽化した公共施設の改修改築問題がある。都市計画マスターplanに基づいた今後のまちづくりを考えれば、役場庁舎や、SUN21、特別養護老人ホーム等の改修改築が移転を含めた公共施設の集約化を図った再開発を検討する時期に来ていると思うが、今後のまちづくりのグランドデザインをどのように考えておられるのか、町長の所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、南議員からご質問をいただきました公共施設の改修計画、グランドデザイン、こういうことあります。本町の公共施設の老朽化に対応した取り組みを含めた、公共施設の今後のあり方について問われているわけでありますけれども、一

口に言って、施設の老朽化対策は大きな問題である、課題であると、このように申し上げてよいかと。そこで、町民生活における公共施設の維持は、避けて通ることのできない今後の課題となると、このように認識をしております。特に、事例として挙げられております役場庁舎、これは昭和38年建設で昭和58年の改修であります。またSUN21については、昭和43年建設で平成10年に改修しているものであります。特別養護老人ホームは、昭和60年に建設でありますけれども、平成2年にデイサービス部分の増築を含め、平成7年にはショートステイを増築している状況であります。このほかにも、昭和54年建設の町民体育館は、平成21年に床などの一部改修を済ませたものの、屋根などの改修がまだ残っている状況であります。また教員住宅、職員住宅を含めた町有住宅などの老朽化が進んできている状況にあるわけであります。現在、これらの公共施設を含めた美深町公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでおり、将来の経費負担を想定しながら、改修対策を進めようとしているところであります。しかし、まだ具体的なものは整っているわけではありません。改修に伴う集約化などの意見をいただいているところでありますので、検討の1つとしたいと考えておりますが、複合的な施設が良いのか、集約により町並みが寂しくなるのか、住民の利便性の面ではどうなのか、色々な課題と言いますか、問題点を洗い出して行かなければならぬと思っております。また、改修に向けた財源の確保をどうしていくのか。町が将来的にも運営をしていかなければならないのか。更には、民間の事業者の力を借りて、施設を借り上げていくという方法が取れないものか。具体的に、今後の方針として、今、明確にお答えするには至っていない状況であります。これらを課題としながら、検討していかなければならぬという考え方方に立っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） なんとなく重い課題なので、町長からはそういう考え方的な検討中というような趣旨の発言になろうかと想定はしていたのですけれども、なにせ、町としては第5次総合計画をあと4年残す段階でありますし、昨年度、都市計画マスタープランが改定されたということ、そういうものを前提として、質問の場に立っているわけですけれども、総合計画の中では、平成32年に役場庁舎の設計、委託の予算計画がなされていますし、特別養護老人ホームに至っては、平成32年に大規模改修の計画も載っていると。そういうことで、また、先程言わわれたようにSUN21、また基幹集落センターもその中に入ってくると思いますけれども、そういったものの老朽化が非常に目立つていて。特に今、住民福祉の関係で後回しにされている役場庁舎、実は非常に厳しい環境にあるという話も伺っておりますので、この都市計画マスタープランに基づいた考え方で行けば、

これからは人口規模もおそらく10年、15年で4,000人を切るような人口推計もあるので、そういった中で、マスタープランにも載っていますけれども、コンパクトなまちづくりという観点でいくと、今、先ほど財政の話もありましたけれども、公共施設整備基金もそれなりの積立もありますし、こういったこのタイミングで、移転、又は改修改築、集約化、総合的な庁舎なりまちづくりという観点で検討してはいかがか、という趣旨で質問させてもらっています。質問にもありますように、グランドデザイン、青写真ですので、町長の今任期はあと2年ですけれども、この先も町長が担ってくれるという前提で、この後の町の青写真、グランドデザインを、夢も含めてそこら辺の構想を改めて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どれもこれも、非常に財源の伴う話でありますて、総合計画に一部設計、やらなければならないという事を載せている部分もあるわけでありますけれども、しかしながら、何と言いますか、老人ホームですか、SUN 21だとか、集落センター等々それぞれ使っている、使用している場所、使用している方がいるわけでありますて、そういうところの考え方等々も聞いていかなければならぬし、色々なことが実はあるわけで、本当にこれらを町として、全部やりきれるかと、非常に懸念をしているところでございます。それもこれも、人口問題ももちろんそうでありますけれども、なかなか、これらを相対的に、財源が充分、それぞれ積立をしているとか、そういうことも少しはあるわけでありますけれども、しかし、こういう全体的にやりきれるかというように懸念をしています。したがって、民間的な考え方で、提案型、こうしたい、ああしたいと、こうするべきだという考え方方が少し出してくれれば良いなと思ったりもするわけでありますけれども、本当に私も残すところ2年でありますから、それほど、こうするとか、あまり夢を語れるわけではありませんので、ただ、そうは見ても、公共施設、役場を含めても非常に老朽化している。耐震性がないと、こういうことも言われているわけでありますので、ひとつの目安は考えなければならないと思っておりますけれども、なかなか、これは、どれ1つ取るにしても、全部できるとは、全部、いつ頃という計画がつくれるかというと、疑問でありますけれども、本当に、役場1つ考えてもなかなか大変な行事であると。役場あたりを考える場合は、試算したものではありませんけれども、ざっと考えて10億円ぐらいはかかるてくるのかなと。そして、これらの財源が、色々な財源がつけることができるかと。非常に難しいものがあると思っておりまして、将来の夢的なことも言えと言われましたけれども、そう夢も語っておられませんので、その辺のところはご容赦いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） そうは言っても、やはりその老朽化は避けては通れない時代にきてていると思うので、ましてや、その公共施設をこれから基本計画から実施計画、建設までといきますと、最低でもやはり5年位はかかると思うのですね。そういう中で、今、ある程度の青写真的なものを持っていないと、あっという間に10年経ってしまいます。そこまで言われるような公共施設が、耐えうるかというと、非常に厳しいのかなという印象があるものですから、こういった質問になっていますけれども、基本的に都市計画マスターplanなり、総合計画に基づいて、まちづくりをするという基本的なスタンスで行けば、マスターplanにも載っていますけれども、関連計画、いちいち細かくは言いませんけれども、3つほどの関連計画に基づいて、コンパクトなまちづくりをするというように唱っているわけですから、やはり、それに基づいて、動きがあってしかるべきだと思います。財源的な問題もありますけれども、そこら辺の取り組みが今、ない、となるとマスターplanなり、総合計画も何のためにあるのかというように言わざるを得ないので、そこら辺、あまり先延ばしする問題ではないのではないかというところです。先ほど財源の話もありますけれども、例えば今、町の色んな施設を集約することによって、行政のコストパフォーマンスも下がると思うのです。単純に、その建物を建てるから、そこに何十億円かかるから、財政的に大変だ、ではなくて、例えば、除排雪の関係に絡めて、まちづくりをすれば、今、年間8,000万円也ときには1億円を超える時もありますけれども、2,000万円也3,000万円也除雪費の削減ができるようなまちづくりをすれば、それなりの財源確保は出来てくると思うし、先ほど、民間活力の話もありましたけれども、町中の商店街の中には、自分で店が老朽化したので投資したいけれども、二の足を踏むという方もおられたりもするので、役場庁舎なりそういう複合施設なり、社会福祉関係の施設もそうですし、そういうものを作ることによって、町全体の行政のコストパフォーマンスも下がるということもありますので、そういう考え方も、おそらく町長部局においては、そういう発想があるのではないかと思うのですけれども、なかなか町長、言い切れないかもしれませんけれども、その内部の話でよろしいですから、それくらいの構想は、僕はもつていてしかるべきだと思うのですけれども、どうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど少し触れさせていただいたのですけれども、今、諸々言われている公共施設を含めた美深町の公共施設等総合管理計画、こういうものも考えながら、言ってみれば今の施設をどうするかと、どう集約していくかと、色々検討している内部の委員会まではいきませんけれども、そういうものもいつもやっております。そういうとこ

ろでありますて、非常にお金のかかる話でありますから、どれもこれもということにはならない。あくまでも、管理計画という将来のことでありますから、今、それに基づき、きちんとやりきれるかどうか。これから具体的な検討になってくるわけであります。民間活力ですとか先ほど言ったような、入っている、使ってもらっている、そういう事業所的な考え方もでてくるでしょうし、ただ、コンパクトにしていきたい、集約化していきたい、その通りであります。色々な考え方をもって、ここ1、2年の間に、そういうところを少し精力的に進めて行かなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） まず、その公共施設の今後のあり方として、何人かの議員も言っておりますけれども、ハザードマップに関連して、少し問題があるところにあるのではないかという施設もあるという話もよく出ていますけれども、そういった観点で、例えば、今その天木跡地を整備しながらも、何年も塩漬けにされていると。それから、今、警察の庁舎が北側に移転するとか、そういう町有地を有効に活用するとか、そういう諸々の関係機関が移転するという、そういうタイミングで僕は今、必要かと考えています。今は、町長、その策定委員会でこれからもむといふ話ですから、言い切れない部分もあると思うのですが、特に役場または特別養護老人ホームあたり、よく言われているハザードマップでいけば、ここで良いのかという観点で、この2つに集約するわけではないですけれども、移転、移築という考え方はあるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 移築する考えはないかと言われたらあるともないとも言えないし困ったなと思っているのです。今、言える事は警察署が先に発表している、場所を移した方が良いのではないかと相談を申し上げているくらいで、具体性を持ってと言われると、町有地の有効活用ですか色々なことがありますけれども、そこで良いのかという課題があるものですから、今簡単にこうですと自信を持って言える状況にはないわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） そうでしょうね、と言う感じですけれども、それこそ今、ちょっと触れて、質問の趣旨から若干はなれるかもしれませんけれども、町有地の関係も、遊休の部分も利活用していかがかというところで、議長から指摘を受けないように質問しますけれども、そこら辺のいわゆる天木跡地の活用方法というのは、どのように考えておられますか。いつまでも塩漬けにするわけにはいかないと思うのです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いつまでも塩漬けにすることにはならないと指摘されれば、その

通りだと思っています。あれが公共施設、工業団地としてああいう形にしているものですから、かといって、近々、望みがあるかと、計画通りに進むのかと言われば、なかなかそうですとも言えないし、困ったと思っていますけれども、大きく見れば、ああいう町有施設、町有地、大きく空いているという場所もないわけではない。そういうことも含めて、全体的に少し、外部で検討するのも1つの方法でありますけれども、内部で少しもませてもらう必要があると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） それでは、先ほど民間からの提案みたいなのもあれば良いという話もあったので、実は、先だって議員仲間と政務活動の中で、岩手県の紫波町と住田町を伺ったわけですけれども、2つとも木造庁舎でした。特に紫波町のほうは、オガールプロジェクトといいまして、役場庁舎と複合施設、図書館、福祉関係の施設と、4つを大きく、大きな建物で構成した18ヘクタールのしばらく塩漬けになった土地を再開発したというプロジェクトですけれども、なかなか、同じ真似をしろとは言いませんけれども、先ほど町長が言われるように、財源の確保でいったらPFI事業です。民間の活力で、民間が運営管理するというシステムですけれども、大方が役場庁舎は別として、大方、民間が建てて、それを町が借り受ける、または取得するという手法で、非常に民間で行うので、設計なり、建設費がかなりコストダウン出来たと。町としては、リース料なり、後に買取もするわけですけれども、非常にパフォーマンス的には有効な手法だということで視察して参りました。その辺も、では、美深町でこういった民間企業が請け負って、できるかという環境があるかどうかは非常に難しいかもしませんけれども、そのことによって雇用も生まれますし、やはり町中に賑わいもできますし、やはり民間の感覚で町づくりをするという、非常にこれから参考になるところだったと思います。後ほど資料も提供させて頂きたいと思いますけれども、是非、今、策定委員会の中でこれからもむという話であれば、ぜひとも参考にしてほしいという取り組みでございました。また、庁舎に関しては、木造でありましたので、地場産の木材を100%使っている庁舎でありましたので、やはりうちの町は林業の町でもありますし、地域の活性化も含めたら、役場庁舎に関しては、といいますか公共施設に関しては、そういう統一性のある木材でしっかり作るような町並みも必要かと思いますし、その紫波町も視察が毎日すごい数でした。資料費も3,000円某とられまして、視察させていただきましたけれども、当時も4つの議会が同時に視察を受けて、30数人であれだけで9万円だなと。単純にそんな計算をしながら帰ってきたのですけれども、ホテルも、ビジネスホテルも界隈に同じ公共施設的に作っているのですけれども、そこもスポーツ合宿もしていますし、我々が視察に行った時に泊まれると。色々な

ことで、ぐるぐるお金が回るといいますか、人も回る、そういう町づくり、これがやはり、うちみたいな小さな町になってくれば余計できるのではないかと思いますし、是非、これは提案的ですけれども、そのような事例もありますので参考にして欲しいと思います。また、策定委員会の関係ですけれども、今、役場庁舎内でやっていると思うのですが、今後は、町民も交えた中で、そういった委員会を立ち上げる考えは、あるかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まず最後の方に言わされました、策定委員会、町民を交えてという、まず、役場内で検討するのが先であって、町民を入れて議論をするというところまではいかないのかなと。そこに行ければ良いのですけれども、まだまだうちで提供する材料等々含めて、ただ集まって言いっぱなしの議論ではならないと思っておりますので、それは今の段階でやりますというところまではいかないと理解してほしいと思います。それと、民間を含めた、議員さんも視察等で色々勉強されていると。私も後で議員さんが勉強された部分を見せていただかなければならぬと思っておりますけれども、町は町で、総務省のホームページ等からPFIの事業等、どんな所がやられているかと、含めて少し拾っては、少しづつ勉強している経過であります。そんなことも検討委員会等々、話題にしていかなければならないと思っております。それと、基本的には先程言わたった、木材という話、これは大事なひとつのポイントとして考えていかなければならぬと思っております。それと同時に、うちの使い方といいますか、施設の考え方でありますけれども、例えば、今もっている役場庁舎も然りでありますけれども、教育委員会が入っているCOM100、だいぶ年数も経ったわけでありますけれども、ああいうものを作る時にも、例えば文化会館だけではなくて、教育委員会が入る、図書館はそこの中へ入れる、博物館的なものを入れる、言ってみれば多目的に作っているのですね。そういう部分では、相当、昔から考えていて、バラバラには作っていないということも一つ、役場にしても増築でありますけれども、保健センター的なものも合わせながら作っていると。そういうことで、かなり広範囲に使えるようなことを考えながら物事を進めて従前も来たつもりでありますから、それはそれで、その延長について、これから人口減少等々があるわけですから、コンパクトな町づくり、施設づくり、公共施設づくりをどうしていくか。今、具体的には、ある町ではビジネスホテル的な発想まで入れて、作っているというような話もあったわけでありますから、もちろんそういうことも含めて、全体的なことをどうするかと。もちろん町の規模にもよりますし、位置的な問題もあるし、色んなことを考えていかなければならぬ。それはそうだと思っておりますので、諸々、検討事項だと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） よく、他の町の方々に言われるのですけれども、美深町の土地計画は、すごく綺麗だよねと。いわゆる教育ゾーン、行政ゾーン、福祉関係、きっちり都市計画に沿って良い町だねという話も聞きます。それらを含めて、うちの町の良い印象がありますので、せひとも、その策定委員会の中でも、そういうものを考慮しながら町づくりをして欲しいと思います。それと集約的な施設なり、何なりというのは、財政がいちばん課題でしょうねけれども、先ほど言ったように、そういうことによって行政経費の削減にもなりますし、ちょっと苦言的な、意地悪な言い方かもしれませんけれども、施策と総合計画、これらがマッチして施策があると思うのですけれども、例えば、この都市計画マスターplanにしても、若干、施策と計画がミスマッチなところもあるのではないかとも思います。具体的に言うとキリがないのですけれども、例えば、町中のフレンドバスの運行形態ですか、先ほど言ったような除雪、諸々あるのですけれども、そこら辺がやはり、きっちり都市計画をすることによって、要らないお金が必要ではなくなるのではないかというところもあるのですね。そういう諸々を総合的に考えることによって、それは多額の投資かもしれませんけれども、かなり、行政コストは下がる。そういう発想で町づくりをしていてはいかがかと感じております。その辺、町長から、何を言っているのだと言う指摘を受ければお伺いいたしますけれども、そういった、僕は計画と施策のミスマッチングが、ちょっとこの頃、出てきているのではないかと。それはやはり色々なものが、ソフトもハードも含めて、経年劣化、だけれども施策はあてなければならないということで、総合計画から少しずれていくようなものもこの頃、目に付くような気がするのですけれども、その辺の感想を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭、我が町は、他の町村から見ると、よく都市計画されていますねと。そういう意味では、我が町くらいの規模で、都市計画をきちんと整備しながら、都市計画を指定しながら、情緒も含めてきちんとになっている町も、なかなかないのかと。内陸のこういう町でありますから、割と昔の人も、過去の人も、都市計画という意味では構想を練ったのかなと。そういう中で、今、その財産で我々生きているわけであります。ありがたいと思っております。ただ、南議員に指摘といいますか、少し言われたのですけれども、総合計画ですかマスターplanですか、そういうものの整合性というか、少しミスマッチ的なことを言われているのですけれども、確かにそういう面も一面あるかもしれません。ただ、この頃、大きな人口減少があったり、過疎化といいますか、歯抜けの状態があったり。かといって緊急を要するような施策を取らなければならないというもの

もあったものですから、どうしてもきちんとした構想計画まで行かぬいうちに、断定的に、断定と言ったら言い方がおかしいかもしないですけれども、急いでやなければならぬ仕事が出てくる。交通プランとか、そういうものも含めてそうでありますけれども、そういうことに当面、追われる部分があるものですから、その辺のことがミスマッチ的にも若干あるのかと思っておりますけれども、なるべく全体的の中でやれるようなことを掲げながら進めて行かなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） それでは、次の産業のほうに移りたいと思います。地方創生事業としての新展開するチョウザメ養殖事業について伺います。1つ目として、チョウザメ養殖事業に係る今後の役場機構体制と運営体制、収支計画について。②として、多額の投資をするからには産業として定着させなければならないと思うが、養殖事業の将来像は。3つ目として、美深町を北大水産学部の研究拠点となるような環境整備も必要と思うが、町長の所見を伺う。これは和田議員とだいぶかぶっておりますけれども、答弁の通りというのでしたら、それでも構いませんけれどもよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 大きく、チョウザメの事業に今後も役場の機構と言いますか、体制に対して、そういうことも言われております。更に多額の投資をするので養殖事業の将来像、そして大学の研究拠点等々の環境整備、こういうことを言わせておりますので、順を追って、少しかぶる部分もあるかもしれませんけれども、答弁したいと思っております。役場の体制でありますけれども、本年度からプロジェクトの位置づけでありますけれども、美深町チョウザメ産業振興室と。役場の16人を配置したのですけれども、若手を中心に配置したところなのですけれども、すべて現職兼ね合いで、専門職ではありませんので、発令をしながら取り組んでいるところであります。こういうことでございます。それも本当に若い職員を中心に、女性を含めて、このプロジェクトに参加してもらっているような状況であります。女性をなぜ入れたのかと、なぜ若い職員が中心なのかというと、食だとか観光だとか、そういう部分では女性の考え方というものが非常に大事になってくると思っております。ともすれば、若手女性は、チョウザメは、日常的ななかなか考えられないと思ったりもしながら、参加させることによって、役場全体がチョウザメの意識改革をして行く必要があると思ったりしながら、プロジェクトの中に入ってくれているような状況であります。将来的に本格出荷をしていけばこの振興室と言いますか、これを強化、かなり、なんか、そして、きちんと機能させて、機能というか独自させていかなければならぬと。只今のところは、このプロジェクトなんかに留めておいて、係的なものは配置しな

ければならないと思いますけれども、その程度で当面行きたいと。将来はまだちょっと事業が本格しているわけではありませんので、そこまでは考えていないわけであります。それと、この施設の運営等については、今やっていることは別にして、今後のやつについては、直営ということを申し上げておりますので、先の方の答弁で申し上げた通り、水利権から始まるのですよと、時間がかかるのですよということを申し上げているわけであります。本当に人の配置から含めて、どう取り組んでいくのかとそんなふうに思っておりまます。ただ、非常に投資も必要でありますし、利益も必要でありますけれども、当面、人材等々の事、そして運営等々については振興基金を持たせてもらいましたので、当面それでやりたいと思っております。多額の投資をするのは事実でありますけれども、していかなければならぬと思いますけれども、なかなか魚体や魚肉やキャビア、これは高額な値段で取引されている実態でありますけれども、北大だけではなくて、道のさけます内水面養殖試験場をはじめとする北海道総合研究機構がこれらも先ほど答弁いたしましたけれども、地域産業構築のための美深町としてやりきれるかどうか、こういうことも含めて研究してくれると、こういう事でありますので、北大とも包括的な連携をして行かなければならないと思っております。北大の研究拠点とこういうことでありますけれども、北大は4月末から5月にかけて、先ほど答弁しておりますけれども、恩根内、更にはチョウザメ館等々に先生だけではなくて、学生も含めて来てもらっておりますので、言ってみれば、大学の水産学部の拠点となるようなことも考えて行かなければならぬと思っております。午前中の答弁と重なるわけでありますけれども、大学は大学で、単位まで学生に与えたいというようなこともやっているようでございますので、ただ、その場合、受け入れの規模といいますか、施設と言いますか、そういうことも考えていかなければならぬと考えております。今ここにきて、今年もそうありましたけれども、かなりチョウザメに関してのお客様というか、研究者というか、JICAを含めて来ていただいて、視察研修に来ていただいた。言ってみれば、チョウザメは美深が先進地だというように、それぞれの関係機関が見ておりますので、それに応えるような努力をしていかなければならぬと思っております。そういう中で、大学の関係者等に聞くと、農業振興センターであるとか体育館であるとか、文化会館だとか、そういう一定の施設、研究施設を含めて使える施設があるというようなアドバイスをいただいている状況でありますので、あちこちの施設、また空きの状況等々も見ながら色々研究して行かなければならぬ。わが町として、どう答えていくかということも検討していかなければならぬと。ただ当面の課題としては、北大水産学部が、午前中も申し上げたのですけれども、遠距離なものですから、お金がかかっているのも事実であります。この間、我々も検討会議なるものを札幌でやったり、僕はたまた

ま東京だったものですから、函館まで新幹線で上がって来て、函館の水産学部の学長に会ったり、七飯町の施設等々も見させてもらって、一定の勉強はさせてもらっていたのですけれども、いずれにしても本当にお金がかかるし、本当に大変なことだなと思っております。先生方も、車で来るにしても、6時間も7時間もかけて、大変な状況かと思っております。ましてや季節的なこともありますて、冬だとそういうこともありますので、あまり良い条件だとは言えないですけれども、しかし、色々なことを踏まえて取り組んで参りたいと思っております。北大は北大で、今まで伊達市、あそこに大学の施設を持っていたのですね。それが老朽化して、使えないような状況になってきているので、それらのことも踏まえて、こちらに移したいのだと。美深に移したいのだと、そんなことも言っておりますので、色々な考えているところまでやりきれるかは分かりませんけれども、大学、更には研究機関等々と足並み揃えて努力して行きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 町長の答弁を聞けば聞くほど、大丈夫かなって思ってしまうのですけれども、これから、今まで、チョウザメを取り組んできた30年がいわゆる行政主導でやってきた中で、まず、とっかかりは行政主導でやって、その後、民間にゆだねられるような環境を作つて行こうという計画ではあると思うのですけれども、今の町長の、先程の和田君の質問がらみの町長の答弁を聞いてみると、最初から大変、大変と言われてしまつた我々も応援しようという身にとっては、なかなか、大丈夫かなと本当に思ってしまいます。民間というのは、民間の事業の取り組みとしては、まず資金繰りですよね。人材確保、商品開発、戦略、そして最後に器を作るというのがスタイルだと思うのですけれども、たまたま地方創生事業に手を挙げたら、採択されたという経過もあると思うのですが、どうもまた同じやり方ではないのかと。先に器を作つてから、どうしようかというスタート。ここはもうちょっとやはり、先ほどスピード感という話もありましてけれども、しっかりやっていかないと、なかなか応援しきれないと思います。まず、その辺、そういう感覚をほぼ多くの町民が持つてゐると思うのですけれども、そこを払拭する自信がありますか、といえば、ないとは言えないと思いますけれども、そこら辺のスピード感みたいなところ、もうちょっと元気よく言つていただけないと。なかなか基金も今、1億円積みましたし、応援したい気持ちでいるのですけれども、そこら辺、実はしっかりこういうものがあるのだよというのも言っていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 大きい声で言えば元気がよくて、それで良いのかもしれませんけれども、そうではなくて、1つの不安や心配を抱えながら、しかしながら、地方創生とい

う大きな流れの中で、地方創生といえども、どこの町村でも地方創生の名前を使っている部分がいっぱいある。事業も大きいのから小さいものまで、でいっぱいあるのですけれども、うちの事業としては、道内的に見ても相当大きいと思っております。また、今、きちんと採択になったかと言えば、これから話ではありますけれども、何とかのせて行きたいと。今までのチョウザメの飼い方と違うのは、言ってみれば地方創生という名前の中で、構図の中で、産・官・学、金もそうですけれども、全部入ってくるのだと。そして、みんなで応援するのだと、そういう体制を作る。その中で、我々も努力をしていくと。もちろん我々がいちばん努力しなければいけないので、そういう方向であり、町がチョウザメ館を作ったとかそういう発想ではありませんので、あくまでも産・官・学、金も含めてありますけれども、みんなで応援態勢をつくっていきながら、我われが中心になって、ここでやろうと。ましてや北海道電力的な大きなバック、水利権等々もあって、使っていこうと。やっていこうと。そして水利権を取るについても、力が入っているところということでありますので、大きい声ではないのですけれども、中身はかなり自信を持って、皆にご理解を頂きながら、頑張ろうと、こういう事を言っております。でも、他の人に聞いたら、なぜ、あの美深の内陸に、雪深いところでチョウザメを飼うのだと。今まで、どうやってやったのだ、ということを言われるのは確かでありますけれども、その辺のところは、ご理解を頂きたい。これからPRも含めて一生懸命やっていかなければならぬ、このように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 今回、先の定例会でも、チョウザメの基金を1億円積んだわけですけれども、あまり多くの質問も議会からはなかったのですけれども、僕の認識としては、この1億円は、これからチョウザメ事業に投資する1億円だと思っているのですね。これが、厚生病院と言ったら怒られますけれども、赤字補填的な使い方になってくると、ちょっと僕は違うのではないかと思っているのですけれども、投資という考え方で、そういう認識で僕たちはいて、良いですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 投資というか、当面の、極端に言えば前半のしばらくの間、採算が取れない訳でありますから、人件費ですとか運営費が、当然かかってくるわけあります。その運営と言いますか、運転資金と言いますか、そういう諸々の投資といえば投資に入ると。1億円で足りるのかといえば、足りないかもしれません。これからのやつは、これから色々、財源を見つけながら、どうしていくかということを考えなければならない。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） ですから、その僕はそういう認識でいるし、町長もそれに近い答弁だったと認識するのですけれども、このあと事業展開していくって、採算が取れないとなった時に、一般会計から常に出していくようなことでは、駄目だと思うのですね。当然、そこら辺を考えながらやっていただけると思っていますけれども、そこら辺、ちょっと確認したいのです。しっかり5年後に黒字化すると言い切ったわけですから、そこら辺は、しっかり収支計画なり、事業計画をしてもらわないと、平成32年になったときに、すいません、一般会計から何千万くださいとなった時に、ちょっと大変なことになるのではないかと。脅すわけでもありませんけれども、そういう危機感を持ちながらやってほしいということなのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 当面、1億円の基金を積ませてもらっていますので、それで運営をしたいと、つなぎ資金にしながら運営したいと思っていますけれども、しかし、事業を展開する初めの段階から、どの程度でスタートできるかまだわからない部分もあるのですけれども、それが第一の段階、第二期工事に行くかもしれませんけれども、そういう部分がある中で、当面の運転資金、運営資金として黒字になるまで、いくらかかるのかと言ったら、当面1億円ぐらいで何とかしたいということで1億円を積んだわけであって、まだ、きちんとしたそこの運転資金等々を人件費等々含めて計算しているわけではないのですよね。まだ、その段階ではない。ただ、3年、5年ではなくて、もっと後に黒字化させてていきたいとこういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 今の説明だけでは、なかなか理解が深まらないのですけれども、そのことをいつまでも言ってもしょうがないので、一般質問は結論を求めるものではないので、町長の姿勢、執行ですから、これくらいにしますけれども。話は戻りますけれども、役場の機構体制として、プロジェクトチームを作つてという話は説明を受けていますけれども、中のセクションとしては、どういう部門設計にするのか。例えば、現業部門だと、広報部門だと、食に関わる部分とか、そういうセクションだけで、そういうプロジェクトチームのイメージは持っているのですけれども、そういうことではないですか。どういう中身のプロジェクトチームですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どうやってチョウザメを食べたりなんかして、わが町のスタイルにしていくかと。まだまだ町的に理解されていないという部分も含めて、あるというお話を伺っておりますので、そのプロジェクトで、こういう事業やる、こういう展開をする、

もちろんそういう部分もないわけではありませんけれども、事業は直営と言ながら、専門家がでてくるわけですから。そこに部門を作って、任せるわけでありますから。そのプロジェクトで細かいところまでやるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） そういうプロジェクトチームですか。どうなのですかね。もうちょっと、それは専門的な職員が居る方が不思議なのでしょうけれども、他の町の事例を言って申し訳ないですけれども、一昨年、宮崎県の小林市へ行った時には、あそこも各課が横断で、そういうプロジェクトチームがありました。そこは今、僕が言うような、現業部門なり広報部門、また教育関係から食の部門と、分類で、部門で分けたプロジェクトチームにしているのですよね。そのことによって、やはり職員たちが共通の認識を持ちますし、チョウザメを何とか成功させようというような、強い意識改革ができていると思うのです。でも、今の町長の話のプロジェクトチームだったら、どうなのですかね。うちの町でやって、チョウザメを時々食べて、おいしいねっていうぐらいでは、僕はちょっと困ると思うのです。今日、たまたま持ってきてましたけれども、広報の関係では、色んなチョウザメのマークが付いたボールペンを作って、町民なり、視察に来る人たちにも配って、しっかり広報していくというような。謎い文句としては、日本一のチョウザメ養殖の町と言っていました。先ほど、美深町は先進地と言われていますけれども、だんだん後進地になりつつあるので、そこら辺を改修する意味でもプロジェクトチーム、もう1皮、2皮むけてもらわないと困ると思うのですけれども、今後、同じような体制で行くのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今後、本格的な事業化に向かって進んでいく過程でありますから、今、私が言っているようなプロジェクトから、だんだん発展して、また新しい組換えも必要になるかと思うし、専門家も集まってくる。そういうことで変わってくるのだろうと思います。他の市町村で先駆的にやっている、本州と言いますか、九州と言いますか、そういうところの状況とは、今の段階はまだ違うなと思って、理解をして欲しいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 最後に、北大水産学部、水産研究院ですか、正式に言うと。そのことの関わりなのですけれども、いわゆる北大といえば北海道の最高学部でありますし、北大の水産学部といえば、拠点は函館でしょうけれども、非常に国内でも有数な学部という認識はあります。それが、我が町に、先ほど伊達のほうの老朽化に伴ってという話もありますけれども、来ていただけるというのは、非常に大事にしなければならないと思います。そんな中で先ほどお金の話もされていましたけれども、こうなったら、美深町を研究

の拠点にできるよう、しっかりサポートしていくのも、うちのまちづくりに、北大の人間が入って、色々関わってくれるというのは、色んな各方面に影響が出てくると思うので、しっかり支援していくような体制づくりをしていって欲しいなと思うのですけれども、例えば、教育関係においても、何か参考になる部分も出てくるでしょうし、そういう絡みを考えるべきだと思うのですけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われる事はわからないわけではないわけですし、わかっているつもりなのですけれども、ただ、北大水産学部といいましても、チョウザメを扱う先生方というか、学部、学部と言うよりもそのチームというのは、そんなにたくさんの数がいるわけではない。北大水産学部といっても、言ってみれば海洋もあるでしょうし、そこで昆布みたいな養殖をしているというものまで、色々な部門がある。その一部の、ひとつの拠点としてどうだろうかといっていることありますて、北大の水産学部が美深に大きく、全部拠点を置くという話に聞こえたら困るわけありますて、そうではなくて、サメを中心とする部分、言ってみれば、そういう先生方を中心とする1つの教室と言いますか、そういうものが出来つつあるのだと。こういうことでありますので、あまり北大が全部、水産学部がここに来るような発想は、色々な先生方は見えられるわけであります。色々な先生方というのは、チョウザメがらみの先生方が来るわけでありますから、それはそれで色々な活用の仕方、そしてまた助言をいただくこともあると思いますけれども、北大と言ったら、それこそ、こんな大きな話でありますから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと言葉足らずなところがあるようありますので補足を。北大としては全学部的にやれるものはやりたいという考え方もあるようありますし、先ほど言いましたように、JICAとしても注目をして、拠点として学生も含めて美深でいてみれば試験的な実践の取り組みをここで出来れば良いなという取り組みもある、こういうことです。

○議長（倉兼政彦君） 南君。

○10番（南 和博君） 補足的な説明で良かったと思いますけれども、いずれにしても、町長が言わんとするところはわかります。ただ、やはりその北大水産学部の一部かもしれませんけれども、何かと影響がでてくるわけですから、しっかり、せっかくの関係性を持てたわけですから、大事にしてあげるような支援策をこれから施策に反映して欲しいと申し上げて質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で南くんの一般質問を終わります。これで今定例会に提案さ

れました一般質問は終わらせていただきます。

---

◎日程第5 議案第43号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、提案説明を押し上げます。平成28年4月から施行された農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選出方法について、これまでの公選制と市町村長による選任制でありますけれども、これらが廃止されて、議会の同意を得て、市町村長による任命制に変更となったことから、美深町農業委員会の委員の定数を新たに定める必要がありますので、これらの提案をするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書1頁をお開きいただきたいと思います。

議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について。美深町農業委員会の委員の定数に関する条例を次のように定める。

3条にわたる条例を定めようとするものでございまして、第1条が目的規定で、法に基づき定数を定めるという目的となってございまして、次、第2条が定数を定めるものでございまして、定数を10人とするということでございます。現行の農業委員、公選で6人、さらに選任で4人が今、選任されてございまして、この10名を現行の定数に、新たな定数にしていくということでございます。第3条が選任に関する必要な手続き、これに関して規則で定めるという意味の規定でございまして、附則としまして、施行期日、29年の4月1日から施行する。さらに、附則第2項でございますけれども、現行、選挙による委員の定数ということで条例を持ってございますが、選挙による委員というのがなくなりますので、この条例については、この附則を持って廃止をするというものでございます。以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第43号の説明を終了致しますが、私の方から理事者側にお願いをいたします。これらに関する規則要項等がございましたら配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今、出来ますか。それでは直ちに配布してください。少々時間をいただきたいと思います。暫時休憩をいたします。

---

午後 00時00分 休憩

午後 00時00分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 資料配布が終わりましたので、休憩を解きます。

---

◎日程第6 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。これは国の人事院勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして一部改正をするものでありますけれども、中身として、育児又は介護を伴う職員の早出遅出勤務等に係る子の対象範囲の拡大、さらには介護休暇の分割取得及び介護時間を新設する改正の中身であります。したがいまして、よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書を説明させていただきます。2頁をお開きください。

議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について。職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、4頁に資料として新旧対照表をつけてございます。これに基づきましてご説明を申し上げますが、改正の趣旨・内容については、只今、町長から提案説明があったとおりでございまして、それぞれ、ここに掲げる1番から3番の内容で改正を行うものでございます。まず、第8条の3の改正、これは育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る改正でございまして、これは、法律上の親子関係に準ずる関係、この子供も対象とするということで範囲の拡大で、この範囲を拡大するものでございまして、この条文では例示となりますけれども、特別養子縁組の監護中の者、まだ養子が決まっていない、6ヵ月ほど法律では監護期間があるようありますけれども、監護中の者も子とみなすと。さらには里子を自分の養子とするという、そういった希望することなどが、法律上の親子関係にはなっていないが、それに準ずる子、これも改正する旨の内容となってございます。これが第8条の3、第1項の改正でございます。次、下のほうの第2項の改正、これは文言の整理でございますけれども、第16条の改正で、要介護者をそこで定義

付けしてございますが、これによる改正でございます。次、1枚めくっていただきまして5頁でございますけれども、これも第1項の改正と同じ改正、この範囲の拡大に係る改正でございます。さらには、要介護者の定義付けに伴う改正となってございます。次、第8条の4の改正で、第4項でありますけれども、これも文言の整理でございまして、要介護者について定義付けしたことによる改正となってございます。次に6頁になりますて、第11条の改正、これが休暇の種類を規定してございますけれども、今回、新たに介護時間が設けられたことによりまして、休暇の種類にこれを加えるものでございます。次に、第16条、介護休暇に係る改正でございまして、ここでは要介護者について定義をしてございますので、その部分を改めるということで現行規定では、第8条の4の第4項の中に要介護者ということで規定をしてございますけれども、今回の改正で、第16条で謳うということでございます。次に、第12項の改正にかかってきますけれども、ここに指定期間と書いてございますけれども、介護休暇が現在、分割取得ができないという規定になってございますが、これを、請求できる期間を3回まで分割するという改正でございまして、これが第1項、第2項に改正をするものでございます。次に7頁、めくっていただきまして7頁でございますけれども、次に、介護時間の改正でございます。これは新たに規定するものでございますけれども、介護時間が新たに設けられたということで、文言を謳うものでございまして、連続する3年の期間内、1日につき2時間以内で勤務しないことを承認できるという、そういった規定をここで謳うものでございまして、介護時間については無給ということでございます。次に、第17条の改正、これは介護時間を加える改正となってございます。次に、附則でございますけれども、施行期日につきましては、29年1月1日から施行するものといたします。経過措置として、この条例の改正前に、既に介護休暇の承認を受けている職員に関しての経過規定をここに設けるものでございます。以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第44号の説明を終了いたします。

---

◎日程第7 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について、提案説明を申し上げます。議案第45号は、町長・副町長・教育長及び議会議員の期末手当を改正するものであります。これまで特別職、議会議員の期末手当は、人事院勧

告を勘案して、定めて参ったところであります。今年の人事院勧告においても、勤勉手当の引き上げが勧告されており、これを考慮して年間0.1ヶ月引き上げようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の8頁をお開きいただきたいと思います。説明させていただきます。

議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

1条から4条にわたって規定し、改正するものでございますけれども、1つは美深町長等の給与に関する条例ということで、町長・副町長・教育長に関する改正。3条、4条が美深町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となってございまして、いずれも期末手当の支給率に関する改定でございまして、年間0.1ヶ月の引き上げということでございますが、ここに表で示したとおりでございまして、平成28年、現行については6月、12月合わせて4.2ヶ月分、これをそれぞれ6月、12月、0.05ヶ月分ずつ引き上げまして、0.01、4.3ヶ月とするものでございますが、28年度の支給につきましては、6月分が既に支給されてございますので、この0.1ヶ月分につきましては、12月の支給月に合わせて支給するということで、12月分を0.1ヶ月分引き上げる改正となってございまして、第1条と第3条が28年度の開始に係る改正となってござります。さらに第2条と第4条、第2条が町長等の給与、第4条が議会議員の報酬等に関する改定でございまして、これが現行から6月、12月、それぞれ0.05ヶ月分引き上げる改正となってございます。13頁に附則を載せてございますが、この条例につきましては、公布の日から施行するものとしまして、28年の12月1日から適用いたします。ただし、第2条、第4条の規定については、29年4月1日から施行するということでございます。第2項の部分については、改正前に引き上げたものについては、内払いとみなすという規定となってございます。以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第45号の説明を終了いたします。

---

◎日程第8 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。この一般職の給与条例につきましては、国家公務員の給与に関して出された、平成28年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では、俸給月額及び勤勉手当について民間の給与水準に準拠した引き上げが行われているほか、民間企業における配偶者手当の状況の変化を踏まえた扶養手当の改正が勧告されたことから、本町におきましても、これらに準じた改正を行うものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書14頁をお開きいただきたいと思います。

議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

4枚めくっていただきまして、21頁からご覧いただきたいと思いますが、これも資料として新旧対照表をつけてございます。1条、2条にわたる改正となってございますけれども、只今、町長から説明があったとおり、俸給月額の引き上げ、さらには勤勉手当の引き上げの改正となってございます。まず、俸給月額についてご説明申し上げますが、400円の引き上げを基本に、初任給を1,500円、若年層も同額の引き上げということですが、ここに22頁から俸給表を載せてございます。これが新旧となってございますけれども、1級、2級、3級、4級、5級、6級と、さらには号俸で1号、2号、3号とそれぞれありますけれども、この1級、2級、3級の1号俸、これらは全て1,500円の引き上げになってございます。さらに4級の1号からは1,200円、5級の1号俸については900円、6級の1号俸については700円ということで、以下、号俸が大きくなっていくに従って、引き上げ額が小さくなっていくわけでありますけれども、1級、2級、3級については1,500円でありますけれども、3級の8号俸までが1,500円の引き上げ、それ以下は、引き上げ額が減少してございます。3級の9号俸以降は低くなっています。同じく2級については、次の頁をめくっていただきまして、2級の24号俸までが1,500円の引き上げとなってございます。1級については、次の頁、24頁の方ですね。1級の72号俸、ここまでが1,500円の引き上げとなってございますが、初任給を1,500円引き上げるということでございますが、いずれも初任給は1級でございまして、高卒が23頁の上の方、21号俸でございます。これが高校卒業ストレートの初任給となってございまして、14万4,600円が14万6,100円ということになってございます。同じく短大卒が1級の31号俸、大学卒ストレート採用でありますけれども1級の41号俸となってございます。それぞれ、初任給1,500円を引き上げ、

さらに若年層を中心に引き上げるものでございますが、さらに400円ということでございますけれども、400円につきましては、これも23頁、6級の17号俸から400円になります。さらに5級の25号俸から下というか、上になるのですが、400円の引き上げ、さらに4級の33号俸から400円、3級の49号俸から400円、2級の65号俸から400円ということでございまして、1級については400円の引き上げはございません。再任用職員を除いてですけれども、1級の最低の引き上げ額が500円ということになってございます。以上が、俸給表の改正の内容となってございます。また、21頁に戻っていただきまして、次に、勤勉手当の引き上げの部分でございますけれども、先程の議案第45号での説明と同じでございます。28年度現行からそれぞれ6月、12月、勤勉手当0.05月分を引き上げるという内容でございますが、28年度については6月分が既に支給されていることから、12月分で0.1ヶ月分を引き上げるという改正となってございます。期末、勤勉手当、合わせて現行4.2ヶ月分の支給を4.3ヶ月分に改正するという内容でございます。めくっていただきまして、次に、扶養手当に関する改正がございます。配偶者に係る扶養手当を扶養親族と同額にして、さらに子供に係る手当を引き上げるという改正でございます。まず、第7条の改正となりますけれども、ここに、それぞれ改正のアンダーラインが引いてありますけれども、要約しますと、子供をまず、6,500円から1万円に引き上げるということでございます。さらに配偶者の扶養手当、現行1万3,000円を他の扶養者と同額の6,500円に引き下げるという内容です。さらに配偶者がいない場合で、他の扶養者が居る場合について、1人分でありますけれども、それについての額、この規定を廃止するということでございます。現行は、配偶者がいない場合については、1人について1万1,000円支給するということでございますけれども、この規定を廃止するという内容となっていますが、これは経過がございまして、29年度分については経過を設けようとするものでございます。文言の整理の改正の中で、29頁、これは第8条の第3項の改正でございますけれども、現行は条文の1条ですべてを謳ってございましたが、これをそれぞれ1号から3号に列記して、改めて定めるということでございまして、この内容的には変わっておりませんが、こういった条文整理を行うというところでございます。以上の手当・給与に関する改正でございますが、附則で、この条例の施行日でありますけれども、公布の日から施行するということでございまして、第2条及び第5項の規定は29年4月1日から施行するということで、第2条については勤勉手当の28年度の支給、12月に0.1ヶ月分を引き上げます、という規定。さらには附則第5項の規定につきましては、扶養手当の経過措置でございます。30頁の下から31頁まで長く記載してございますけれども、先程説明した配偶者の扶養手当、現行1万

3,000円を6,500円に改めますというところでありますけれども、29年については、経過措置として29年度に限り1万円を支給するということです。さらに子供に係る扶養手当、この6,500円を1万円に改正します、ということでありましたが、29年度に限り8,000円支給するということでございます。さらに配偶者がいない場合の扶養親族1人に対して1万1,000円を支給するという現行規定、これをなくすということですが、29年度に限り、子供については1万円、父母等の場合については9,000円を支給するという経過措置でございます。次、附則の第2号、30頁に戻りますけれども、第1項の規定による部分、給与の改正等につきましては、28年度4月1日から適用するということでございます。以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第46号の説明を終了いたします。

---

◎日程第9 議案第47号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。10月から、ふるさと納税に関するインターネットサイト等の活用によって、寄付金の受け入れが予想を超えて増加しているところであり、これに伴って、今定例会で歳入・歳出ともに追加する補正予算をご提案したところでありますが、現行条例では、寄付金全額を基金に積み立てることと定められていますが、寄附金の増加に伴って返礼品に係る経費も増加することから、この財源として寄付金を充当し、残りを基金に積み立てができるように条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案第47号の説明をさせて頂きます。32頁をお開き頂きたいと思います。

議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正について。美深町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、33頁に新旧対照表をつけてございます。只今、町長から提案説明があった通りでございまして、現行の規定、第2条については、寄付があった額を全額積み立てるという規定となってございますが、今回のふるさと納税の取り扱い、これをインターネット等による募集を行ったところ、非常に好評でございまして、議案第

52号でも提案させていただきますが、補正予算の中で3,000万円の補正ということになってございますが、ただ、返礼品を50%、例えば1万円寄付をいただくと5,000円分の商品の返礼をするということでございますが、現行の中では額的にそう大きくはないものですから、全額を積み立てて、返礼品については一般会計から町の特産品を送るのだということでやっておりましたけれども、今回、特産品、何々、というように品物も指定して寄付頂けるということになってございますので、返礼品の部分については、寄付金の中から差し引いて、残りを積み立てるという事、さらには返礼品のほかに、オンラインの手数料ですとか、さらにはインターネットの使用料ですとか、経費が若干ございますので、こういった経費も寄付金の中からいただいて、その残りを積み立てるということに改めたいということで、第2条の寄付金の額、寄付金を積み立てるのだという、そういう文言に改正をしようとするものでございます。条例の施行につきましては、公布の日から施行するということでございます。以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第47号の説明を終了いたします。

---

◎日程第10 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第48号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第48号 美深町税条例等の一部改正について、提案説明を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、延滞金では町民税における計算期間、除算期間の規定をするものであります。2つ目として町民税では、医療費控除の特例の創設及び特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る分離課税の規定を行うものであります。固定資産税では、住宅の省エネ改修に係る減額措置等の規定、これらを設けるものでありますので、条例の整備ということでありますので、ご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書34頁をお開き頂きたいと思います。

議案第48号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

これは4枚めくっていただきまして、42頁に資料をつけてございます。只今、町長の方からご説明申し上げましたけれども、改めて、改正の内容について説明を申し上げます。

まず延滞金の改正でございます。これは法人町民税に係る延滞金の計算期間、この規定の整備がまず1つでございます。これは、29年の1月1日から課税適用ということでございます。次に、同じく延滞金の改正でありますけれども、個人・法人の町民税、これは申告又は納付した後に減額更正をして、その後さらに増額更正を行った場合の延滞金に除算期間を設けたと、このことにより規定を定めるものでございます。これは最高裁の判決に基づく改正ということになってございまして、これも29年1月1日からの課税適用でございます。次に、セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例の創設ということとなってございます。これは現在の医療費控除と選択性になりますけれども、医薬品、後でご説明申し上げますけれども、スイッチOTC医薬品というのがございます。これを、定額を超える購入があった場合について、これを医療費控除としてできるよう特例を設けるということでございます。セルフメディケーションというのは、軽度の病については、自分の体のことは自分で治すのだという、そういったことの定義のようでございます。次に、3番目が特例適用利子等、特例適用配当等、に関する改正でございまして、これは国際課税に関する改正でございます。後ほどご説明申し上げますけれども、これについても29年1月1日からの課税適用となってございます。次に、固定資産税の改正でございます。省エネ改修に係る減額措置の改正となってございまして、これにつきましては、28年4月1日からの課税適用となってございます。それでは、表でご説明申し上げますが、第7条の改正、これは法人町民税に係る延滞金の計算期間に関する規定の整備でございまして、現行規定につきましては、第2号及び第3号で法人町民税、さらには、町たばこ税の計算期間を規定してございましたが、これを分けて、第2号及び第3号に町たばこ税の計算期間、第5号、第6号に法人町民税の計算期間を規定するよう整備する改正となってございます。次に、43頁でございます。これが第23条、第28条、29条の改正、いずれも同じでございまして、これも延滞金に係る改正でございまして、減額更正をして、その後に、さらに増額更正などを行った場合に、延滞金に除算期間を設けるという改正となってございます。次に、附則第6条の改正、これは新設でございますけれども、先ほど申しました医療費控除の特例に関する規定でございます。これは平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した薬品、スイッチOTC医薬品というようにここに記載してございますが、OTCというのはover the counterと言いまして、言ってみれば、町の薬局のカウンター越しに今、売られている医薬品という、いわゆる市販薬ということでありますけれども、以前は医療薬ということで、病院等でしか調剤されなかったものが、市販薬として販売が許可になっているもの、要するに市販薬としてスイッチされたとそういうことで、スイッチOTC医薬品というのだそうであります。

こういった許可された医薬品を、1万2,000円を超える金額を買った場合について、最大8万8,000円となっておりますけれども、その年の分の総所得金額から控除するという特例でございます。平成30年1月1日からの課税適用となってございます。次に44頁の改正、これは附則第20条の2、第1項から第5項まで新設をしようとするものでございますけれども、国際課税に関する改正でございまして、これは所得税法等の一部を改正する法律に基づいて改正するものでございます。現在、条例適用利子ですか条例適用配当等ということで、いわゆる租税条約の相手国、条約締結国に関する利子所得ですか、配当所得については、こういった条例適用利子さらには条例適用配当等ということで規定が整備されてございますが、今回、その租税条約の相手国以外の国、そういった国で相互主義に該当する国ということで、台湾が指定されてございます。これによって法整備がされたわけですけれども、そこで新たに特例適用利子等というのが規定されたことによる改正、条例適用にして特例適用というような名称での改正となってございます。これが新たな分離課税として設けられたということで、これらに関する規定を今回、定めるものでございます。次に、固定資産税に係る改正でございます。附則第10条の3、第5項の改正でございます。省エネ住宅に係る固定資産税の減額に関して、現行と改正後の表にしてございますけれども、現行では床面積に対する要件はございませんでしたけれども、改正後は50平方メートル以上が対象となると。さらに費用については、現行50万円を超えるとそれだけの規定でございましたけれども、改正では50万円を超え、括弧として、国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除くと、この部分は差し引くのだということでの改正でございます。次に、第2条の改正、これは町たばこ税に関する改正となってございますけれども、これは平成27年に改正してございます条例第28号で改正をし、附則第4条に謳ってございますが、この改正となってございます。先程の税条例第7条の延滞金に関する改正をしてございますが、これに伴う改正ということで、読み替え規定の改正も合わせて行うということでございます。28年4月1日からの課税適用でありますけれども、第7項の課税適用については29年1月1日からということでございます。以上でございますけれども、今回の改正により地方税法等が改正して条項等が移動したものがございます。その記載をここにしてございます。以上、議案第48号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第48号の説明を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします。再開は15時40分といたします。

---

午後 3時15分 休憩

午後 3時40分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程第11 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 日程第11 議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新たな分離課税区分として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が加えられたため、美深町国民健康保険税の規定を整備しようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書46頁をお開きいただきたいと思います。

議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、48頁ご覧いただきたいと思います。資料をお付けしてございますが、先ほど議案第48号で説明した国際課税に係る改正でございまして、それに伴う改正でございます。新たな分離課税として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が加えられたということでありますが、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得については、総所得金額に含めるという規定を整備するものでございます。附則の第10項、及び第11項を新設し、定めるものでございます。課税適用につきましては29年1月1日からとするものでございまして、なお、税法等の改正によって町税条例が引用している法律等の条項が移動したもの下に記載するものでございます。以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第49号の説明を終わります。

---

◎日程第12 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定についてを議題といたしますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、和田君が除斥になりますので、よろしくお願いをいたします。それでは提

出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。この施設は本町の公共交通の拠点であり、本町を訪れる観光客の玄関口として重要な役割を果たしております。この施設の管理につきましては、平成21年4月以来、ここに事務所を置く美深町観光協会が指定管理を行っており、平成28年度末にその期間が終了致しますが、引き続き指定管理によって管理致したく、提案するものであります。これまでの管理状況につきましては、町民をはじめ観光客へのサービス向上に努める姿勢が強く感じられ、施設自体も良好な管理がなされていると評価しているところであります。これからさらなる観光事業の展開と施設管理の一体化による効果が發揮されることを期待いたしまして、引き続き美深町観光協会を候補者として選定をしたところであります。なお、安定的な管理運営を図る観点から、指定期間は5年間とするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書49頁をお開きください。

議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定について。美深町交通ターミナルの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1として、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称が美深町交通ターミナル、所在地が美深町字開運町無番地。2として指定管理者となる団体でございますが、所在地が美深町字開運町無番地、名称が美深町観光協会、代表者名が会長山崎晴一でございます。3つ目として、指定の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございまして、これは公募による指定管理者の指定となってございまして、現在24年の4月1日から29年3月31日までの5年間の協定ということで、現行の指定管理者と協定を結んでございます。引き続き協定を結ぼうとするものでございますが、11月10日の日に、観光協会より関係書類の提出がございまして、11月16日に町の選定委員会の中で、これまでの管理運営等について内容を審査し、今回の議案の提案となったものでございます。以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第50号の説明を終了いたします。和田君に入ってもらってくれださい。

---

◎日程第13 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 日程第13 議案第51号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第51号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案説明を申し上げます。本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と、圏域町村が相互に役割分担して連携協力することにより、圏域資源を活かした、魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年に名寄市、士別市を複眼型中心市とし、11市町村の構成自治体により定住自立圏形成協定を締結したものであります。今回、医療・福祉分野において人材の育成・確保を図るため、名寄市立総合病院及び名寄市立大学等の施設整備を行うことから、さらなる連携した取り組みを推進するため、一部協定内容を追加、変更するもので、美深町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の50頁をお開きいただきたいと思います。

議案第51号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。名寄市及び士別市と美深町との間において、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、美深町定住自立圏形成協定の議決に関する条例第1号の規定により議会の議決を求める。

2枚めくっていただきたいと思います。今回、協定書の一部を変更するということでございまして、新旧対照表をつけてございますので、これに基づいてご説明を申し上げたいと思います。変更の内容、主旨については、先ほど町長から提案説明があったとおりでありますけれども、まず、協定書の医療に関する項目の変更でございまして（2）の圏域医療体制の充実という項目を変更するものでございまして、取り組みの内容ですが、現行の協定文、ございますが、この圏域医療体制の充実を図る、の後に、また医療人材の育成・確保を推進するということで、人材の育成・確保に関する推進について記載をするものでございまして、それぞれ甲乙の役割ということで、甲については中心市の役割を。乙については本町の役割ということで、この取り組み内容を受けまして、甲の役割として、このアンダーラインにある通り、医療人材の育成・確保につながる研修講演会などを開催

するために拠点施設となる名寄市立総合病院や名寄私立大学等の施設整備を行うという文言を追加するものでございます。さらに乙の役割として、医療情報のネットワーク化、さらに名寄市立総合病院、名寄市立大学等との連携をし、実習の受入及び研修会への参加等、人材の育成・確保に協力すると文言を加えようとするものでございます。次に、54頁、協定書の福祉に関する項目で、(2)に現行では、障害者福祉の推進という項目になっておりますけれども、これを福祉体制の充実に改めて、障害者施設の広域利用という観点から改正をしようとするものでありますが、福祉体制の部分で、取り組みの内容の前段に、圏域住民が安心して暮らせるよう圏域福祉体制の充実を図ること、そして現行の障害者等に関する文言をそのままにし、さらに福祉人材の育成・確保を推進するということで、福祉体制の充実に関して謳うよう改めようとするものであります。その下、甲乙の役割、中心市の役割と本町の役割ということでございますが、施設の名称が現行、名寄市総合療育センターとなっておりますが、名称が変わりまして、名寄市子ども発達支援センターというように直っております。これに基づきまして、この文言、施設名を改正すること、さらに現行の文章の後に、また、として、福祉人材の育成・確保につながる研修講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行う、という中心市の役割を記載しまして、本町の役割として、これらの研修会参加等の人材育成に協力をすることに改めようとするものでございます。以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第51号の説明を終了いたします。

---

◎日程第14 議案第52号乃至議案第58号

○議長（倉兼政彦君） 日程第14 議案第52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）乃至議案第58号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第52号から議案第58号で提出しております、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算について、一括して提案説明を申し上げます。

まず初めに、議案第52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、主に事業量の増減、入札減、人件費の整理、そして施設の修繕など緊急性のあるものについて整理して補正するものであります。このほか、ふるさと納税インターネットサイト利用開始に伴いまして、寄付件数が

予想を超えて増加したことに対応する経費の追加と基金積立金の計上を図るものであります。社会保障、税番号制度に対応したシステム改修委託費の整理、さらには職員給与費では給与改定や人事異動、各種手当に係る支給区分の異動によりまして、人件費総体を整理するものであります。次に、歳入でありますけれども、只今、申し上げました歳出予算に係る特定財源などについて追加、減額をし、不足する財源については前年度繰越金を充てております。また、これらの収支の状況から、予定していた公共施設整備基金の繰り入れを一部取りやめるよう措置したところであります。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて地方債を4件、過疎債でありますけれども減額いたします。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。これによりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ733万6,000円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ50億7,137万8,000円となるものであります。

次に、議案第53号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の整理及び上川広域滞納整理機構への負担金額の確定に伴うもののほか、社会保障、税番号制度システム改修業務委託に係る執行残を整理するものであります。これによりまして、国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ299万1,000円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億8,591万7,000円となるものであります。

次に、議案第54号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、保険料の納付金増加、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定、並びに社会保障、税番号制度システム改修業務委託に係る不要額を整理するものであります。これによりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ84万2,000円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ7,345万8,000円となるものであります。

次に、議案第55号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。今回の補正につきましては、総務費では職員の会計間異動、給与改定に伴う人件費の整理を行うものでございます。また、保険給付費では介護予防サービス等諸費の実績見込みにより、それぞれ減額及び追加補正を行うものでございます。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ340万円を減額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億8,063万2,000円とするものでございます。

次に、議案第56号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

について説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では人事異動に伴う人件費の減額と工事請負費の入札減に伴い、減額をするものであります。歳入では工事負担金確定と一般会計繰入金の減額調整を行うものであります。これによりまして、北部簡易水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 87万1,000円を減額し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ 3,342万9,000円となるものであります。

次に、議案第 57号 平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では給与改定に伴う人件費の追加、消費税及び地方消費税確定に伴う減額、工事請負費、業務委託料の入札減に伴い減額をするものであります。歳入では、事業費確定に伴う国庫補助金、下水道事業債の減額と一般会計繰入金の減額調整を行います。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 1,837万7,000円を減額し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ 3億4,962万3,000円となるものであります。

次に、議案第 58号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出で給与改定に伴う人件費と水質検査の委託料を追加いたします。資本的収入及び支出では、建設改良工事の入札減について整理するものであります。これによりまして、収益的支出で 25万1,000円を追加し、7,709万9,000円、資本的収入で 17万2,000円を減額し、8,097万円、資本的支出では 255万5,000円を減額し、1億5,731万6,000円とするものでございます。

以上、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、提案説明をさせていただきました。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第 52号をご覧いただきたいと思います。

議案第 52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）。平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 川端住民生活課長。

○住民生活課長（川端秀司君） それでは、別冊で配布しております議案第 53号の説明をさせていただきます。

議案第 53号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別詳細説明あるも省略)

○住民生活課長（川端秀司君） 続きまして、議案第54号の説明をさせていただきます。

平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第55号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。

議案第55号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊の議案第56号をご覧ください。議案第56号のご説明を致します。

議案第56号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○建設水道課長（杉本 力君） 引き続き、議案第57号をご覧ください。

議案第57号 平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○建設水道課長（杉本 力君） 引き続き、議案第58号の説明をさせていただきます。

平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）。平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第52号から議案第58号までの説明を終了いたします。

---

#### ◎日程第15 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 休会日の決定を議題といたします。

お諮りを致します。議案調査の為、14日及び15日は休会としたいと思いますが、そ

のように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、14乃至15日は休会とすることに決定いたしました。以上で本日の日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。これにて散会といたします。ご苦労様でした。

午後 4時57分 散会



平成28年第4回定例会  
美深町議会会議録

第2号（平成28年12月16日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 報告第6号
- 第 3 議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 第 4 議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正について
- 第 8 議案第48号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 9 議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定について
- 第11 議案第51号 北北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第12 議案第52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）
- 第13 議案第53号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第54号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第55号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第56号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第57号 平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第58号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正について
- 第20 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 第21 意見書案第3号 大雨災害に関する意見書案
- 第22 意見書案第4号 JR北海道への経営支援を求める意見書案
- 第23 意見書案第5号 北海道の鉄道存続を求める意見書案
- 第24 意見書案第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案

## 第25 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出

### ◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

### ◎欠席議員（0名）

### 出席説明員

#### ◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 川端秀司君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

#### ◎教育委員会

教育長 石田政充君	教育次長 玉置一広君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

#### ◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

#### ◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 羽野保則君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長 羽野保則君 事務局係長 神野勝彦君

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

### ◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から、12月実施の例月出納検査報告の1件であり、お手元に写しを配布しておりますので、ご覧いただきます。次に、追加議案について申し上げます。町側から同意案件1件、議会側から発議案件1件、意見書案4件、承認案件1件が追加案件として本日の会議に付議されております。以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第2 報告第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 報告第6号を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告を願います。

総務住民常任委員長、9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 所管事務調査の報告をいたします。総務住民常任委員会におきまして、平成28年11月7日、項目、地域医療の推進について。調査内容につきましては、美深厚生病院の今後のあり方、恩根内診療所の今後のあり方について、と、予防医療の現状と課題につきまして、11月7日、全員出席のもと、調査をいたしました。調査の目的といたしましては、本町における健康づくりと医療の充実は、第5次総合計画の健康で明るく暮らせるまち「美深」の根幹をなすものであり、町民の安心・安全には欠かすことができない。施策の目的である、住民の医療ニーズに対応した医療体制の充実の推進状況を知るため、厚生病院と恩根内診療所の今後のあり方について調査するものであります。また、住民自らの健康管理の意識向上の住民理解について、特定検診の受診状況について調査するものであります。調査の内容につきましては、お手元に配布のように、恩根内、美深厚生病院のあり方等々について、このように報告書に書いてあります。また、厚生病院の町の予算との実績対比ということで、ここに平成23年度から28年度までの6年間の

予算額に対する厚生連への補助率を表示したものを、行政側から説明を受けております。また、恩根内診療所の今後のあり方については、ここに表示してありますように、毎週1回、木曜日、このような形で過去8年間の1年間の受診数と一日の平均数というような説明を受けております。また、予防医療の現状と課題につきましては、特定健診の受診率ということで、町内の国保に関する受診率対象者と受診率の%、それと道内における受診率の率を表で説明を受けております。調査のまとめといたしましては、厚生病院の今後のあり方については、人口の減少により年々利用者も減り、収支状況の悪化に伴い、町の運営支援補助金は増加している現状から、地域医療に係る国及び北海道の動向も踏まえながら、美深厚生病院の機能と運営体制のあり方について町、厚生病院及び厚生連と今後のあり方について早急に検討することが必要と考える、というまとめとしました。恩根内診療所の今後のあり方につきましては、当該診療所は週一回、町内の瀬尾医師を委託医として開設し、恩根内地区の住民の診察・投薬・予防接種等を行っている。地域からの診療所継続の要望がある限りは、現状で継続する必要があるとまとめております。また、予防医療の現状と課題につきましては、本町において、受診率は50から53%を推移しているが、特定健診目標受診率は国民健康保険では60%以上を目標値にしているため、今後とも受診率を上げる努力をし、被保険者の健康管理を行うことが保険財政安定化にもつながると思われると報告をしております。以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対して、質疑はございますか。

なければ、次、産業教育常任委員長。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 産業教育常任委員会、所管事務調査報告を行います。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告します。調査事項、児童・義務教育環境の現状と課題。調査内容①個性や創造性をはぐくむ教育について。②地域の学校の連携について。調査方法は聞き取り調査。調査日、平成28年11月8日。調査の内容、美深町の子供達への教育が目的に沿ってどう実施されているのか。また、学校が抱える課題に地域がどう関わっているのかを調査するもの。総合計画においては、教育課程の充実が課題とされている。教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時間との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、文部科学大臣は教育課程を定め、教育委員会は教育課程を管理執行し、学校の校長が教育課程を編成するものと説明を受けた。個性や創造性をはぐくむための教育に関しては、具体的な教科を持つのではなく、自ら学ぶ、を基本姿勢として各教科で実践しているとの報告を受けた。特色ある教育として、小学3

年生の社会科の授業で、美深町の歴史などを紹介した副読本を利用している。学ぶ環境づくりでは、朝の読書時間の設定と、公民館読書感想文コンクールの実施をしている。英語教育の外国語指導助手導入は、教育課程の編成主体である学校と教育委員会の考え方が一致したことにより、平成3年度より導入された。一定の成果が見られるとし、今日まで継続されているとの説明を受けた。いじめの実態については、平成27年7月開催の第7回教育委員会議で、美深町いじめ防止基本方針が協議事項となり、平成28年1月、美深町総合教育会議で方針が決定され施行された。いじめによる被害例は後を立たず、昨年、道の調査では、些細な事でも報告するよう基準を下げた結果、道内の小学校で2,400件余りの増加となった。美深町では、本年5月、道教育局指導のもと、年2回のアンケート調査を実施すべく、平成28年5月に調査を実施、その結果、小学生で20数名がいじめを感じていることが判明。一部、解決に至らない状況も続いているとの報告があった。ネット、SNS等による書き込みの現状では道が民間業者と契約しており、常時監視し毎月報告があるが、現状では問題になる書き込みはない。調査のまとめ、特色ある教育では郷土の副読本による事業を挙げているが、故郷・郷土の教育は将来の町を担う人材を育てる重要性から鑑み、限られた単元の教員による授業だけではなく、町内在住の有識者や経験者、組織を積極的に活用した、ふるさと事業展開の仕組み構築も視野に入れて、自分の町を誇りに思える郷土教育の充実が望まれる。学ぶ環境づくりでは、学校図書館やCOM100図書室の活用に結びつく新たな展開とは言い難く、独自性ある取り組みのためにも、学校図書館に司書教諭と図書館司書の常駐が望まれる。英語教育は、2020年度に小学3年生からの必修化、小学5年生からの教科化が完全実施される。美深町が特色ある教育に英語教育を掲げ、外国語指導助手導入にALTを活用しているが、美深町独自のものではなく、特色ある教育とは言えず、教員資格を持つ人材で英語力の卓越した教員や、教員退職者、地域協力隊など多岐にわたっての人材確保が必要であり、当町の目指す英語教育充実に早急な対策が求められる。地域と学校の連携では、特にいじめ防止対策について教育委員会、各学校、家庭、地域の連携が必要で、美深町いじめ防止基本方針が広く町民の共有になっていないことが問題点である。関係機関による美深町青少年問題協議会の組織を最大限有効に機能させるよう、地域や町民の意識の共有を図り、小学、中学、高校と美深町の教育環境にいじめの連鎖がないよう、解決に向けた早急な対策が求められる。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑を承ります。ありませんか。それではこれで報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。これから質疑を行います。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 今回のこの条例の制定は、農業委員会制度の変更によるものと認識をしておりますが、協議会等々説明を受けている中で、現状は、町内一部、選出されていないところもありますが、各営農集団単位で選出されている傾向に、言えばバランスよくといいますか、そういう形で選出されている経過があるのですが、今度の募集の方法として、従前のような各営農集団に気配りをする様な手法なのか、それとも農業界全体、はたまた全町に及ぶ募集の仕方をするのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野農務課長。

○農務課長（草野孝治君） 募集の関係でございますけれども、法律政令等で、募集の方法が幅広くなったということで、縛りをつけるのは好ましくないというような指導を受けてございます。政令等で、農業者からの推薦、あと農業者団体等からの推薦、それと公募と言いますが、立候補ですね。そういったことを必ず示しなさいということになってございますけれども、本町にあっては、この条例制定から3月の間、十分な周知といいますか、説明期間等を設けていきたいと思っております。その中で、これまで10の農業地利用改善団体の認定を受けた営農集団、それぞれから出ている部分がありますけれども、実際は、選挙の部分は6名定員となったわけでございます。今後、10人の定員ではございますけれども、方向としてはそれぞれの営農集団、こういった団体からそれぞれ推薦が上がってくることを想定して、今後、周知徹底を図っていきたいと思ってございますけれども、法律上は、そういう部分を縛ってはいけないという形になっておりますので、それぞれ、今後、相談しながら進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 解りました。我が町くらいの規模でいきますと、今、課長からあったように本音と建前の部分もあるのかなと思いますし、特に、この農地を司る農業委員会にとって、やはり各地域の実状が解っている者が選出されるのが筋だと思うので、そういう方向性で進むのがベターかなと思いますが、そういった中で、若干、想定されるのが多数の推薦を受ける者が選出された場合、そういった多数の推薦を受ける者、要するに推薦される方が10人以上に渡った場合、そういう時の選考の基準といいますか、優先順位をどういうところに置いて選考されるのか。それと今、色んな役職に女性の登用を、という話もありますが、その辺を先程の説明ですと広く公募するということですけれども、それこそ本音と建前の部分でそういった女性の登用といった部分を選考の中にどのように

取り入れていくのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野農務課長。

○農務課長（草野孝治君） 定数をオーバーした部分等々でございますけれども、基本的に、選考は町長がするわけでございますけれども、その前の審査等がございまして、これまでの地域の農業事情に精通した方が、それぞれの営農集団から推薦していただくのが一番ベターかと思ってございます。そういった方、それぞれの団体から推薦された方を尊重しなければならないということになってございます。この辺を含めてオーバーした場合、これまでの経験年数、そういった部分が1番の町長が選定する指標になるかなと思ってございます。基本的には、農業委員としての職務遂行に適任かという部分しかございませんので、後は、先程、法律で努力規定とされました女性、それと50歳未満の青年、こういった部分が、町長が選考するにあたっての目安になってくるかと考えてございます。また、それぞれこれまで管内等も議会推薦の農業委員さんが女性というのが多いことで、それぞれの市町村においても、これらの問題についてどのような方向にしていくかということで、色々な会議の場で情報交換をしているところでございまして、今後、4月の募集に向けて、情報収集しながら、基本的には、それぞれの団体、農業の関係団体そういったところに周知徹底を図って、相応しい方を青年、女性を含めて推薦していただくように努力しなさいという形になってございますので、この3月までの間に周知なり図って参りたいと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。なければ討論ですが、討論はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第43号について採決を行います。議案第43号に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、議案第43号 美深町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。ありませんか。質疑を終了しますが、討論はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第44号について採決を行

ます。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第44号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第5 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。ありませんか。特に質疑がないようありますから質疑を打ち切ります。討論はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第45号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第6 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第46号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第7 議案第47号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を求めます。ありませんか。質疑なしと認めます。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第47号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第47号 美深町まちづくり応援基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第48号 美深町税条例等の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段なければこれにて質疑を終了いたします。討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第48号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第48号 美深町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論を行いますが討論はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第49号について採決行います。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第49号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10を議題といたしますが、和田君が除席対象になりますので、お願いをいたします。

それでは日程第10 議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定について

を議題といたします。これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今回の美深町交通ターミナルの指定管理者を指定することについて、今、審議の過程にありますけれども、質問の1つは、今回、指定に至った根拠といいますか、その辺のところを、これは初めての指定ではございませんので、今までの実績等をどのように、提出された書類をもとに判断をしたのかということ。そして、2つ目は、JR北海道との関係等について。今後どのようにしていくのか、指定管理の項目の中にも当然入ってくると思いますので、その辺の点について考え方、状況をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今回の交通ターミナル指定管理の関係につきまして、選定にあたっての理由としましては、まず、過去5年間の実績等の報告書、報告を頂いています。あと、収支の計画、そういった部分を審査する、それとサービス、どういったサービスをしているか、して来たかということを基準に考えています。それと運営体制ですね。どういった組織、どうやって施設を管理していくかという組織の管理体制、そういった部分を審査の基準としております。これから、北海道JRの部分につきましては、指定管理の部分との中では、協定の中での

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） JR、要するに駅員が廃止になって、JRが今後とも交通ターミナルを使うのか、使わないのかという問題かと思います。現状の中では、これまで通りJRがあの駅の部分を専用して、JRがこれにかかります料金を払っていただいて、というようなことで今、進めているところでございます。今後、撤退になってJRがどう考えてくるかということは今後、協議しなければいけないと思いますけれども、町としては、これまで通り占有を頂いて、そこに町が受託をして入るという形で進めたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず1つ目のJRとの関係は理解いたしました。次に、その指定管理に至った内容の中身でありますが、その中身がどうなのかということを聞きたいのです。要するに、この5年間の実績というのは当然わかります。その実績がどうだったのかという中身、議会が承認する以上は、しっかりその辺を聞いておかないと。本来は資料としていただければ良いのですけれども、今は質疑の時間ですから、そこでしっかり聞いて判断をするということになりますから、その実績の中身、いわゆる収支の中身がどうだっ

たのか。今後、指定管理に向けての収支の状況が、町の負担が多くなるのか、あるいは減額につながるのか、そういうところをどのように判断したのか。今、あるサービスの状況が、町民に本当に理解されるようなサービスの中身であったのか、どうなのか。そこら辺の検証がどうなったのか、その点。それから、管理体制そのものが、この5年間でどのようにしっかりと管理されたのか、その中身を聞きたいのです。そこだけ教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） ターミナルの収支の部分をお話したいと思います。指定管理に関しましては今、570万円ほどの指定管理料をお支払いしております。この部分については、過去5年間大きく増減がなく、収支、指定管理の部分では、指定管理料としてターミナルの収支としては、決算としては、大きく収支の部分では先ほど言った通り570万円というのは指定管理料であります、交通ターミナルの総体の収支の部分で行けば680万円ほどかかっております。この部分については、過去5年間においてはそれほど大きく増減はしていないものと思っております。収支の部分についても、今後の話ですが、指定管理の部分では、大きく変わっていかないものと判断をしております。サービスの部分ではありますが、ターミナルの管理、建物の管理の部分を担っていただいているのですが、建物の管理におきましては、それほど大きな問題もなく施設を維持されております。その都度、小破の部分に付きましては、指定管理者と相談をしながら、今まで実施してきております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 管理面のことで、まとめて聞きますが、ホームについては、指定管理の範囲内にはないのだろうと思いますけれども、ただ、気になったのは、JRの職員が居なくなったことで、美深町がそこに職員を1人配置しましたね。配置したということは、指定管理とは直接関係するのか、しないのか、その辺も微妙なところかもしれませんのが、実は、今年は異常な雪が降りました、早い時期から。私もJRを利用して札幌へ行く機会がありましたけれども、朝の特急に乗る際に、ホームの除雪がされていない、雪をかきわけて短靴の方は大変な思いをして、2番ホームまで行きました。帰り、同じ日に最終便で帰ってきたのですが、その時にもまた同じような状況で、降りたホームは除雪がされていない。その辺の管理体制の問題。JRのものだから、JRなのかもしれませんのが、たまたま駅員が居ないということで、いなくなったということで、その辺のところの仕切りが、今後の問題として、しっかりと管理体制の問題も含めて、する必要があるのではないかと感じてきたところです。その辺のところをどう解決に結びつけていくのか、その辺の見解を聞いて、終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） ホームの部分、これについてはJRとの協定の中では、JRが管理しますということで言われております。町として受託している駅の切符の販売、それから跨線橋の清掃、こういったところは受託を受けている。ホームの雪の問題については、これまでと同様にJRの方で職員を派遣して、除雪をしてもらっているという現実がありますが、たまたま常駐をしている状況になかったのか、そういった状態になっていたというような事は、これはJRの方へ申し入れをしていきたいと考えております。直接、サービスとして今、JRの方の切符の販売を受けている者が、狭い範囲なのですけれども、除雪をしたり、というような事は行っているところなのですけれども、ホーム上までは許可をもらっていないというか、本来、改札業務等々もしたいのだというような話もしたことがあったのですけれども、それは受託事項には含めないというようなことも言われておりますので、町として、駅全体、JRの関係もありますので、そういった申し入れをしながら、良好なホームの状態を作り上げていきたいというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第50号について採決を行います。原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第50号 美深町交通ターミナル指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第51号 北北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の一部変更案ということで、2項目上がってきているわけですけれども、これは、いつごろ、どのような社会状況下の下に提案されてきたものかをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の今回の変更の協定の部分については、今年、

新年度、28年度になってから名寄市の方から提案がございまして、今回、この2項目について、協定の変更をするというものでございます。具体的には、この議案の通り、名寄の施設等を中心として、それぞれの人材確保、こういったものを図っていくということで、中心市となる名寄市の行う役割、それから協力する美深町のそれぞれの役割ということで、変更したものでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 状況の中身を見れば、今の社会状況ということで理解はできるのですが、病院等あるいは大学等も名寄にありますので、名寄の中で充実させることができること、この上川北部の定住圏にとってプラスになるというような判断だろうとは思うのですが、これに関しては理解できるのですけれども、今後は、このようなことで色々進めていく中で、例えば定住圏の中で、甲となる名寄に色々なものがあると便利ではないかと、都合が良いのではないかという議論になっていくのかなと懸念があるのですけれども、今後、名寄にどんどん物が進んでいくのではないかと、集中していくのではないかなと懸念を感じるのですけれども、その辺に関しては、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 大変難しいご質問なのですけれども、基本的にそれぞれ中心市となっている名寄市、士別市の今の機能を活用して、それぞれの役割のもとに圏域の住民の生活のために機能を図っていくという形になるのですけれども、今ある機能、中心市の機能を一部充実させる部分は、当然これからも出てくると思います。ただ、全てが中心市に全部行くのかというと、その辺は内容によって色々協議しながら進めていくことになるのかなと。今、具体的にこの部分についてどうのこうのとは言えませんけれども、そういった部分については今後、協議をしながら進めていく形になると思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 乙だけではなく甲からも色々な提案というか、そういうことができるような仕組みにはなっていると思うのですけれども、社会状況の変化ということを見ていきますと、例えば、同じ定住圏の中の決まり事の中で、道路等交通インフラ整備の中に、JRのことが唱ってあるのですけれども、ここに関しては、当時は今の状況と違って、当然、線路があるという前提の中で協議された部分だと思うのですが、今、こういう状況になってきまして、例えばそのJRの高速化に向けた取り組みを中心になって役割を担うなどありますけれども、実際は高速化というのはもう名寄までできていますから名寄以北の話をしていると思うのですけれども、そこに関しては、それこそ存続をどうするかという

現状がある中で、定住圏として、この部分に関して、何かしっかりとスクラムを組んでいこうみたいなことで、逆に美深の方からも、こういうことに対して、今回のような形で協定に関して何か一部変更のあるものは提案していくということも必要かと思うのですけれども、そのようなこともやはりぜひ進めていってほしいと思うのですけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） JR問題に触れられたのですけれども、この定住圏の中でJR名寄以北稚内の部分が処理できるかという問題があるかと思います。他方、宗谷線の活性化協議会というところがあって、沿線全てを巻き込んだ中の取り組みというのが今ひとつ必要かと思います。さらには、旭川市が活性化協議会の顧問等々に就任していただいて、旭川市が持つ石北線、それから富良野線、こういった沿線、いわゆる北海道を巻き込んだ中で、全体の中でこのJR問題については取り組んでいかなければならないだろうという考え方を持っております。言われる通り、定住自立圏の中でも、そういったことも必要かと思いますけれども、その域に収まらないという現実もありますので、どちらかと言うと、沿線全体的さらには北海道全体的の中で、この問題に取り組んでいこうというような状況になっているかと思います。言われる通り、そういったところを乙の役割として、そういったところの提案ですとか、協議だととかは、この圏域の中でも併せて進めなければならないかと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） これは、以前にこの構想というか、協定がなされた事は承知しているのですが、まず、医療の関係の項目の中に、名寄・士別等へは甲から乙、乙への医師等の派遣という項目があるのですね。実情を見ますと、美深町の内科医だった方が名寄の医師関係の方から、こちらへ来ないかと誘われたと。したがって、名寄に、そこに転勤をして落ち着いていると。ただ、そういった医師等の派遣等について、こういった項目を拡大解釈すると、例えば、美深の厚生病院にいた者を名寄へ持っていったと。名寄からはその後補充の話し合いというのは必要ではないかと。例えば、この関係の機関に町長が入ってくるのだと思うのですが、こういった医者を簡単に持つて行って、美深は補充しないという結論を見たときに、この協定はなんだ、と思ったりするのですが、協定の中ではどういう関わりで結果どういうことを求めていくのか。この内容によって、協定の中身をどう解釈して自治体としてはこの協定の調印に当たっているのかお聞きしたいです。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 今、医療関係のご質問でございますけれども、ここにございます定住圏の考えの中で、すでに様々な場面で名寄市立病院からの支援を受けている状況はございます。名寄市に地域医療支援室というのがございますで、そちらを通じて、例えば厚生病院についても、若干ですけれども、厚生病院も救急対応をしておりますので、その応援をいただいたり、当直に応援をいただいたり、あるいは乳幼児の検診にも小児科の先生のご協力をいただいておりますし、機能訓練においても機能訓練の方の理学療法士さんですか、作業療法士さんですか、そういった方の派遣をいただいているというようなことで中心であります名寄市立病院のそういった医師他、専門の方の派遣のご協力等をいただいているものでございます。先ほど常勤の内科の先生の話がございましたけれども、それについては趣旨と言いますか、医者確保的には違うものではないかと。個人的な色々な状況があったのかと考えるものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） その違うという意味が解らないのですけれども、お医者さんはお医者さんじゃないのかと。確かに、救急隊員の応援ですとか、救急救命の体制等についての応援等も連携を取りながらやっていることについては、事例の発表というか、そういう時に何回か、5年も6年も参加をしていますから、中身は解るわけです。ただ、やはりどうしても解せないのは、今回の一般質問でも、同僚議員が何件か、この事について集中的に理事者を質しているという状況の中では、せっかく広域圏で名寄と士別が入っていて、そういった仕打ちを受けているような気がして、住民の1人としてはならんわけですけれども、関係ないというのであれば、どういうことで関係ないのか。なぜ、この医師の確保という項目が入っているのか。これについてどういう確保を言うのか。今、説明の中では地域医療に対する例えば救急救命師等の派遣程度、乳幼児も含めてあるというのはお聞きしましたから、それについては納得しますが、大元の内科医が居なくなったということは事実でありますから、これについての関わりをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 先ほど誤解と言いますか、あったかと思いますが、いわゆるこういった当直体制ですとか、専門医の応援というものがございまして、この協力関係と言いましても常勤医の美深町内の常勤医を確保するための協力というところまでは至っていないのかと考えておりますと、答弁したものでございます。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

山口町長。

○町長（山口信夫君） こういう定住圏の協定があるにもかかわらず、何事だと言われれ

ば、私としても不本意なところがないわけではないのですけれども、しかしながら、医師の都合と言いますか、それぞれの都合で名寄に行ってしまった。色々な原因があるのだと思いますけれども、だけど行った医者と言いますか、定住圏こういうこともあったのだろうと思いますけれども、行った医師としては美深を一切面倒みないとか、そういうことはなくて、こういう事がベースになっているのだろうと思いますけれども、定住圏のことがベースになっているのだろうと思いますけれども、例えば、高等学校の学校医ですか、そういうことも行った先生、こちらのことも気にしながら、やれる事は見てくれているような状況もありますので、広い目でご理解を頂ければありがたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を閉じます。討論を行いますが討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第51号について採決をいたします。議案第51号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第51号 北北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 14、15頁、予防費の19節、美深厚生病院運営支援補助金についてお伺いしたいと思います。これは、様々な形で今、町民間では大きな議論的になっています。やはり、その大きな課題がたくさんある中で、協定書等の関係で、これだけのさらに追加の金額を足しますと2億円をはるかに超える金額になります。交付税措置等もあることも充分承知しておりますが、これらの補正を組むにあたって、町としては厚生病院と今後協定書の内容の精査、見直し、あるいは緊急には医師の確保、それらについてしっかりと今後の来年度予算の編成に向けて、協議をどのように進めていくのか、その考え方をお聞きしたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 今、厚生病院の関係でご質問を頂きました。厚生病院の関係につきましては、一般質問においても答弁があった通りでございますが、まず1点目

の協定の関係につきましては、一般質問でもございましたけれども、厚生連が公的な医療機関として、各所在市町と協定を結びまして、厳しい中、地域医療を確保している状況でございます。そのような中、最大限の努力をしていただくというような形での内容になっております。その上で、現状の協定としましては、全額を補てんするということで共通の内容ということもございます。ただし、それが必ずしもずっとそのままだとは申し上げませんけれども、そういう幅広い議論のもと、積み上げられて出来て、今も生きているということでございます。当然、今回の今年度の、来年ですけれども厚生連の方で、来年度の収支が確定した時点で、本部役員の方が来まして報告、説明がございます。さらには、病院の運営委員会、厚生連主体のものでありますけれども、そこで行われたりする中で、今回については、補正に至ったわけですけれども、今回のことにつきましては、新聞の報道もあったり、懇談会もあったり、厚生連にも状況については伝えておりまして、常に運営については努力をいただいておりましたし、これからもしていきたいと、していただきたいと。ますます従前にも増した考え方で協議をしていきたいと考えているものでございまして、直ちに見直すという事はこの時点では考えておりませんが、従前にも増した考えの中で色々なことを協議していきたいと考えております。それから、医師の確保につきましても、常に、今回初めて動くということではなく、厚生連としましても、常に確保に動いておりまして、応援の医師、例えば先程も申し上げましたけれども、救急体制、当直態勢をとるためにも色々な派遣を受けたりしているわけですけれども、もちろん肝心の常勤医師の確保についても、常に病院さらには本部で動いておりまして、色々見に来ていたり、そういうことも実際にあるわけですけれども、なかなか実現には至っておりませんが、これについても厚生連を中心に取り組んでおりますし、さらにこれの要請については行っていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 協定書の関係ですけれども、状況が、1つは社会的状況が変わってきてているということが1点、挙げられます。要するに、レセプトの点数の問題も今後、大いに変わる可能性も充分にある中で、その協定書は従前のままで、しばらくは変える考えには無いという事は、やはり、社会的状況が変わってきている中で、その辺のところも、まな板に乗せるということも相手側に、厚生連にしっかりと物を申さなければ、また同じく繰り返しにつながると思うところです。その辺のところ、どう考えるのか。社会情勢がどんどん変わっていく中で、協定書の前提となるところを今一度、しっかりと検討する必要があるのではないかということが1点です。それからもう1点は、来年度の予算編成にも関わってきますけれども、協定書が1つは大事なところですが、その医師の確保について、

先程の答弁では厚生病院としても、あるいは厚生連としても努力をされているということなのですけれども、また厚生病院のホームページを持ち出すわけではありませんが、新着情報の中で医師の医療職員の募集をかけて、医師募集、内科医常勤として新着情報で2015年の6月です。2015年6月3日に新着情報を出したきり、これが、はたして努力しているのでしょうかと言わざるを得ません。私が見る中ではそのような状況です。ホームページは結構大事なところで、多くのお医者さんが見ておられる。1番、検索のしやすいところですから、そのその新着が2015年の6月以降止まったまま。それがその努力の中身なのかということですね。そういう努力が、最大限の努力が協定書の中ではすることで、それらにかかる経費については町が負担すると言っているのですから。その前提となる担保のところ、しっかりと協議の中で進めるべきだと思いますが、特に今回の補正は別として、来年度予算編成にあたっての大事なところですから、そこら辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） まず1点目になるかと思いますが、協定の中身として、社会的状況の変化、ニーズに合っていないのではないかということでございますが、私も改めて状況を確認しながら見ておりますけれども、具体的に書いてあるかというのもあるかもしれませんけれども、時代の社会的状況に協定が合っていないとは思っておりませんので、具体的にどの辺が合っていないことがあれば、またアレなのですけれども、そういった考え方を今、持っております。当然、社会的な、おっしゃられます通り、社会的状況やニーズによって病院の機能がどうなのだろうということに対して対応していくということは協定、このままだとしても、行わなければならぬと思っておりますけれども、協定の中身がそぐわなくなっているという事は無いと考えております。当然、色々なことについて意見交換、物申すという形はしていきたいと考えております。それからドクターの確保の状況では、去年の6月、本部のホームページでしょうか、ホームページに載っているのは確認しておりますけれども、引き続き、そういったことで不足しているので、載っているということかと思いますけれども、趣旨が解らない面もあったのですけれども、厚生連全体でも医師の確保、もちろんございまして、一般病院においても美深だけではなく、3箇所の病院で欠員が生じている状況です。総合病院、6箇所ありますが、合わせて定員等を比べて70名足りていないというような、大きな病院でもそういった状況がございます。これには、地域の偏在ですか、あるいは開業医思考ですか、都会思考ですか、そういう厳しいものがあると思いますが、厚生連としても全力で対応はしていただいていると考えているものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 厚生連あるいは厚生病院が最大の努力をしていただいているという認識にあるということなのですが、それは違うのではないかという指摘を先ほどしました。これは、どこのホームページをということですから、もう一度言いますが、美深厚生病院のホームページです。すぐ下にお知らせの欄があって、訪問介護ステーションの看護師を募集していますというのは、2012年11月15日の更新です。新着情報の中では、医療職員募集として医師募集、内科常勤。これについては、2015年6月3日の新着の更新情報です。その下、医療職員募集として中途採用、看護師、常勤パート募集、これについては2012年2月15日の更新になっています。要するに、今年は、ここをいじっていないということなのですよ。厚生病院ですよ。厚生連のホームページではないですよ。美深厚生病院のホームページに、こんな状況であるということは、いわゆる最大限の努力をしたと言っているけれども、最大限の努力ではないのではないかと。それをしっかりともう少し、町としても認識をして、今後の問題に取り組むべきだと思う所ですが、見解を、これはどう見たって去年の6月ですよね。2015年、それ以来、更新がない中で内科医を一生懸命募集していると向こうは言うけれども、肝心のホームページがこんな状態で募集というのは、最大限の努力ではないのではないかですか。見解を、3問目ですからこれで終わりますけれども。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 私もホームページの内容については見ておりますけれども、これについては、確かに新着情報ということで書き直していないと。あるいは、色々な工夫がされていないということについて、あるとすれば、そういった意見については、申し上げていきたいと思っておりますが、現状として、これについては当時から募集しているけれども、難しくて、来ていないこともあるかと思いますが、明らかに工夫が足りないのではないかというようなことであれば、これについては、お伝えしたり、私たちの考えとしても、他のことについても、お伝えをしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 同じく、予防費、厚生病院関係の質問です。今回、追加として3,173万円9,000円の計上ありますが、厚生病院は、赤字を出さない努力をしていたのか。今ほど、岩崎議員からも指摘がありましたけれども、努力をしていたと認識しているか、について伺いたいと思います。実例として、聞いていることがいくつかあります。1つ目には、患者に対する医師の不適切発言です。2つ目には、入院患者からの回診の要望です。3つ目には、救急時の医師所見までの遅延。遅いということですね。4つ目に、

看護師の外来患者に対する丁寧かつ親切とは言えない対応などです。病院側にしてみれば、認識が異なると答えるかもしれないことです。こうした、その実態というのは、患者・家族が思っていることでありますから、こういう事というのは第三者へ拡散していくことになります。その経営不振に陥った事業所の特徴として挙げられる信頼の欠如という烙印を押されてしまいと信頼の回復、経営改善には、相当の意識改革と職員教育が求められることになると思います。そこで、平成28年度、当初予算計上の1億9,200万円は、平成27年度、支援決算額1億8,400万円を上回っています。今回さらに運営損失金補填のための追加計上となっているわけですが、運営の安定化を図れない厚生病院から、本年度の運営報告が行われたと思います。その赤字を出さない努力をしていたと認識しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 27年度の収支につきましては、収支全体としては補正予算後のものになる訳ですけれども、ご質問の通り、当初の計画がございますが、そこでは概要で申し上げますと、収益では外来・入院、あるいは人間ドック等の収益ですとか、そういういったものがあるわけですけれども、それについては残念ながら3,400万円ほどの計画より減収になってございます。特に入院の収益が減少になってございます。次に、費用でございますけれども、費用につきましては7億3,000万円ほどのものでございますけれども、計画より268万1,000円縮減されているという状況でございまして、概要としましては、経費縮減に努めたけれども、収益、患者さんの収益が少なかったという状況があるかと思っております。当然、色々、可能な範囲での費用の縮減策、あるいは収入を確保するための診療報酬の中で、単価を高く上げられないかというような検討がされていると聞いておりますし、そういう努力はされているのかと思っております。ただ、現実にそういう状況がございますので、先ほど何点かご指摘をいただいておりますけれども、そういう事はこれまで色々な場で町長もそうですけれども、お話を申し上げているところですが、引き続き意見反映をしながら対応していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 病院側の考え方というか、そこは行政との対応の中で理解し合える部分かもしれません、一般町民である患者が、患者としての町民が、病院に行った際にそういうところまでの認識というのはなかなか行くものではないわけです。先程言いました4つの例というのは、言ってみれば感情論です。ああいう病院には行きたくないという1番大きな部分です。町民に対して、一般会計28年度、当初予算のうち主要政策を中心として、自治会総会時に地域担当員が説明を行っていると思います。議会でも3月と1

1月に説明を行って、町民からの意見を聞いているところです。支出額が特に大きい厚生病院の支援補助金に対する町側の説明内容と、そのことに対する町民の意見は、どのようなものであったのか。また、町が公聴活動を進める中で、この問題に関する説明は避けられないと考えておりますけれども、厚生病院の現状及び今後の美深町の医療体制の展望について、どのように説明をして、町民からどのような意見・要望があったのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） まず、今のご質問の中でのお話でございますが、地域担当員の年度当初の広聴、広報事項の内容につきましては、各課においてとりまとめを行って内容が出ているわけですけれども、その中の1つ1つの項目の中に、厚生病院の運営支援補助金については、最近では入っていないのが状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 説明をしていないとは言うのですが、4月の広報の別冊、美深町の仕事の中に厚生病院1億9,000万円、載っているのですよね。説明しなかったのであれば、それは事実として伺いますが、2億近いお金を支出する項目が説明の対象になっていないというのは、あまりにも酷いと思います。先日、一般質問を聞いておりまして同僚議員の一般質問ですけれども、町長の回答にこういうのがありました。赤字負担額については特別交付金の補てんがあり、持ち出し財源としては大きな負担ではない。楽観的に聞こえる回答をしていたと私は認識しています。また、外来・入院患者の減少の原因は、人口減少によるものだと回答されています。ちょっとこの回答には無理があるのではないかと思いまして、レセプトの分析を進める中で慎重に回答するべきではないかと、その時には思いました。その人口の減少という部分が経営に直接、影響しているのではないかという理由として挙げるのであれば、総合戦略の資料では、美深町の人口が5年後の2020年に4,439人を推計しています。役場の玄関先にある掲示板を見ますと、先月、11月末現在の美深町の人口は4,582人ですから、社会的増加が難しい本町にあっては、残り4年で自然減により人口減少は、推計見込みよりも早まっていくのではないかと思います。このために、人口減少を主たる原因に置くならば、外来・入院患者の回復が難しく、赤字による運営支援金に関して特別交付税による補填で負担は大きくは無いとは言えない、異常な事態、つまり厚生病院ではなくて、国税病院になってしまうのではないかと考えてしまします。そこで、美深町の医療体制について、新たな展開を模索する時期かと思います。現実を見据えて、町民への説明責任と公聴活動を充実させた中で、抜本的な改善を見通した政策に取り組むべきではないかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 今、説明責任それから人口減少も踏まえたのも想定されますので、そういう対応、それについてご質問を頂きました。先程もそうですけれども、今後の厚生連の意見反映、運営等に最大限、活かさせていただきたいと思いますけれども、今、病院の機能ということで言いますと、皆さんご承知の通り、美深町内は瀬尾医院と厚生病院、そして近隣には名寄市立病院があり、旭川まで行くとまた医大病院もあると。色々な専門の科目もできておりまして、役割分担がされて、その中の美深厚生病院については第一次の医療、救急もしておりますけれども、入院の機能も今、現に40名程度の方が入院されている状況でございます。ただ、一方で国・道の考え方としまして、高齢化に向かって地域医療構想ということで、そういう病院の体制をどうしていくかという大きな動きがございますし、現に道内そして名寄の保健所管内でもそういう動きがございます。そういう流れの中でも、美深厚生病院の機能といったものを改めて、赤字の問題ももちろんある訳でございますし、美深の病院の機能を改めて、厚生連と一緒に協議をして、皆さんとも協議をしながら考えていきたいと考えるものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2人とも言っていることは、厚生病院の要するに経営努力もきちんと求めていくのかということなのですけれども、その点についてはどうですか。

望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 全体的に厚生病院、この美深の町内で運営をして頂いている訳でございます。全道的にも大きな病院を経営されているわけでございまして、専門的な部分については、そういう事はあるのかなと思います。ただし、ご質問にもありましたのと、私共も一般町民あるいは役場からの一般的な見方として、厳しい意見反映もしていきたいと思っておりまして、経営の改善と言いますか、強化については意見反映してきたつもりでございますけれども、さらに留意しながら進めていくということで、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、10番 南君。

○10番（南 和博君） 3点ほど質問したいと思います。まず、同僚議員からも質問があるように、厚生病院の運営支援補助金の関係、それから、快適な住まい環境と商工業振興補助金。あと、今回の補正で、多岐にわたって工事関係の入札減がある部分で、その3点で質問をしたいと思います。まず、厚生病院の運営支援補助金の関係ですが、これは協定に基づいての3,173万9,000円の赤字補填ということで、この点について、どうこう言うものではありませんが、同僚議員なり、一般質問なり、この問題がわが町の非常に大きな問題のひとつという観点の中で、この一般会計の中に入れて議論するレベルを超

えている感じがするのですね。基本的に、厚生病院の赤字補填、年度当初から1億9,700万円、そして今回3,173万9,000円ですか。そうすると2億3,000万円くらいです。これを、一般会計の中で議論するところにも、また問題があると思いますので、その辺しっかり議論する大事な病院の問題になっている時代ですので、ここら辺を今後、どのように考えていくのか、まず伺いたいと思います。それから、快適な住まい環境と商工業振興事業の関係ですが、この点については、特に町産材利用促進事業の部分で、その実績と利用が少なかった、そこら辺の分析・検証を伺いたいと思います。それから、3つ目、大きな捉えですけれども、工事関係の入札減額が、工事も今年度、多いのもあるのでしょうかけれども、例年に比して、非常に入札減の部分が多いように思うのですが、そこら辺の要因を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 先に、快適な住まい環境のご質問について、ご答弁をさせていただきたいと思います。特に、今回、減額する部分については、当初の説明があったとおり、町産材の利用が少なかったという部分で、実績については、当初、新築の部分について5件程度予算を見ていたのですけれども、現実1件の実積と。それから改修については20件程度、予算をしていたのですけれども、実績は2件と。それから店舗近代化については実績ゼロという実績になってございます。少なかった要因については、やはり改修の部分については、大きな改修が少なかった部分があったのかと。増築等になれば、そういう町産材の活用も多く見込まれたのですけれども、内部的な、表面等の改修が多くかったという部分で少なかった部分と、新築の部分については当初、5件の町産材の活用がいただければと思っていたのですけれども、なかなか、業者によっては、これまでの契約の中で急に取引先を材料の購入先を変えるのが難しいといったところもありました。そういうところも事実です。実際に、この制度が始まる前に、業者の方にも色々説明を2回ほど実施しながら、利用促進、町産材、町外の業者ですとか、ハウスメーカー、そういうところと差別化を図るためにも、ぜひ業者自身が積極的にPRしながら活用して欲しいということで説明会を行ったのですけれども、実績として1件しかなかったということです。新築そのものも今回、全体で5件の利用しかなかったということで、そういうことが挙げられるのかなと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 私から、工事の執行残の減額の件についてご答弁をいたします。工事に関しては、毎年、今年と変わらないくらいの入札の実施をしているわけでありまして、今年が特段、入札減が多かったというわけではなくて、毎年、同じよう

な形で入札ですから、予算に対してある程度の入札減というのが出ているわけでありますけれども、これまで、それは補正をするのではなくて、一定程度、決算の段階で予算残として取り扱っていた部分もあるのですけれども、決算委員会ですとか、監査の部分で、残額が多いというようなご指摘も受けている経過もありまして、一定程度の額のものについては、今回の予算の中で、補正予算ということで整理をさせていただいたということになっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 病院の補助の関係で、会計に関するご質問でございます。答弁にそぐうかどうか、アレですけれども、市町村立で、直営で、病院を経営する場合もあるかとは存じます。そういう場合は一般会計ではなく、制度的にそういった形になって、議会での議論ということもあるかと思いますが、ご承知の通り、現在、厚生連をそういった形に位置づけて、補助金という形で支援しているという仕組みでございますので、会計制度的には、今の一般会計の中での制度であって、議論をいただくのかと考えているものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） まず今、望月課長から答弁があったので、先に病院の方に入りたいと思いますけれども、町立病院ではないとか、他の町立病院を抱えているところは特別会計を持ちながら、というところも理解するのですけれども、やはり、先ほど言ったように、これだけの額を、一般会計の中に入れて議論するというのが、要するに、これを否定したら全て否定という形にもなるし、全体で否定するつもりはないですけれども、深く議論するといいますか、非常に大事な問題になってきているので、特別会計というものが良いかどうかは別として、例えば、厚生病院の運営支援補助金の部分も基金化して、そこで運用していくようなやり方とか、少し、一般会計から離して議論ができる環境を作るのが必要な時代になっているのではないかと思うのですけれども、これは、副町長あたりの答弁でないと大変なのかと思いますので、副町長に振りたいと思いますけれども。それから、2つ目、町産材利用の関係ですけれども、これは、この事業に町産材利用促進事業を追加する時、委員会付託で議論をした時に、このことは言っているのです。現場サイドと行政側の施策の立案と、ミスマッチがあるのではないかと。その部分を心配して議論した経過があって、そこはしっかりミスマッチがないように努力します、という答弁だったのが、ふたを開けたら、やはりこういうことですよね。もうちょっと、せっかくの施策ですから、そういう環境整備をして、この事業を潤沢に回すような努力が、僕は足りなかったのではないかと思います。その辺、まず回答をいただきたいと思います。それから、入札

減は、例年通りこれくらいですと。また、色々な指摘があったので、早めに出しましたということですけれども、あまり細かいことは言いたくないのですが、例えば、正確に僕も背景を勉強していませんけれども、つくし団地の屋上の屋根、防水工事あたり、昨年と同じ額で、また入札減になっている様な数字を見ると、現実に過大見積もりも若干あるのではないかという印象があるのですが、そんなことないというのであれば答弁願いたいのですが、ちょっとそこら辺の例年同じ数字が出てくるという印象も僕としてはあまり良い印象ではないのですけれども、そこら辺の過大見積もりなり正当な見積もりにしたがって、やっているところが僕はちょっと疑義があるちょっと。勉強不足かもしれませんけれども、そんな印象があるのでその辺の答弁を願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 振られましたので、答弁したいと思います。最後の入札減の関係にも触れておきますけれども、防水工事に関して、これは補助事業でやっておりますので、きちんと道単価、道の歩掛を使って積算しておりますので、後は、その落札業者の努力によって落札したということでありますので、決して過大見積もりではございませんので、そう認識していただきたいと思います。それと、整理ですので、落とさないで決算でなんでこんな決算残を出すのだと言われていたり、途中で整理したら整理したで、なぜこんなに入札減があるのだと。どうも事務方さんにしたら割の合わない質問かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと、厚生病院の部分に触れたいと思いますけれども、その前に2人の議員さんからも質問があったのですが、一般質問でも質問がありましたけれども、若干経過を踏まえて答弁申し上げたいのですが、一連の厚生病院の赤字、確かに厚生病院の経営努力ですとか、そういう部分もあると思いますし、人口減もあると思いますし、色んな要素があって、非常に大きな損失になってきているということなのですが、一般質問でも19年に5,400万円の補填だったのに、なぜこんなに増えたのだと冒頭質問があったのですが、19年については、3分の2の補てんでしたので、この時は18年の損失が8,200万円。翌年から1億円を超える赤字になっていくのですが、振り返ってみていただきたいのは、ちょうど小泉内閣の三位一体改革が始まって、3年間ぐらい、それこそ大きな改革があって、医療制度にも大きな改革、診療報酬がまず変わったこと。それと医者の養成に対して、大きくブレーキをかけたという、そういうことがあります。そして、政権が変わって、医者に関しては、これはまた人材育成にやっているのですが、お医者さんを育てるのに10年以上かかるのですね。したがって、今ここにきて、なぜ医者がいないかという、これは厚生病院、厚生連だけに限ったことではなく、全国的に同じ現象ができます。医師の取り合い。ただ一部、都会に集中して、そ

ういった都会にいるお医者さんが美深厚生病院のように出張で来て、アルバイトしていくというところもあるのですが、どこもそういった常勤医が不足しているというような、これは国の政策が大きな要因であるというように言えるだろうと思いますし、今の内閣、小泉政権があって、その後右往左往あって、民主党政権があって、そして今の政権になって、安定してまたお医者さんの人材育成ということが始まったのですが、ただ、その診療報酬の改正については、改正することに下がってきています。そういう部分で相当損失が出ているというのは間違いない話でありまして、厚生病院だけではなくて、近隣の、近隣だけではない、全道と思いますけれども、いわゆる国保病院、市町村立の病院についても大幅な赤字を抱えています。近隣の病院においても、一般会計から相当な金額をやはり繰り出しているという、そういう事態が有りますので、そういうこともご理解いただきたいと思うのですが、ただ、やはり色々指摘のあった部分、では病院側はどのように考えているのかという、そういうことも議論する場が運営委員会の中であったと思うのですが、あの中ではきちんと出されていなかったのですが、町としてもきちんと赤字がゼロになることは考えられないという、そういう前提のもとに特別交付税も交付されているのだろうと思いますので、そうであれば、特別交付税+ $\alpha$ くらいの赤字にどうやったらできるのだと。病院経営はどうやってやれるのだと。そういうことも私の方から担当の方に申し付けて、担当の方から厚生病院の方とそういったやり取りもやっております。病床数の問題もありますし、どのように転換して経営改善を図っていくのかと。そういうようなことも一方では努力してやっているし、厚生病院だって努力していないという部分についてはなかなか言えないのかと。たまたまこういった大きな損失が出てきているということなのでありますが、収入利益も減ってきてているのですけれども、費用もやはり減ってきてているという。27年度の費用額で7億3,000万円くらいですけれども、多い時では7億8,000万円ですか、それ以上の費用もあった年もあります。やはりこうやって資料を作つてみると、医師がやはり常勤医1人となると、その費用額も膨らんできていると。そういうデータに現れてきておりますので、やはり、その医師の確保というのが最優先になるでしょうし、入院病棟、病棟の空きが出てきていると。これもやはり国の医療制度の改革の中で長期間の療養というのが認められなくなってきたことと、一定の時間が過ぎると、病院から出て行ってもらうという、そういうこともなされているというような状況もあるようありますので、そういうことを総合的に考えていくと、その辺の問題は、やはり美深町と厚生連だけの甲乙だけの協議の中では解決できない問題があるのではないかと。一方で厚生病院として改善していくものは改善していくという努力は、もっともっと言っていかなければならぬと思います。ただ、会計を別にして云々と

いう議論もありますけれども、基金に積んだとしても一般会計に繰り入れて結局は支出するということになりますので、赤字を想定して基金を積むという事は、いかがなものかなと考えておりますので、やはり、厚生病院をどうしていくのだ、町の病院としてどうしていくのだということで、この場だけではなくて、違った場の中でも、やはり議論するのが必要なことだと思いますけれども、ただ、やはり厚生連、厚生病院もっともっと町として協定があるので、その辺をきちんと申し伝えていきたいと考えております。今回、定例会での色々なご議論をいただいておりますので、この部分についても、担当を通じて、厚生連の方にきちんと伝わるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 快適な住まい環境と商工業振興補助の関係で、当初そういった懸念があって、ご指摘をいただいた部分で、結果こうなった部分があるということは、ある意味、努力が足りなかった部分があるかと思いますけれども、ただ業者によつては、町外業者との差別化を図る意味で、こういった部分を積極的に活用して、例えばのぼりを作るなど、そういったことも考えたいという話も頂いておりますので、改めて、業者全体、町内業者の方に周知それから説明をしながら、PRを図っていただくようにしていきたいと思いますし、住民の方にも併せて周知を図っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） まず、今の町産材の関係からですけれども、そういう答弁をするのだろうなと想像でしたけれども、次年度に向けて、特に工務店と木工所あたりと環境整備が足りないと思うのですね。のぼりを立ててどうこうというレベルではなくて、もっと現場の部分がしっかりと練りこまれていないのではないかと思うのです。これがまた新年度予算に同じような額で出てくると、なかなかどうなのだという話になりますので、そこら辺、新年度予算に向けて環境整備するような段取りをして出して欲しいと思います。要するに次年度はどのような体制で行くか、予算の考え方も聞きたいと思います。それから、入札減の関係はあんたらがそういうからこうしたのにと言うところは色々な場面で総務課長からもそういう指摘も色々あるので、私も胸に手を当てるところもあるのですけれども、そういう意味ではなくて、やはりそれこそ決算委員会で不用額の関係もあった、そういう背景もあったりもするのでしょうかけれども、せっかくの予算をしっかり執行出来るような環境を作りたて欲しいという思いでの発言であります。それから最後に厚生病院の関係ですけれども、今回の補正に関しては賛成するつもりですけれども、今後に向けての医師体制

の、医療体制の整備の観点で申し上げるのですが、今後、医師の確保が非常に難しいという話が今、副町長からもありましたけれども、新年度予算の考え方ですけれども、わが町として医師を確保するという予算付けも、厚生病院があるなしに関わらず、そういう努力を予算付けで、していくという動きも必要ではないかと。町長は一般質問の中で、今の院長先生ともコミュニケーションを取りながらやるには、お金も掛かるというような話もありましたけれども、そういう飲食というかコミュニケーションだけではなくて、全国にわたって医師を確保できるような、そんな動きをするためにも、新年度予算にそういう考え方を持っても良いのではないかと思うのですが、考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 木材業者それから建設業者、それぞれの部分の調整も足りなかったのではないかということなのですけれども、そうですね。そういった部分、改めてどういう状況で使わなかったのか、使えなかったのか。そういったところもそれぞれ協議をさせていただいて、次年度予算に向けてそういったところをきちんと整理をしながら予算組みをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 予算編成にかかる部分があるので、山口町長。

○町長（山口信夫君） 医者の確保は本当に難しい話でありまして、厚生連だけに頑張れと言うことも、いかがなものかと思っておりますけれども、厚生連的に言えば、厚生連も一生懸命努力しているのだけれども、やはり昔の医局制度がやはり少し壊れてきたとは言いながら、現実的には医局と言うものは絶対的なもので、大変だと。そういう事、先ほどはインターネット等の話も少し聞かされたわけありますけれども、地元の病院だけでそこら辺の努力をいくらしても、厚生連全体として頑張っても、医局という壁があったり、本当に大変なことなのでありますけれども、先ほど副町長から申し上げたように、全国的な医師の流れですか、医師の育成ですか、そういうこともあるわけでありますけれども、美深町的に言えば、本当に美深出身の医者とがいるのですね。他の町よりは、きちんと把握しているわけではありませんけれども、他の町村よりはウエイトは高いと思っているのですけれども、しかしながら地元に帰ってきて医療をやりたいとか医者をやりたいそういう人は残念ながらいないのですね。何なのかと、これはよく考えてみなければならぬなと思ったりするわけです。そして、我々の大先輩の息子さんであったり、そういう方々もいないわけではない。ひょっとすると皆さん知っている方々の子供さんですか、そういう繋がりも。努力はしたいと思っているのですけれども、現実はそういうことなのですよと。これで良いということはありえないのです、色々なことを模索しながらそのために動くためにはお金もかかるのかなと思っています。また会話を深めることについても、お

金はかかるのかなと思っております。ただ、現実的に厚生連の運営の中ではありますから、単独で私どもが動くという事にはなかなかならないのかと。やはり厚生連なり医局なりの意向を聞きながら、どうするという非常に難しい問題があります。そして、厚生連としては、たまに困った時に常勤医ではありませんけれども、フリーな医者を掴む時があります。フリーな医者を掴むと、逆にその時は一旦、良く思う時もあるのですけれども、後が辛くなる傾向にあります。そういう傾向が、今、うちとして、出てきているのかと思ったりしないわけでもない。これが全てだとは言いませんけれども、そういう傾向が出てきている部分がある。色々な要素があるものですから、言葉で努力と言ったら何を言っているのと言われるかもしれませんけれども、正直言って、許されるものなら予算も少し考えていただきながら努力をしていきたいと。これ以上の答弁は難しいかと思っております。ただ、厚生連等々については意見反映は充分していきたいとこのように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 歳入の方の13款の節の1の道路橋梁費補助金1,200万円と14款の1の総務費補助金の260万円についてお聞きしたいのですが、この支出の方の17頁になろうかと思うのですが、まずスキー場の景観整備に道支出金が当たらなかったと思うのですけれども、その理由を聞きたいのと、これは年度で言えば整備計画が終わる年度の確認をしたいのですが、何年計画で終わるのかそれを教えてください。それと上の8款の13節の7線道路、これは事業実施がないというような説明を受けたのですが、7線道路の場所が解らないものですから、水害にあった東1号の十字路でしたら困るなと思って、お聞きしたいと思います。それと、その下の国庫補助の工事請負費ですけれども、これは、つくし団地と恩根内のことと言っているのか、それを確認させてください。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） まず14款の道補助金ですね。総務費の道補助金、地域づくり総合交付金の関係なのですけれども、これについては、当初、申請をしていた額よりも道の方の配分の中で、それぞれ調整がありまして、この交付金、相当要望があつて全体的に調整をされております。そういう部分で、この部分については減額になったということでございます。歳入の部分については以上です。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 只今、質問がありました、スキー場の景観整備の計画の件ですけれども、この交付金を受けて、整備している3カ年計画で終わっておりますので、今年が交付金を受けてやる事業は終わりです。ただ、今後、維持管理を含めて景観整備は引き続きやって行かなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 地域住宅社会資本整備総合交付金の関係ですがこれは恩根内地域住宅の関係です。これにつきましては、当初、配分が100%なされないということで、減額して計上していましたが、実際に配分が満度に配分されたということで、増額としております。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） ご質問の7線道路の関係ですけれども、7線道路は、国道から線路までの区間になってございます。国庫補助事業の工事請負費の部分、合わせて町単独事業とその上にあります委託事業の部分につきましては、7線道路の事業費に係る部分でございまして、全額減額補正ということで今回ご提案させていただいているものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 若干、先ほどの南坂主幹の答弁に補足させて頂きます。地域住宅の交付金の方なのですけれども、つくし団地の部分が入札減で減っております。そして、もう1つ先程言った恩根内の部分と合わせたもので、恩根内については補助の配分額が増えたということで、交付金の配布額が増えたということで、その増になった部分と、減となった部分と合わせての補正でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） スキー場の景観整備の方、これは予算が来なかったから一般財源で組み換えをしたと思うのですけれども、整備の方はあと1年で終わりでしたか。それから整備としては維持管理料がかかるのでしょうかけれども。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 地域づくり総合交付金を受けて3年間、整備を行って来ており、今年が最終年でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 後は単費を出すしか、あそこの整備はできないということですね。今の進捗状況を見ると、100にすれば、割合で言えば、見方は色々な人がいると思いますけれども、私は完成度で補助金はないと、普通でしたらその3年間の計画で完成して、次は維持管理に予算が回るように考えるのですけれども、現状を見ると、進捗状況から言うと、相当の年数がまだまだ整備にかかるのではないかという認識を持っているのですけれども、そこはどんな按配でしょうね。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 言われるとおりですね。交付金を受けて、今、やる事業は今年度終了ですけれども、引き続き単費ですとか、なのでしょうけれども、受けられる補助金等、探すものは探しながら、継続して維持管理ですとか、そういうものはやっていかなければならないでしょうし、今、言われた通り、進捗状況踏まえてどうなのだということもありますので、どこか完成か、というのは現状でなかなか難しいのでしょうかけれども、長い時間かかるのは間違いないと思いますので、色々な財源を探しながら、維持管理を含めて継続をして行っていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。討論がなければ終了をいたします。これから議案第52号について採決を行います。議案第52号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第52号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

これから暫時休憩を行います。再開は13時15分といたします。

---

午前 11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

◎日程第13 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 日程第13 議案第53号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 1点だけ、一般会計の方にもあったのですけれども、一般会計の方では聞きそびれたというか、上川広域滞納機構の負担金ということで、実績率で今回、補正3万7,000円ほどの補正がかかっているのですけれども、この内訳と言いますか、いくら、滞納機構の方から回収になったのか、その金額だけ教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 只今の上川広域のご質問でございます。一般会計、国保会計、両方、今回、補正予算を提案させていただきました。この金額につきましては、6万2,000円という金額が合計して今回、美深町として増額となった部分でございます。このうち、引継ぎ額、町税・住民税から固定資産税から色々な税金を引き継いでいるものがありますけれども、その引継ぎ額の町税と国保税の割合によって、今回、負担の部分、補正の部分を一般会計の分については2万6,000円。国保会計については3万7,000円増額させていただいている。そういう割合で計算しているという内訳になってございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） いわゆる全体の滞納額に対する、やった額の方はいくらになっているのか。全体でいいです、一般会計の負担金が2万5,000円、国保会計の方で3万7,000円というのは全体の滞納機構から取った部分に対して割合でこういう配分になっていると思うのですけれども、その額の方はいくらになっていたか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 只今の額としての関係なのですけれども、引継ぎ額、町の方から上川広域の方に引継ぎをした金額については、平成27年度、今回、平成27年度の実績に基づいてということになりますので、27年度の引継ぎ額でいけば763万4,143円。この金額が引継ぎを行った金額になります。それに対して、収納額なのですけれども、395万6,202円という結果になってございます。収納率につきましては、51.8%ということになります。補足させていただきますけれども、この収納実績の関係につきましては、当初は20%と一律で全部計算して、翌年度その実績に応じて微収されるということで、今回については20%が51.8%になったと。このことによつて増額になったというような理由になってございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） そうすると、この引継ぎ額というのは両方の分で見て良いということですね。解りました。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第53号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第53号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第54号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第54号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それでは議案第54号について採決を行います。議案第54号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第54号 平成28年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第55号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第55号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 歳出の部分で、負担金補助金及び交付金、19節、570万円の介護予防サービス給付費負担金ということで570万円、サービスの増によるものだという説明を受けたと記憶しておりますが、同じく、地域密着型介護予防サービス費の部分では、地域密着型介護予防サービス給付費負担金が同額、570万円の減額ということなのですが、これは、たまたま数字が合致したものなのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今の負担金の内訳の説明になるかと思いますけれども、当初、予算の時に通所介護、デイサービスに係る給付の部分を地域密着型のサービス給付に見込んで計上しておりましたけれども、そのうち、要支援者に係る部分につきましては、上の介護予防サービス給付費からの負担になるということで、組換えをさせていただいた状況になります。それで同額の補正ということになっております。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。別段なければ質疑を終了いたします。討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第55号について採決を行います。議案第55号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第55号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第56号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第56号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第56号 平成28年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第57号 平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それではこれから採決を行います。議案第57号、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第57号 平成28年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案の通り可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第58号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 議案第58号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第58号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第58号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第19 発議第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本件の提出者は中野君、賛成者は岩崎君、齊藤君、小口君、藤原君です。この際、提出者の中野君から本件の提案説明をいただきます。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 発議第2号について、提案説明を行います。本件の提出者は只今、議長から通告があったとおり、提出者は私、中野。賛成者としては岩崎、齊藤、小口、藤原の各議員によるものであります。美深町議会会議規則の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。3頁をお開きいただきたいと思いますが、まず、会議規則の新旧対照表でございます。改正の趣旨は、標準町村議会会議規則において議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢等を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定する改正がされたことから、美深町議会会議規則の一部を改正するものであります。第2条の後に、1項を追加して、第2項といたします。その後に、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる、といたしました。附則として、この規則は平成29年4月1日から施行するということであります。本件は将来、美深町議会に女性議員が誕生し、妊娠に至ったときに適用されるものであります、その条文を追加したものであります。議員各位の賛同をお願い致します。以上です。

○議長（倉兼政彦君） これから只今の発議に対しての質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから発議第2号について採決を行いま

す。発議 2 号について、今、提案のあったとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、発議第 2 号 美深町議会会議規則の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎日程第 20 同意第 2 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 20 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について説明を申し上げます。本町の固定資産評価審査委員会の委員につきましては、総数 3 名でございます。任期は 3 年で、それぞれ今、ご活躍いただいておりますけれども、この委員の選任に当たりましては、地方税法の規定に基づいて議会の同意を要するものであります。今回、ご提案申し上げます園部一正氏は、固定資産評価審査委員として活躍をいただいている、この 12 月 23 日をもって 6 期目の任期満了を迎えるとしています。昭和 30 年生まれでありますから、現在 61 歳。昭和 52 年に日本大学経済学部を卒業され、平成 11 年に株式会社園部商会、代表取締役社長に就任されております。生業のほか、美深町商工会会長など社会的にも様々な役職に就かれており、ご活躍されていることは、ご承知の通りだと思っております。その他の公職といたしましては、町内でありますけれども美深町地域安全推進協議会副会長、びふかニューパブリック協議会会长、美深町企業開発審議会委員等を務めており、経済情勢や行政にも精通されている方であります。平成 10 年に固定資産評価審査委員会の委員として選任申し上げ、活躍をいただいているわけでありますけれども、平成 17 年から 11 年間、只今、委員長を務めていただいているところであります。これまでの経験と公正な判断力を考えますと、最適任の方であると考えまして、引き続き園部氏を委員として選任いたしましたく同意を求めるものでございます。満場のご賛同を頂けますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。それでは質疑を終了いたします。討論を省略して、同意を求める件を採決いたします。この採決は起立で行います。原案の同意に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって、同意第 2 号 固定資産評価審査委員

会委員の選任について同意を求める件は、同意することと決定をいたしました。

---

◎日程第21 意見書案第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 意見書案第3号 大雨災害に関する意見書案を議題といたします。本件の提出者は小口君。賛成者は藤原君、岩崎君、長岐君、荒川君です。この際、提出者の小口君から本件の趣旨について説明をいただきます。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意見書案第3号 大雨災害に関する意見書の提出について。地方自治法第99条及び會議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。平成28年12月16日、提出者、私、小口。賛成者、藤原、岩崎、長岐、荒川、各議員です。次の頁、大雨災害に関する意見書案、朗読によって代えさせていただきます。北海道では、本年8月台風7、11、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地の浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。こうしたことから、住民が1日も早く安心して元の生活を取り戻すことができるよう、早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。については、このたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。記、1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。3、復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。1級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。4、住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すための必要な各種支援制度について十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。5、農林水産業の被害について農林業家の経営意欲を後退させないよう、災害に強い農山漁村づくりの措置を講ずること。6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう、流木等の災害廃棄物の迅速な改修や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。7、被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。8、異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靭な道路・河川を始めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日頃の維持管理に

対して特段の財政措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、以上です。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了いたします。討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第3号について採決を行います。意見書案第3号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、意見書案第3号 大雨災害に関する意見書案は原案のとおり決定し、意見書を提出することと決定いたしました。

---

#### ◎日程第22 意見書案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 意見書案第4号 JR北海道への経営支援を求める意見書案を議題といたします。本件の提出者は齊藤君。賛成者は中野君、諸岡君、南君、和田君です。この際、提出者の齊藤君から本件の趣旨について説明をいただきます。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 意見書案第4号 JR北海道への経営支援を求める意見書の提出について説明をいたします。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出いたします。平成28年12月16日、提出先については意見書の朗読の後に申し上げたいと思います。11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ない。JR北海道は、発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を、北海道に置いて公共交通機関としての役割を發揮できるようにJR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう、強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。提

出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。議員各位のご賛同を得られますよう、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了して、討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第4号について採決を行います。意見書案第4号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、意見書案第4号 JR北海道への経営支援を求める意見書案は原案のとおり可決し、意見書を提出することと決定いたしました。

---

#### ◎日程第23 意見書案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第23 意見書案第5号 北海道の鉄道存続を求める意見書案を議題といたします。本件の提出者は藤原君、賛成者は岩崎君、長岐君です。この際、提出者の藤原君から本件の趣旨について説明を頂きます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 意見書案第5号 北海道の鉄道存続を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書案を提出いたします。平成28年12月16日。提出者、藤原。賛成者、岩崎議員、長岐議員であります。この提出先は北海道知事、北海道議会議長といたします。それでは内容を読み上げます。北海道の鉄道存続を求める意見書案。11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表いたしました。この路線の廃止となれば、その地域の過疎化に拍車がかかり、地域経済や住民の暮らしに計り知れない打撃を与えることになります。明治以後、北海道は未開の大地に鉄道が敷かれ、鉄道延長とともに、地域の開拓が進み、経済が発展し、人々の暮らしも豊かになってきました歴史があります。今日、北海道は日本の食料生産基地の地位を確立し、その輸送の主役である鉄道の廃止は地方の消滅、北海道そのものの衰退につながることであります。将来に渡り鉄道を残し、活用していくことが道民の命と暮らしを守り、また、観光立国を目指す北海道にとっても、北の大地に大きな可能性を残すことにつながります。貴職におかれましては、JR北海道と国やJR貨物も含めて国防、経済、環境など様々な側面から

鉄道存続のため、その中心的役割を果たすよう強く要望するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により提出をさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第5号について採決をいたします。意見書案第5号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、意見書案第5号 北海道の鉄道存続を求める意見書案は原案のとおり可決し、意見書を提出することと決定いたしました。

---

#### ◎日程第24 意見書案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 意見書案第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案を議題といたします。本件の提出者は和田君。賛成者は諸岡君、南君です。この際、提出者の和田君から趣旨の説明をいただきます。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） 意見書案第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出いたします。平成28年12月16日。提出者は私、和田です。賛成者は諸岡議員、南議員。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣。では意見書を読み上げます。中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者の経営は、大半が事業主と家族の労働によって成り立っています。特に長期的な不況の中、中小の事業所や商店では人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子供の働きによって支えられているという現状があります。しかし、家族従業者の働き分は、税法上、所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に算入しない、により、必要経費に認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立できないことから、他の職業を求め、後継者不足にもつながっています。税法上では、青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差を

つける制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなどの世界主要国では、自家労賃を必要経費として認めており、わが国においては、結果として家族従業者の労働を評価しない税法の見直しの声も出ています。税法上も、そして民法や労働法、社会保障の上でも、家族従業者の人格を保障し、暮らしを守るために、所得税法第56条を廃止することを求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定により提出させていただきます。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 只今の意見書案をお聞きしまして、2点ほどお伺いしたいと思います。所得税法第56条の目的として、家族間での所得の分散による租税措置回避することを抑制する目標が定められておりますけれども、これをなくしますと、その目的が達成できなくなり、不公平感が残ってしまうのではないか。もう1点、青、白と2つ制度自体があることを指摘しておりますけれども、現状では青色申告、白色申告とも、色々な選択肢の中で選びながら、それぞれのメリットとデメリット、要するに青と白の差を利用して、それが申告をしている現状がございますので、特段、これが問題になるとは、僕は考えておりません。現状のままで良いのではないかと思いますけれども、廃止後はどのような形になっていくということになるのか、お答え頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 只今、藤原議員からご質問を頂きました。所得税法56条の目的に関して、1つ目にご質問をいただきました。こちらの56条が、不当な、納税額を低くするという、いわゆる要領の良い納税者を抑止するために作られた法律ということで、それがもしなくなった場合には、その他が外れてしまうのではないかということですけれども、この56条がそういう目的で制定されている中で、不当な納税額を所得分割などして、青色でも白色でもそういったことをされる方というのは、やはり今の状態の中でもいらっしゃるということで、それを抑制するにあたって、別のこととも考えていかなければならぬという情勢だと私は思っております。その56条の本質の部分で言いますと、現在、個別所得という課税方法をとっている中で、その例外といたしまして世帯課税というもので、所得に対して家族従業員の働き分が認められて、算入されないという規定になっている部分、そこを重視しているものであるとご理解いただきたいと思います。また、その青色、白色、それぞれメリットがある中で選択している方々がいらっしゃるのではないかと。そのメリットがなくなってしまうのではないかというご質問だったかと思いますけれども、それに関しては、今回の意見書は、所得税法第56条の家族従業員が労働に対しての

対価を得られていないというもので 5・6 条を廃止することを求めているものであります、青、白、それぞれのメリットというものは 5・6 条に付属した 5・7 条の特典で、それぞれメリットが与えられていると。そうなりますと 5・6 条が廃止された後にどうなるかというご質問もありますけれども、私の考えで言いますと、その先 5・6 条を廃止して 5・7 条がなくなると断定できるものでもございません。そちらの方は、立法の関係になってくるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 6 番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 今、ご回答ただきましたので、今の説明の中にも一部あったのですけれども、5・6 条を廃止することによって、対価といいますか、そちらのものはひょっとしたら帳面上というか、帳簿上は確保できるのかもしれないですけれども、実際にこの条項を廃止することによって、現物としての自分の手持ちが増えるとか、そういう事に直接つながることは、また、別問題だと感じるのですよね。処理上の枠の中の記載は出来るかもしれないですけれども、実際そのことが、ここで唱っている、暮らしや人格どうのこうのという、収入アップにつながるかどうかというのが別問題と考えますが、この 5・6 条との関係と言いますか、その辺に関してはよく理解できないですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 3 番 和田君。

○ 3 番（和田 健君） そういうものは、先程のご質問の中でいう、青、白のメリット、その特典に重なる部分だと思うのですが、その 5・7 条の扱いというものが、それぞれ青・白によって特典が付けられているわけですけれども、5・6 条の本質というところで、そこに家族従業者の方々の対価としての働き分が算入しないと。事業の経費に算入しないというところで、個人の働き分という部分では、人格の保証、そして、また、そういった面でご苦労されている個人経営者の方もいらっしゃるかと思います。また、そういった話も私、実際に聞いたこともあります。そういった方々の暮らし、そして生業としている商売の方を守るために、この 5・6 条の廃止は必要ではないかという考えであります。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論を行いますが討論はございますか。

6 番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 私は、今、提出案のありました第 5・6 条を廃止する意見書でありますけれども、先程も触れましたけれども、所得税法第 5・6 条は、家族間での所得の分散により租税措置を回避することを抑制し、公平な税負担を求めるのが目的である。所得税そのものが国民の理解を得られても、なかなか納得することができない難しい法案であり、

規制を強化するものと、緩和するものとのバランスをとって制定されていると思います。その一部を廃止してしまうと、バランスを欠いたものになる懸念が生じます。また、白色申告は手続が簡単な分、税法上の特典も少ないとされております。白色申告で不利な部分においては、他の選択肢もあり、多くの納税者はそれぞれのメリット、デメリットを精査し、青・白の差を利用し、そして申告等を行ってきている現状があります。よって、今回、意見書の提出の内容である所得税法第56条を特段、廃止する必要はないと考え、現状で良いと私は考えておりますので、提出においては反対とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） ほかに討論はございますか。討論がなければ、以上で終了いたします。これから意見書案第6号について採決を行います。意見書案第6号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（少数挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成少数、したがって、意見書案第6号

もう一度、採決を行います。意見書案第6号について賛成の諸君の挙手を求めます。

（少数挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成少数、よって、意見書案第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案については否決となりました。

間違えまして、大変申し訳ございません。採決の後から入ります。

賛否同数につき、議長において、これを採決といたします。議長は否決といたします。したがって、意見書案第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案については否決といたします。以上です。

---

#### ◎日程第25 承認第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第25 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会、並びに議会運営委員会から、お手元に配布の調査事項について、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定して、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査については、申し出の通り承認といたします。

これで、今定例会に付議されました案件の一切を終了いたします。本定例会は平成28

年最後の議会でもありますので、ご挨拶を申し上げたいと存じます。はじめに、町長からお願ひ致します。

○町長（山口信夫君） 只今、議長から登壇を許されましたので、最後の年末議会でありますから、ご挨拶を申し上げたいと思います。13日から、第4回定例会が始まっておりました。休会を挟んで、今日まで本当にご苦労様でした。そして、ありがとうございました。早いもので28年も平成28年、西暦2016年、今年は申年でありますけれども、あと半月、15日で今年が終わるわけであります。そういう中にあって、私共、町民の暮らしと財政の安定、財政ではなくて町政の安定ですね。さらには持続可能なまちづくり、こういうものを目指しながら職員共々に全力あげて1年を過ごしてきたと考えているわけであります。特に道路ですか、川ですかの整備、そして農業ですか林業の基盤整備、これらに対して国、道の大型投資と言われます事業をさせていただくことができました。本当にありがとうございます。そして、また同時に、長い間懸案でありました仁宇布の自動車テストコース、富士重工によりまして、今年から着工ということになりました、町の事業そのものが、建設工事そのものが、大きく今年は進展したのではないかと。そのように考えるときに、一面では良い年ではなかったかと考えているわけであります。しかしながら、先ほど来、全国あちこちで起きている災害等に対して、それぞれ意見書等々も出ておりますけれども、我が町も春以来、天候不順で心配をしておりましたけれども、農作物の出来は、大雨ですか災害もなくして、我が町なんとか乗り切ることができて、平年作を迎える、概でありますけれども平年作を迎えたと思っておりまして、良かったと思っております。同時に、非常に今年は価格が、特に畜産を中心でありますけれども、価格が高騰したということであって、非常に農家の方々、懷具合含めてよろしかったのではないかと。農協等に聞きますと、今までの販売収入、過去最高と聞いておりまして、よかったですと思っているわけであります。しかし一方では、地方創生と言われる時代でありますけれども、相変わらず地方農村、私共の町にあっては、人口減少、高齢化が進んでおりまして、少子化と合わせまして、本当に大変な状況になりつつあるわけであります。加えて、JRの宗谷線問題など、新たな課題が次から次と出てきていると思って、懸念した年でもありました。農業や林業、商工、観光、どの産業もそうでありますけれども、非常に働く者が少なくなって、不足しているという状況が、今年は顕著に現れてきている。言つてみれば、増大をしてきていると思っております。それなりに後継者対策ですか担い手対策に取り組んでおりますけれども、いかんせん廃業する者、と言いますか、廃業者に匹敵する新しい担い手、後継者等の確保することに至っていない。課題を残した一年でもあったかと思っております。そういう中にあって、役場の職員もそうでありますけれども、充

分な確保と言いますか、充分なことにはなっていなかったかと思っております。先程の補正予算で可決を頂きましたものでもわかるように、役場の人事費等々についても減額措置ということでありまして、本当に職員には多忙な1年を送らせたなと思っております。本当にご苦労をかけたと思っています。そういう中にあって、今議会等々を通しながらでありますけれども、医療の話から、将来にするまちづくりの話から、持続可能な調整を担うためには、行っていくためには、公共的な施設と言いますか、建物と言いますかそういう部分をどうするのだというご意見もいただいたところでございます。考えてみれば、次から次へと心配なことが出てくる時代になったと思っておりますけれども、しかしながら、それもこれも、戦後70年を過ぎているわけでありますけれども、構造改革といいますか、戦後にできた諸制度が、今改、革のときにあるのかなと思って、それらの動きに注目をしていかなければならぬと思っております。特に、教育改革であったりとか、農業改革であるとか、農業委員の改革然りであります。医療制度、福祉、年金、介護、皆そうでありますけれども、そういうことを充分、考えていかなければならぬ、そんなことを考えさせられた1年であります。ただ、今年は先程の、先ほどといいますか、暮れに清水寺の看守が、金という表現を希望したわけでありますけれども、嬉しいような一面もあったと。特にスポーツ界においてはオリンピックの活躍、金であります。金メダルであります。さらにまた、ノーベル賞も日本人が受賞するこういうことがあるわけであります。日本ハムの大活躍、優勝大谷投手のような、考えられない選手が出てくる、こういう時代であります。しかしながら、色々なことを考えさせられたと私自身思っているわけであります。そして、議会の皆様方には、本当に色々な意味でご協力、ご支援をいただいたと思っております。良かったのは、大災害ですとか安心・安全を失うような大事故ですとか、そういうことが起こらなかったのが良かったと。ただそれだけでありますけれども、色々考えさせられた一年であった。そしてまた、考えていかなければならぬ将来の課題も噴き出した一年であったなと思っております。そんなことで、1年間、特に今回の定例会の中で色々な議論をいただいた部分に心、新たにしながら職員共々に1年間頑張ってきたことをご報告申し上げて、議員の皆様方に感謝を申し上げ、そして町民の皆様方に持続するまちづくりを進めているということ申し上げながら、年末議会にあたっての締めくくりのご挨拶にしたいと思います。1年間ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） それでは、私の方からも一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。ちょうど1年前、大変、皆様にご心配をいただきながら、ご迷惑をかけたことについて、ここでまずお礼を申し上げたいと思います。それから1年、大変、議員の皆様それから理事者の皆様、町民の皆様に応援をいただきながら、この1年間を乗り切ってきました。皆

さんのご協力の賜物だと、お礼を申し上げたいと思います。さて今、日本は大きな節目の中にきていると思います。昨日、帰ってテレビを見ておりましたら、プーチンさんが山口宇部空港に着いたと。あの瞬間に私はこんなことを感じました。この戦い、もしかしたら負けたかもしない。それは何を思ったか。巖流島の戦いというやつを思い出しました。宮本武蔵と佐々木小次郎の話でありますけれども、そんなことで上手くいくのかと、そういうように思いました案の定、今日、朝のどこかの報道局を見ていますと、同じことを言っていました。巖流島の話が出てきました。なかなか、交渉ごとというのは難しいものだと思い出したのは、町村合併の時のその先頭に立ったときのことも少し思い出したり、色々しておりました。美深町も第5次総合計画の中で、ちょうど半分が過ぎて、先に進んでいるところ。私は、今の美深町は1つの安定期に入っていると思います。しかしながら、これから先、出てくる課題は、一般質問にも出てきましたし、色々なところで出てきました。医療福祉の問題、それから、この公共施設の問題、JRの問題、色々なことがあります。もう少し極端な話をしますと、例えばロシアとの交渉がどうなっていくのか解りませんけれども、その中で、サハリンから旭川に向けてのパイプラインの話がございます。これをJRで運んだら、鉄道はJR貨物でしっかりとなるだろうと。旅客で成績を上げなさいという事は、この過疎地では非常に難しいことだと私は思っていますので、そういうところが、1つの人口策ではないのかと。それから、歯舞の方が帰ってくれば、あそこから魚が列車で通る。これは北海道、1つの大きな屋台骨が活きてくるのではないのかと、そんなことを思ったりしているのですけれども、いずれにしてもこの町、美深の町は、少しずつ、緩やかではありますけれども人口が減ってくるでしょう。その中で、ここに残る人たちが、どれだけ安心を求めて、幸せを求めて生活できるのかということをしっかりと築き上げていくのが我々の仕事だと、このように思っております。そういうことの中で、今年1年は、今、町長から話がありましたけれども平穀無事にきたと思います。来年は鳥年でありますけれども、鳥年は取り込むという謂れがありまして、商売には良い、経済は繁盛する。本当かなと思ってはいるのですけれども、そういう年だそうであります。是非、この美深が、より安心で安全で、そして、みんなが豊かに過ごせる町に向かって来年も突き進んでいきたい、そのように思います。来年の年明けが、皆さんにとって良い年でありますように祈りながら、簡単措辞でございますけれども、一言のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

これで平成28年第4回美深町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 荒川賢一

署名議員 藤原芳幸